

## むつ市議会第141回臨時会会議録 第1号

議事日程 第1号

平成18年10月31日(火曜日)午前10時開会・開議

感謝状の伝達

諸般の報告

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議会運営委員の選任
- 第5 行政報告

【議案一括上程、提案理由説明】

- 第6 議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算
- 第7 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)
- 第8 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第9 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)

【議案質疑、討論、採決】

- 第10 議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算
- 第11 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)
- 第12 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算)
- 第13 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成18年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（59人）

1番	濱	田	栄	子	2番	山	本	留	義
3番	白	井	二	郎	4番	村	中	徹	也
5番	堺		孝	悦	6番	川	端	一	義
7番	川	下	八十	美	8番	小	林		正
9番	菊	池	一	郎	10番	新	谷		功
11番	高	田	正	俊	12番	村	川	壽	司
13番	東		健	而	14番	澤	藤	一	雄
15番	石	田	勝	弘	16番	富	岡	幸	夫
17番	杉	浦	守	彦	18番	柴	田	峯	生
19番	杉	浦		洋	20番	久保	田	昌	司
21番	横	垣	成	年	22番	工	藤	孝	夫
23番	大	澤	敬	作	24番	松	野	裕	而
25番	東	谷	良	久	26番	東	谷	正	司
27番	佐々	木	隆	徳	28番	立	石	政	男
29番	竹	本		強	31番	坂	井	一	利
32番	福	永	忠	雄	33番	板	井	磯	美
34番	飛	内	賢	司	36番	田	澤	光	雄
37番	徳			誠	38番	佐々	木		肇
39番	鎌	田	ちよ	子	40番	菊	池	広	志
41番	野	呂	泰	喜	43番	千	賀	武	由
44番	目	時	睦	男	45番	田	高	利	美
46番	澤	田	博	文	47番	菊	池		清
48番	柏	谷		均	49番	工	藤	清四	郎
50番	服	部	清三	郎	51番	杉	本	清	記
52番	慶	長	徳	造	53番	佐	藤		司
54番	牛	滝	春	夫	55番	本	間	千佳	子
56番	半	田	義	秋	57番	坪	田	智十	司
58番	斉	藤	孝	昭	59番	中	村	正	志
60番	富	岡		修	61番	川	端	澄	男
62番	宮	下	順一	郎					

欠席議員（3人）

30番	千	船		司	35番	赤	松		功
42番	工	藤	直	義					

説明のため出席した者

市長	杉山	肅	助役	田頭	肇
収入役	田中	實	教育委員	山本	文三
教育長	牧野	正藏	企業者	杉山	重一
代表委員	菊池	十田	管理組合役員	佐々木	鉄郎
農委委員	立花	順一	選挙管理委員会事務代理	齋藤	純
総務部長	西堀	敏夫	総務部長	渡邊	悟
民生部長	高橋	勉	企画部長	名久井	耕一
経済部長	佐藤	純一	保健福祉部長	成田	豊
教育部長	宮下	孝信	建設部長	新谷	加水
公企業局	小川	照久	教委事務	遠藤	雪夫
総務部長	千船	藤四郎	監査委員	工藤	武勝
企画調整部長	近原	芳栄	企画部長	石田	三男
選挙管理委員会事務局長	大芦	清重	建設課	花山	俊春
企画課	奥島	慎一	総務課	下山	益雄
川舎所	佐藤	吉男	企画課	伴	邦雄
脇野所	船澤	桂逸	大庁舎所	鴨澤	信幸
総務係	吉田	真	総務課	中野	敬三

事務局職員出席者

事務局長	小島	昭夫	次長	高田	文明
総括主幹	工藤	昌志	主幹	柳田	諭
庶務係長	金澤	寿々子	庶務主任	濱村	勝義

調査係  
主事査  
議事任  
青 山 諭  
葛 西 信 弘

議事係  
主任任  
赤 石 奈穂子

## 開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（宮下順一郎） ただいまからむつ市議会第141回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は57人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

## 感謝状の伝達

○議長（宮下順一郎） 議事に入る前に感謝状の伝達を行います。

去る10月19日に開催されました平成18年度都道府県議会議員及び市区町村議会議員、総務大臣感謝状贈呈式において、地方議会議員在職35年以上として大澤敬作議員に総務大臣感謝状が授与されております。その伝達を行います。

感謝状。大澤敬作殿。あなたは35年以上の長きにわたり市議会議員として地方自治の振興発展に寄与され住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よってここに深く感謝の意を表します。

平成18年10月19日、総務大臣菅義偉。代読。おめでとうございます。

これで感謝状の伝達を終わります。

## 諸般の報告

○議長（宮下順一郎） 次に、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今臨時会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2

第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ご閲覧願います。

次に、去る10月8日に発生しました暴風雨による関根漁港及び大畑漁港の防波堤災害の現場視察に参加した議員22名については、会議規則第159条第1項ただし書きにより、議長が出席議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

なお、この災害による被害の状況及び去る10月26日朝に発生しましたむつ市立大湊中学校生徒会室における火災については、この後市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

次に、去る10月23日に実施いたしました旧アークスプラザの現地視察に参加した議員41名については、会議規則第159条第1項ただし書きにより、議長が出席議員の派遣を承認しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（宮下順一郎） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

## 日程第1 議席の変更

○議長（宮下順一郎） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更したいと思います。変更した議席は、お手元に配布の議席図のとおりであります。

変更した議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・別紙議席表）

○議長（宮下順一郎） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれ着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、10番新谷功議員及び48番工藤清四郎議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

## 日程第4 議会運営委員の選任

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第4 議会運営委員の選任を行います。

本件は、2名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、福永忠雄議員及び鎌田ちよ子議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました福永忠雄議員及び鎌田ちよ子議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

## 日程第5 行政報告

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第5 行政報告を行います。

市長から報告をお願いいたします。市長。

(杉山 肅市長登壇)

○市長(杉山 肅) 今月6日から8日にかけて、本県に最接近した低気圧の影響により、沿岸部を中心とした各所に甚大な被害がもたらされております。

当市においても、漁港等に被害を受けておりますので、その概要についてご報告申し上げます。

まず、7日土曜日の強風により、屋根のトタンの一部剥離が大畑地区で6件、むつ地区で1件の被害が出ております。

次に、8日日曜日の未明から早朝にかけての高潮及び高波による被害として、関根漁港においては、第2西防波堤ケーソン11基の滑動傾斜、消波ブロックの沈下、用地アスファルトの剥離、係船環の損傷等となっており、漁業関係では、漁網の破損13カ統、漁船の損傷3隻、荷捌所のオーバースライダー及び電動シャッターの損傷等となっております。

大畑漁港においては、第2外北防波堤が285メ

ートル、第4東防波堤が565メートルにわたり移動及び倒壊したほか、漁業関係では、船外機船の損傷119隻、漁船の損傷7隻、漁網の流出8力統などとなっており、その他漁港環境施設として整備した海浜公園にも被害が及んでおります。

これらの被害を合わせますと、現時点での被害総額は100億円を超える見通しとなっております。

また、2級河川出戸川河口付近では、国道279号の一部冠水、河口部分に沿ってかけられている歩道の一部損壊等により、一時通行どめとなる事態も起きておりますほか、大畑町湯坂下地区では、道路の一部が陥没、同町赤川地区では、磯舟の一部が破損するなどの被害が出ております。

その他この高潮等の影響により、関根地区から大畑町赤川地区までの海岸沿い及び生活排水溝に、発泡スチロールの残片、流木、プラスチック容器、瓶、藻等のごみが大量に打ち上げられましたが、地域住民の協力のもと、人力及び重機により、清掃作業がほぼ完了いたしております。

また、大雨の影響により、川内町袈川地区及び脇野沢桂沢地区で土砂の一部が崩落する被害が出ております。

今回の甚大な災害は、未明から早朝ということでありまして、人的被害はなかったことが、せめてもの救いと感じております。

今後、市といたしましては、災害復旧に、全力で取り組んでまいり所存であります。

以上、被害の概要を申し上げ、ご報告といたします。

次に、むつ市立大湊中学校生徒会室で発生した火災について、教育長から報告があります。

○議長（宮下順一郎） 教育長。

（牧野正藏教育長登壇）

○教育長（牧野正藏） 去る今月26日木曜日早朝に発生しましたむつ市立大湊中学校の火災について、ご報告申し上げますとともに、多大な損害、

ご迷惑、ご心配をおかけしたことに對しまして、まずもおわびを申し上げます。

大湊中学校では、午前7時45分から朝読書の時間を設定しておりまして、その時間には、ほぼ全員が教室に入っていた状況でありました。その直後の7時46分に3階にあります2年2組前の火災報知機が鳴ったので、学級担任が廊下に出て確認したところ、同じ階にある生徒会室の廊下側の窓が真っ赤になり、廊下に煙が出ていた状況でありました。異常に気がついた隣の教室の2年1組の学級担任がただちに2年生の生徒を校庭に避難させたところであります。7時48分に消防署に通報するとともに数人の教職員で消火器や消火栓を使用し、鎮火に努めました。また、同時に2階の1年生と4階の3年生につきましては、緊急放送を使用し、教師の誘導のもと、ただちに校庭に避難させましたので、生徒や教職員のけが等はありませんでした。

7時55分には、消防車が駆けつけ、火は8時17分に鎮火いたしました。なお、火元となった生徒会室には、今月22日の文化祭で使用したキャンドル、ペンライト、着火剤等が入り口付近の棚にまとめて置いてあったことが火の回りを早めた理由と思われる。

出火原因については、今なお特定できず、警察及び消防署が引き続き調査しているところであります。

教育委員会といたしましては、このことを受け、火災事故が発生した26日の夕方に臨時の小学校長会議、30日に中学校長会議を開き、事故の報告とともに、今後学校における安全管理の徹底を図ることを指示したところであります。

なお、被害の復旧につきましては、早急の対応をとり、授業等の教育活動に支障のないよう努めているところであります。

貴重な市有財産に甚大な損害を与えたこと、市

民を初め議員各位、むつ警察署、消防関係者に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことに対し、教育行政をあずかる責任者として心からおわびを申し上げるところでございます。

提出しております報告書に、その後の対応等について口頭でつけ加えさせていただきましたので、ご了承方お願い申し上げます。

これを機に、さらに学校経営の充実、危機管理の徹底や安全確保に努めてまいる所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご報告といたします。

○議長（宮下順一郎） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、10月6日から8日にかけて最接近した低気圧による被害の報告に対する質疑を行い、次にむつ市立大湊中学校生徒会室で発生した火災の報告に対する質疑を順次行います。

まず、10月6日から8日にかけて最接近した低気圧による被害の報告に対し、質疑ありませんか。  
1番濱田栄子議員。

（1番 濱田栄子議員登壇）

○1番（濱田栄子） 今被害状況が発表になりましたけれども、その対策はどこまで進んでいるのかお知らせください。絞ってお聞きいたします。大畑漁港と関根漁港の被害と、それから漁網に対する被害についてお聞きいたします。

○議長（宮下順一郎） 経済部長。

○経済部長（佐藤純一） 今回の被害につきましては、全県で181億円余りでございまして、そのうち農林水産関係被害が137億円弱でございます。私どもの大畑漁港と関根漁港は、そのうち56%を占め、今のところの被害額は101億円を超えていることになってございまして、そのような金額をつかんでございます。

大畑漁港については、漁港関係施設について、今のところ県に報告している被害額は86億円、そ

れから関根漁港については12億円強というふうなことで報告させていただいております。また、漁網被害については、漁業関係施設の被害なのですが、関根浜漁業協同組合に関係するものでは大体1億3,000万円、それから大畑町漁業協同組合に関係するものでは1億1,000万円というふうなことで、約101億円強というふうなことで私ども現在つかんでございます。

対策についてのお尋ねにお答え申し上げます。8日に被害がございまして、10月11日には県の出納長、それから10月17日には水産庁の担当の課長補佐に現地へ調査に来ていただくと同時に、むつ市議会の産業経済常任委員会を初め、むつ地区、大畑地区議員の方々に現地視察に来ていただきました。その後10月23日、農林水産省の副大臣が現地に来てございます。私ども本日の議会にご審議を願っておりますけれども、緊急に災害の査定を受けなければなりませんものですから、調査委託費として今議会に専決処分したものをお願いしてございます。

なお、災害査定については、12月11日から農林水産省、水産庁並びに財務省から現地に参りまして、大畑漁港並びに関係漁港を現地査定する予定でございます。

漁網などの漁業関係の被害については、青森県知事から各金融機関に対して利子の軽減措置等をお願い申し上げますが、現在のところ緊急に融資が必要というふうなことで申し込みいただいているものには、関根浜漁業協同組合の関係者はございません。大畑町漁業協同組合の関係者3人が3,300万円ほどの融資希望を出してございます。そういうふうなことで、農林水産副大臣も現地の方に参ってございまして、皆様方からもご要望していただきましたが、激甚災害の指定とか、いろいろ助成措置をとっていただきたいとか図っているところでございますし、私どもは12月11日

の査定に向かって何とか早期の効用回復を図りたいというふうなことで、今作業を進めているところでございます。

また、11月7日には県知事が関係省庁に、この災害についてご要望いたすというふうなことで、私ども市から市長が同行、あるいは市長の日程がかなわないときには助役というふうなことで今検討中でございます。同行して要望することには決定済みでございます。

以上、今まで、あるいは今後の対策を申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） この低気圧が去った後に、浜に住んでいる83歳のおじいちゃんに話を聞きましたら、83年生きてはいるけれども、こんな波は初めてだなということでした。これまでにない災害であったと思いますので、何とかこの漁業者の被害に対しては、施設に対しては国が徐々に対策等をしていってくれるものと思っております。漁業者の被害に対するこちらの対策に全力を尽くしていただきたいと。そして、でき得るならば、漁業者から上がってきた希望をかなえていただくような方向で進んでいただきたいと思っております。市長、お願いいたします、その件に関して。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） この種の災害には、非常に表現しにくいのでありますが、定型的な対応策はあります。それ以上の対応をするのにはどうすればいいかということは、今後の我々の検討あるいは漁協の皆様方とのご相談といったようなことをしなければならぬと思っております。申し上げますまでもないような財政状況でございますし、先ほど経済部長から申し上げましたような、とりあえず融資に対する条件を緩和するという、これがまずとられると思っております。それ以外にも転覆した漁船についてどのような対応をとらなければならない

のかなというようなことは、まだ協議の具体的な対象に入っていないという状況もございますので、積極的な取り組みをしたいという気持ちは持っておりますが、それぞれの関係者のご意向もまた十分尊重しなければならないだろうと考えております。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 関係機関の要望を十分に取り入れて、漁業者がスムーズな仕事をしていけるようにご協力をお願いして終わります。

○議長（宮下順一郎） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。

次に、むつ市立大湊中学校生徒会室で発生した火災の報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### 日程第6～日程第9 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第6 議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算から日程第9 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの4件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（杉山 肅市長登壇）

○市長（杉山 肅） ただいま上程されました1議案3報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたし

ます補正予算は、旧アークスプラザの土地及び建物の購入に係る新庁舎取得費 9 億 5,000 万円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は 324 億 8,819 万 2,000 円となります。

去る 9 月 5 日開会のむつ市議会第 189 回定例会におきまして、この取得費の財源の全額を雑入として計上したことや、その財源を支援していただく相手方の企業名、支援の金額、また取得後の改修費等の対応について具体的に公表できなかったことなどが、議員各位に不信感を抱かせ、御議決を賜ることができませんでした。提案した責任者として深く反省いたしております。

本来であれば、庁舎建設は市にとっても、また市民の方々にとっても大事業でありますので、より多くの市民の方々のご意見、ご理解をいただきながら着実に計画すべきであり、財政的にも好転する時期を待って実施すべきであると認識いたしております。

しかしながら、立地条件のよい物件を低価格で購入することができること、財源としても企業からの支援及び交付税措置のある有利な合併特例債の発行が可能であること、また現在の本庁舎が抱える多くの問題点を解消することができることなどを総合的に勘案いたしますと、私は今もなお新たな市行政の拠点づくりを行う千載一遇の機会であるとの思いに変わることなく、再度提案するものであります。

これらのことを踏まえまして、補正予算の歳入につきましては、取得費の財源に合併特例債を活用することとしております。

また、新庁舎移転に係る総事業費は、取得費を含め約 25 億円を要しますが、この財源の一部につきましては、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社にご支援をお願いしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、報告第 21 号についてであります。

は、平成 18 年度むつ市一般会計補正予算でありまして、市道桜木町線に接する土地の陥没に係る復旧工事及び起債制度の変更に伴う許可申請等に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第 22 号についてであります。これは平成 18 年度むつ市下水道事業特別会計補正予算でありまして、前報告と同様、起債の許可申請等に急を要したため、関係予算を専決処分したものであります。

次に、報告第 23 号についてであります。これは平成 18 年度むつ市一般会計補正予算でありまして、今月 6 日から 8 日にかけて本県を通過した低気圧の影響により被害を受けた関根漁港等の復旧に急を要したことから、関係予算を専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました 1 議案 3 報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（宮下順一郎） これで、提案理由の説明を終わります。

ここで、議事整理のため 2 時 30 分まで暫時休憩いたします。

午前 10 時 35 分 休憩

午後 2 時 40 分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会議時間の延長

○議長（宮下順一郎） 本日の会議時間は、議事の

都合により、あらかじめこれを延長いたします。

日程第10～日程第13 議案質疑、討論、採決

議案第80号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第10 議案第80号平成18年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。14番澤藤一雄議員。

(14番 澤藤一雄議員登壇)

○14番(澤藤一雄) 議案第80号の補正予算についてお尋ねいたします。

まず第1点目の庁舎建設の政策決定過程についてであります。提案理由の中で市長は、「本来であれば、庁舎建設は市にとっても、また市民の方々にとっても大事業でありますので、より多くの市民の方々のご意見、ご理解をいただきながら着実に計画すべきであり、財政的にも好転する時期を待って実施すべき」と述べておられます。まさにそのとおりであると思います。

市長は、昭和43年の十勝沖地震以来、現庁舎の耐震性が脆弱であることに憂慮してこられたようでありませうけれども、だとすれば新庁舎建設には当然にも長期にわたる準備や計画性が求められると思いますが、新庁舎の位置、構造、財政など、これまでに検討されてきた内容についてお伺いいたします。

次に、第2点目の取得目的物の他への活用についてであります。むつショッピングセンターで働いていた方を含む多くの市民の皆さんの声は、仕事がないときになぜ市役所なのかという疑問であります。市長は、7月25日の全員協議会の答弁の中で、旧アークスプラザについて、過去に二、

三の引き合いがあったが断念したようだと答弁しました。そして、先般9月定例会では、この件について2回答弁されています。最初は、現在2社のライバルがある、そして次には、現在ライバルはないと答弁が変わっているのとあります。本当はどうなのか、お伺いします。

第3点目の構造上の問題についてであります。先日現場を視察させていただきましたが、自然の光も自然の風も入らない閉塞した環境ができるのではないかと、このような懸念が払拭されるような改修計画ができていますのか。

以上についてお伺いいたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 澤藤議員のお尋ねにお答えいたしますが、確かに庁舎の建設というものは周至な準備と周至な世論構成、さらには周至な資金計画が必要であるということは、ただいまご発言のとおりであろうと思います。ただし、このたびの皆様方にご審議いただいております案件は、会社の経営の行き詰まりという状況の中で競売に付されている土地、建物の問題でありますので、果たしてこれが庁舎として使えるかどうかという予備的な観測、あるいは破産管財人との話し合い等の中で、我々庁舎建設するということになりますと、ほぼ25億円の積み立てをしなければならない、そのくらいの資金を積み立てる見込みは当分の間ないだろうという考え方、それと、いわば売りに出されている土地、建物が庁舎として転用できないかという考え方から、市役所内部の検討だけでこれを購入するのはいかがかという議論をいたしました。これは、私どもの中では庁議という言い方をしておりますが、三役プラス教育委員会、あるいは企業局、さらに各部長、こういうメンバーが入りまして、面積的にも、あるいは場所的にも、これを購入していくことが庁舎建設にかかわる方法としていいのではないかと。それに、この前も申し

上げておるところでありますけれども、むつ市議会が県外視察をした際に、今私どもがとろうとしている方式で建設をした庁舎がある、こういうことを知りましたので、県の市町村振興課と協議したら、その方式はむつ市にとってもいい方式なのではないかというような判断もいただきましたので、庁議の中で決定をし、議案としてご提案を申し上げているところであります。

取得したものについて、他の活用はどうかと。私どもが取得して、これを他に活用するということは、これは考えにくい話でございますが、私どもが購入する目的としてご提案申し上げておるのは庁舎としての活用でありますから、他へ活用するというのであれば、これは購入しないことが正しい手法になるわけでありますので、ご提案はできないということになるかと思っております。ただし、参考資料として差し上げておりますものをごらんいただければご理解いただけると思っておりますが、市の庁舎は現在五つの庁舎を合わせて、それに車庫まで足して8,000平方メートルであります。現在ご審議いただいております対応地は、建物が1万8,000平方メートル以上でありまして、1万平方メートル以上広いという、そういう物件でございます。そのようなことから、一部議会のご意見もいただきながらのことではあります。他へ活用するスペースも生まれてくるのではないかとこの考え方は持っておるところでございます。

構造上の問題でございますが、この建物は平成7年建設されたものでございまして、築後12年たっております。これは、専門家に申し上げるのは失礼であります。阪神・淡路大震災以前の建設物でありますので、建築基準法等が変わる前のものでありますけれども、耐震強度はどうかということを考えれば、震災後とは違うと思っております。また改造費をそれなりに見込まなければならぬ。自然採光、自然通風、そういうものも考慮に

入れた改造をすることが必要であろうというように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

(「答弁漏れ、過去に引き合いがあったか……」の声あり)

○市長(杉山 肅) 現在のところは、破産管財人の手元では、私どもの提案が最後に残った部分でございまして、最初のころにはそれなりに話があったようですが、金額的なものもあり、私どもの提案を受けていただけるということになって今日までご審議をいただいているところであります。

○議長(宮下順一郎) 14番。

○14番(澤藤一雄) 答弁が随分ずれているようだなという思いがあります。

まず、長期的なその準備を実は聞いたわけでして、いわゆる庁舎建設のために新築をすると、そういう準備を、十勝沖地震後庁舎が壊れて耐震性の補強も若干したそうですが、その後増築なりブレハブなりと、いろいろ市民の皆さんにも不便をおかけしてきたというような市長の思いがあるようでございますから、だとすれば、もっと旧アーケスプラザ以前のそうした庁舎新築の計画、あるいは方向、方針、そうしたものが今までなかったのか。例えば人口27万人の八戸市が40億円で庁舎を建設したというような例がございます。そして今市長は、むつ市の庁舎をつくるためには、建設費の2分の1の25億円の積み立てが必要だと、こう言われました。この辺の県内の八戸市がそういうことをしているわけで、そのあたりのことが参考にならなかったのか、これまでの流れをお尋ねしたわけでございます。

それから、過去においてライバルがあった、だけれども、金額的なこと等で折り合いがつかなくて断念したのではないかとというようなことではございましたが、それは7月25日の全員協議会でそういう答弁をされたと思います。けれども、9月

定例会の審議の中では、初めの答弁で、現在ライバルがあると、そしてその後また別の議員への答弁の中で、現在ライバルはないのだというような答弁をされたわけです。ですから、この辺のことをお尋ねしたわけです。と申しますのも、有効求人倍率が0.17と青森県が全国最下位であります。そして、失業による生活困窮者が多いこの時期に、大量の就業機会が生まれる可能性のある民間活力を行政が阻害してまで市役所を優先させる、このことなのです。民間の引き合いがあったのであれば、産業振興のために行政が遠慮をする、むしろ市長から企業にお願いしておいでいただくという対応をとるべきであったのではないですか。

そして、破産管財人ですけれども、民間企業と市が競合することで、行政に売却することを優先して選んだのですか。そのあたりのことをお伺いいたします。

それから、長期的な計画の中には、当然行政組織内部のいろんな検討会が設けられるべきだと思うのです。そして、また広く意見を聞くためには市民の方々をお願いして、委員会等を設けて、位置とか、あるいは規模とか、あるいは財政とか、そういうもろもろのものを、市長が提案理由の中で言われたように、本来そういう準備がされてこなければならぬと私は思うのです。そうしたことがあったかどうか、再度お尋ねいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 八戸市の庁舎が三陸はるか沖地震の影響を受けて建て替えたということは承知しておりますが、八戸市の市役所機構、市役所が保有している公用の建物がどの程度で、本庁舎一つだけのものでしょうか、そこまで私どもは承知しないところであります。私どもが今ご審議いただいている当該建物について考えておりますのは、今の継ぎ足した庁舎のほとんどの部分を一つの建

物の中に取り込むという考えを基本に置いておりますので、八戸市との比較などはまだいたしておりません。ただし、標準的な今の派手でない、事務的にきちんと必要なものを建設するとすれば、ほぼ50億円ぐらい必要だろうという概算の見積もりは担当の者から説明を受けておりますので、先ほど申し上げたような金額に相なるわけでありませぬ。

そして、あわせて財政的に積み立てが、現在のところ、あと十数年は不可能だろう。こういう状況を考えれば、今のかなり危険度の高くなっている建物の中で執務をしなければならぬだろうということは考えておりました。でありますから、積立金一度積んだことがあるということをお申し上げたはずであります。5,000万円ほど積んだのであります。しかしとて目標に手が届かないということで、それは既にもう取り崩して費消いたしております。

ライバルの話であります。これは破産管財人もさまざまな経済活動をしている方々との折衝をしながらの中での話でありますから、最初の状況から中間、そして現在と環境が変わってきておるということをお私は申し上げてきたつもりであります。弁護士がどのような判断をしたかということについては、私どもはしんしゃくすることは不可能でありますから、そのあたりをご理解願いたいと思います。

また、建設するためには審議会などつくらなければならぬだろうと、当然そう思います。そう考えますけれども、何せ先立つものを積み立てして行って、その中でじっくり腰を据えて建設計画をつくるという状況になかったということ、金もないのにそういう審議をしてどうするのだという一言で終わってしまうような状況でございましたから、審議はしてありません。

○議長（宮下順一郎） 14番。

○14番（澤藤一雄） 今積み立てが必要なのだと、そしてその可能性は十数年先までないのだというような答弁をされました。そして、庁舎が狭いのだ、危ないのだというのはわかるのです。けれども、庁舎が狭いとか危ないというのは、もうとっくの昔にわかっている話で、やはり財政が厳しい中でも、そういう長期的な展望というのは私は持っていてしかるべきものだと思うのです。

なかなか議論がかみ合っていないようでございますが、もう一つ、先ほど申しました、失業者がどこに行っても仕事がない、仕事がないというこの状況、市民の皆さんが苦しんでいる中で、今その庁舎なのかという声があるのです。民間の引き合いがあったのであれば、これは産業振興のために、失業対策のために、かつて旧大畑町は、用地を買収して、整地をして、企業を誘致して、そして雇用の場を創設したという経験を持っています。それほどまでにしてやはり市民の働く場所、そして収入の道、生活の基盤、こうしたものを最優先に考えるべきだと私は思うのです。きょうの行政報告の質疑の中でも市長は、財政的に厳しいから、市独自の対応はしかねるような答弁がありました。けれども、市役所のためにはこのような支出も、合併特例債を使ってまでもやられるということです。この辺市民の皆さんの気持ちをどう参酌されるのか、答弁を求めます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 新市まちづくり計画の中に庁舎環境の整備ということのをせておりますが、これはもう具体的な計画ではなくて、将来的にこうしなければならないという意味を込めてそのような計画をつくっております。これは、合併のためのまちづくり計画でありまして、合併以前の議論と合併後の議論では、庁舎の建設計画なども変わってくるということを前提に書いてあるものであります。今日合併によって、実は財政健全化計画

も何度かの見直しをせざるを得ませんでした。合併協議会の中で表に出なかったものもこの中で取り込んでいかなければならないという状況が生じてきておるわけでありますので、そのような中で庁舎建設のための積立金というのは非常に難しい、こういう考え方で過ごしております。まだ合併後1年半でしかありませんけれども。

それから、失業の問題をお取り上げになられました。今むつ市以外で新しい駆け込みの大型店舗が次々にできてきております。そのことによって、消費者の消費活動には大変大きな力になっているようですが、競争業者同士の間では熾烈な状況が起きてきておるということ、こういうことも視野に入れなければなりませんし、大規模小売店舗立地法の改正というのが、そのような状況を見据えながら、ごく短い期間で改正されている。そのようなことも、旧大畑町が行いました用地造成して企業を誘致したというようなことについては、大いに敬意をあらわしますけれども、そのころと今の時代とはいささか様子が違ってきておるのではないかと、私はそのように考えております。

○議長（宮下順一郎） これで澤藤一雄議員の質疑を終わります。

次に、43番目時睦男議員。

（43番 目時睦男議員登壇）

○43番（目時睦男） ただいまの澤藤議員の質疑とも若干重複をするわけでありますが、別な角度から5点にわたって質疑をさせていただきたいと思っております。

市長は、さきのむつ市議会第189回定例会で本庁舎移転問題にかかわる補正予算審議の質疑の中で、寄附をお願いしている企業が議会の議決がなければ寄附をしていただくことができないと、今回の提案理由の中では企業名も提案されているわけでありますが、破産管財人との折衝過程からも、本議会で議決していただくことに政治生命をかけ

ていると、否決されれば、再提案はあり得ない旨の答弁を行っているわけであります。今回このような形で再提案を行ったのは、さきの定例会での答弁との整合性をどのように考えての提案なのか、お示しを願いたいと思います。

二つ目は、合併協議の議論過程の中で、合併特例債については当分の間使用しない、その具体的な年数は5年間という合意がされているというふうなことでお聞きをしていますし、そういう認識をしているわけであります。そういう合意がされているにもかかわらず、今回合併特例債を歳入で見込んでいるという部分については、合意事項をほごにすることになるのではないかと、このような理解をしているわけでありますが、その辺についての合併協議との整合性についてどのようにお考えかお示しを願いたい。

3点目は、現庁舎が合併後狭隘になって、今も出ましたが、耐震的に問題がある建物だと。そのようなことは、澤藤議員の質疑とも関連するわけでありますが、十勝沖地震以来、特に耐震性の問題については予測されていたものでありますし、合併後の庁舎の狭隘の部分についても現実に想定されている状況であるわけです。そういう中で、本庁舎の建設については、なぜ合併協議の中で議論されなかったのか。私は、職員の皆さんが危険な庁舎で業務を行うということについては、これは避けなければならない、このような考えがあるわけでありますが、その辺についての認識をお尋ねしたいと思います。

4点目は、市庁舎をどこにするのか、これは市民にとっては重大な問題であります。提案理由の中で市長も述べているわけでありますが、どのような理由があるにせよ、市民の方々の意見を聞いて合意形成を図ることが市政運営上最も大事にしなければならないのではないかと、このように認識をするわけであります。そういう中で、この間

市長は、そのような機会をつくらなかったのはどのような理由からなのか、お示しを願いたい。

最後、5点目であります。旧町村役場庁舎の有効利用と、編入した町村の活性化策として、分庁舎への部の移転について、市長はさきの一般質問の中の答弁で、選択肢の一つだと、検討課題である旨の答弁を行っているわけであります。今回の再提案に至る経過の中で、この点について検討されたのかどうか。検討されたとすれば、その検討過程をお示しを願いたいと思います。

以上、お願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） さきの議会で提案が否決された場合は再提案しないというふうに申し上げたと言っておりますが、そうは言っていないのです。再提案の手法を探るといような立場で物を申し上げているつもりであります。それは、例えば前回の提案と今回の提案の違いは十分お気づきだと思いますが、資金提供者、そして合併特例債を使うという二つのものが前回の提案と異なっているわけでありまして、提供者の名前を出してもいいよという理解をいただきました。また、同時に破産管財人とも話し合いをいたしておりまして、このような日程で再提案することになるので、理解を賜りたいということをお願いしてまいりました。そのようなことに理解を示していただきましたので、再提案に至っておるわけでありまして、慎重な対応を図ってきました。特に寄附をする方の名前を提示することについては、かなり長い時間の検討を必要といたしました。しかし、その部分も譲っていただいているわけでありまして、提案の趣旨がそのようなことで変わっておるということをご理解願いたいと思います。

次に、合併特例債5年間使わないという申し合わせがあるではないかというお話でございますが、そのような申し合わせはないのであります。

財政シミュレーションの前提となっております、できるだけ財政再建をきちんとやっていこうではないかと。しかし、その中で通常ベースで行う事業、これは通常ベースではありませんから当てはまらないというご指摘もあろうかと思えますけれども、例えば道路整備、旧市町村間の舗装率の格差是正、あるいはそういう種類の事業に対して使うべきであると。特に後年度の元利償還金の70%が普通交付税に算入されるという有利性があるということ、これを考慮して、通常の起債にかえてというレベルの中で利用していくという言い方をいたしております。

十勝沖地震以来、何か工夫をしたのかと。私は市長になって20年でございます。特に、これは前にも申し上げておることでございますが、現在の市長室が次の震度6ぐらいの地震が来ると、一番先に崩れるのではないかとわれております。そういうことはともかくとして、いずれにしても、財政的な急迫度が高いものでありますから、庁舎の建設については手足を伸ばすような格好で分庁舎をつくっております。非常に市民の方にも、職員にも不自由なものになっておるといふことでありますので、この機会に、千載一遇という言葉を使って申し上げておりますが、そのようなことで取得できないかということでご審議をいただいているわけでありませう。

市民の声を聞く時間がなかったではないかと。諸般の事情をお考えいただければ、そのようなことをやる余裕がなかったし、また場所的にも国道338号、これから西の方へ延伸するという考え方もございませう。国道279号のバイパスも建設が進んで、地理的にも、これは青森県で一番広い我がむつ市のまちの真ん中の位置になるわけでありませうので、そのようなことで、議会にご審議いただくことで市民のご了解をいただけるのではないかと、という考え方に立っておるところであります。

それから、旧町村の役場を活用する方法はないのかと。実はこれこそ合併協議会で議題になりました。提案をいたしました。これは、市町村長会議の中で一蹴されました。部ではなくて、課のレベルのものをそれぞれの分庁舎に置くようにしると、こういう形での議論になっておりますので、現在のところ、まだその申し合わせは生きていますと考えておりますから、部の部分をまとめて移転するという考え方は皆様方にお示しできない状況になっているといふことをご理解願います。

○議長（宮下順一郎） 43番。

○43番（目時睦男） 1点目の、さきの定例会等での市長のそれぞれの答弁を集約していくと、私の認識としては、寄附をしていただく企業の取締役会が9月27日に行われると、その前段として、9月定例会で議決をいただくことが前提条件になっていくと。そういうふうなことから、9月定例会で議決をいただかなければ企業からの寄附はいただけないことになると。こういうふうな答弁になっているというふうなことで理解をしています。その9月定例会閉会した後の報道によりますと、再提案に向けて検討すると、こういうようなことで、同僚議員からの今後再提案もあり得るのかという意味の質疑についても、そこは今のところはないと、こういう旨の答弁もしているわけでありませう。私なりににはそのような理解をしているわけでありませうが、そういう中での今回の再提案でありますから、再度その辺の部分について明確な答弁をお願いしたいと思います。

次は、3点目の部分であります。庁舎が狭隘だという部分については、先ほども言いましたように、これは合併後、それぞれの旧町村の職員も本庁舎に入っていくと、そうでなくても狭隘な部分の割合が高くなるということについては、これは予測されている部分なわけです。そういう中で、私は編入された旧町村の活性化、そういう面から

見た場合にも、部の移転という部分については、これは検討に値すると。同僚議員の質疑の中で、選択肢の一つだと。当然現庁舎から移転をせざるを得ないという、この理由づけの中での狭隘の部分については、当然検討をしていかなければならないし、検討したろうという認識をするわけです。耐震の部分については、危険なところについては直さなければならない、これは当然の話であります。そういう部分で、もう現庁舎が危ない、危険な建物だから旧アークスプラザに移転するのが当然だというか、こういうふうな理由づけに聞こえてしょうがないわけで、私はそういうようなことで、この現庁舎の狭隘なり耐震という部分についての対処策を旧アークスプラザだけに求めるのではなくて、いろんな角度からの検討を当然したと思いますし、そういう点での検討がされたのかどうか、再度お聞きをしたいと思います。なぜか。それは、合併してからの最大の課題は財政の再建だろうと。こういう点で見た場合、その辺の問題の解消策として財政を含めた検討が当然選択肢の一つとして値していくものだという理解から再度お聞きをするわけです。

4点目の市民との合意形成の部分です。先ほどの澤藤議員の質疑と重複するわけですが、どんな事情があるにせよ、私は開かれた市政、開かれた議会、こういう中で私たちの中には、背中には市民がおります。市民との合意形成を最大限努力していくということについては、置かれている状況が困難な状況であるにしても、そのことに努力をしていくということが私ども、また為政者の当然の任務だろうと、このように思うわけで、その辺についての考え方というか、この間特に9月定例会後、今回の臨時会まで1カ月あったわけです。その間、この庁舎の旧アークスプラザへの移転という部分について検討したとすれば、この1カ月の中でそのことの努力もし得たの

ではないか、このようなことも予測されるわけで、再度その辺の部分についてお聞きをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） さきの定例会と今臨時会での提案理由との整合性ということでありますけれども、先ほどから申し上げておりますように、寄附をする会社の名前は提案理由で申し上げている。ただし、議会の議決をいただかなければ寄附は出せませんので、財源としてはとりあえずのせないでほしいというような申し出もございました。それらを調整し、足して2で割るような形での提案理由になっているのであります。そのような調整に時間がかかったということをご理解願いたいと思います。

旧町村役場への移転というお話でございますが、先ほども申し上げましたように、どの部を移転するという提案をしても、合併協議会を構成していた時点での町村長の合意はいただけませんでした。これは、原案は合併協議会の事務局であります、担当はむつ市総務部でございましたが、そこで提示しております。提示したものが否決されておる。私は、議長でありますから、採決に参加できませんが、そういう状況があったということをお先ほどは申し上げたつもりであります。確かに旧大畑町の役場にしても、旧川内町の役場にしても、旧脇野沢村の場合は新しくできておりますので、そんなに広いものでなく、これは旧脇野沢村議会の議員の皆さんのご意向もありまして、できるだけコンパクトなものにしようという考えがありまして、そのご意向を受けてつくっています。旧大畑町役場、旧川内町役場の場合は、まだまだ使えるスペースがございます。しかし、いずれの町長も、この考え方、部を移すのはだめだと、本庁舎に置けという議論でございましたので、そのご意向を大事にしているところであります。この

ことについては、全体で構成する協議会にもお示しをして、了解をいただいております。

また、9月定例会から今日まで時間があつたではないかと。しかし、私ども議員のご意見をそれぞれ伺っております。そして、本日の議会開会に至っているわけでありまして、多くの皆さんからご意見を伺ったつもりであります。不十分であるかもしれませんが、道路交通上の部分を考えましても、今幹線道路となつていきます道路のすぐそばにあります。そういう状況を考えれば、議会の御議決をいただければ最良の地域であるというふうに判断をいたしております。

○議長（宮下順一郎） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、5番堺孝悦議員。

（5番 堺 孝悦議員登壇）

○5番（堺 孝悦） 再提案に対して幾つか質疑させていただきます。

これまでの市長の答弁を聞いていますと、そのときはごもっともだと思つていますが、少し時間がたつと、いや、前とちょっと違うのではないかという答弁がありますので、ぜひ整合性を十分考えて、言葉の受け取り方に誤解のないようなことにしていきたい。そういうことでお尋ねいたします。

まず、寄附をする側が2社ということで具体的に上がっています。本当に2社でいいのかと、これを一つ聞いておきます。

それから、金額的に2社で9億5,000万円と書かれていますが、1社が幾らなのかということがもしわかれば、1社ずつの金額を提示していただきたい。

それから、寄附に期日の制限があるのか、いつまでに回答しなければ寄附は流れますということになっているのか、そういうことを聞きたいです。

それから、2人の先輩議員が多方面にわたつて聞いていますので、重複しないようにやりますけれども、市長の言葉のみが移転問題の情報源として我々に入っているわけですが、これまでの経緯を文書をもって我々に提示していただきたい。それは可能なのか。つまり何月何日、どこでどういう方々と折衝を持ったのか。そのときの内容も、できれば具体的に文書をもって提示していただきたい。

それから、私も先般見てきました。果たしてあの場所が将来のむつ市にとって、市庁舎としてふさわしいかということ、いろんな解釈はありますが、私はもう少し時間をかけて道路のアクセス、それから第三者の権利関係、それから市民からのアンケート等々も取り入れて諮るべき事件ではないかと、そう思っております。その点で、市民からのアンケート、これを取り入れる気持ちがあるかということですか。

それから、市庁舎以外に考えていないと。それは、市長としては最大の責務であるかもしれませんが、我々から見ると、やはり市庁舎以外にも活用するのが、市民にとっては望ましいのではないかと考えておりますので、その辺でもしも活用方法があれば考える余地があるのかということをお願いいたします。

それから、部長からちょっと聞いたのですが、広いのは大は小を兼ねると言いますから、悪いことではないのですが、その維持費がどれくらいかかるのか心配でした。したがって、試算があるのか。電気、ガス、光熱費、その辺の試算を持っているのかということをお尋ねします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 提案理由に名前を明示しております会社の、どちらがどれくらい、どう出すのかということについてはわかりません。総額はわかります。それは、非常に近い関係の会社でござ

ざいまして、それぞれの負担割合というのはおのずと決まっているようでありますが、それはあくまでも我々の推測にしかすぎないものでありまして、それぞれ細かい説明はいただけないというのが本当のところでございますので、両者でこうですというところまでしか申し上げかねます。

期日はあるのかと。期日は、あるようでない、ないようである。ということは、私どもはつきり申し上げて中間貯蔵という事業、日本で最初に実現するための努力をしたわけでございまして、この信義関係というのは非常に強くあるわけでございますので、まず前提は議会の議決をいただければ、その時点で出しますと、寄附をする会社の方ではそう考えていただけるものと思っております。ただし、管財人には期限があります。管財人は、もうこれ以上延ばすことは無理だという判断に立たざるを得ないのではないかと。だから、再募集するということも考えて、私どもの素人考えでございますが、それは考えております。

文書で交渉の過程を示せと、こういうことですが、皆水面下での交渉でございますので、文書の公開条例を使われても、これは私どもに正確な記録は残さないことになっておりますので、公式にお示しできる形にはなっておりません。

第三者の権利など調べているのかと、そういうことですが、破産というものは一切他の権利を排除しますから、物権の移動にはそういう第三者の権利は関係ございません。

それから、市役所以外の使い道は考えているのかと。これは、お決めいただければ、まず素案をお示しして議会のご意見を伺う、あるいはそのときは時間的な余裕がありますので、市民のご意見も伺う時間的な配慮はできると考えております。できるだけぎやかさをつくればいいなという思いも、この辺には、頭の片隅にはございますので、そのようにご理解を願います。

それから、費用等の試算については、総務部長からお答えさせます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 維持管理費についてお答えいたします。

まず、現庁舎では重油、灯油、それから電気料、水道料、ガス等含めまして、年間約2,000万円ほどかかってございます。旧アークスプラザにつきましては、建物が現庁舎の大体2.3倍となっております。それから、冷暖房完備になっておりますので、必然的にその金額がふえてまいります。水道につきましては掘り抜き井戸を掘ってございますので、それが機能しますと、現在の庁舎では年間水道料が550万円ほどかかっていますが、この掘り抜き井戸がそのまま活用になりますと、この部分がかかってまいりません。したがって、大体1.5倍ぐらいが維持管理にかかるだろうと推測してございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 先ほど市民からのアンケートをとるかということでもう一回お願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほども申し上げましたが、管財人の方がかなり時間が詰まった状況にございますので、そのような余裕が今のところないと私は考えております。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 市民からのアンケートをとる時間がないと。それでは、市民の声を我々は確認する手段がないわけです。我々が友人、知人に直接聞くのも手段かもしれませんが、これはやはり問題だと私は思うので、管財人の都合によって我々が時間的な制約の中で早急な結論を出す、これは非常に私疑問に思っています。そういうことで、質問の範囲内でやめなければいけないので、ちょ

っと角度を変えてみます。

あの建物は、はっきり言って改修費が物すごくかかります、私が見た感じでは、25億円、もしかしたらもっといくかもしれない。そんなときに、この間の災害で大畑、関根浜漁港も多大な影響を受けているわけです。つまり市の財政がさらに悪化するおそれがあると思いますが、どうですか、市長。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 関根浜の場合は、漁港修築計画を既に県、国に出してございます。これは、災害でございますので、国が100%負担してくれる可能性がかなり高いわけでありまして。特に太平洋側に災害は多くなかったのでありますが、それでも県南一部災害を受けております。特に津軽海峡の災害が大きいと。大畑は県管理の漁港でございますから、この修復については県がかなり一生懸命やっておりますが、どちらの港にしても、あるいは漁業損害にしても、県が中心になってやると、こう言っております。ただし、漁師の方、組合員の方々の被害については、先ほどお答えしたように、私どもと漁業協同組合とが協議しなければならないことはあるかもわかりませんが、それなりに積立金も用意してございますので、そちらと、こちらの、今ご提案申し上げている問題との関連は、そんなに濃くはならないと私は考えております。

○議長（宮下順一郎） 5番。

○5番（堺 孝悦） 庁舎を新築移転、これは新都市として、やはり長期展望に立った中で進むべきであると。千載一遇とは言いながらも、やはりどうも準備不足という懸念は、多分市長も十分それはわかっていると思います。

そこで、私としては、言葉の重みを十分市長がこれから先考えないと、議会とのすれ違いは多々起きると思いますので、最後に質疑にはなりません

んけれども、やはり公人としての言葉の重みを十分考えたうえでやらないと、いろんなふぐあいが起きます。一つそれだけお願いして質疑を終わります。

○議長（宮下順一郎） これで堺孝悦議員の質疑を終わります。

次に、17番杉浦守彦議員。

（17番 杉浦守彦議員登壇）

○17番（杉浦守彦） さきの目時議員と質疑が重複するかもしれませんが、市長にはお答え願いたいと思います。

市長は、提案理由において合併特例債を活用したいというふうにおっしゃっておりますけれども、我々合併時に旧首長、それから合併協議会委員の方々は、私たちに合併するには5年間は我慢してくれと、合併特例債は使わないと、おかゆを食ってくれと、5年後には合併特例債を使用して地域振興のために十分なことをしてやるからというふうな言葉があったのですよね。それが今こへ来て合併特例債を使用するということは、いつになったら地域振興のために合併特例債が使えるのかわからないような状態になるのですけれども、この1点について市長のご答弁をお願いしたい。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 合併特例債を使うのは、この議案を審議していただいている物件を購入するために使うではありません。今予算計上しておりますのは、合併特例債と計上しておりますが、提案理由の中では、これを財源更正をして寄附金で賄いますと、こう申し上げているところでありますので、それを前提にお考えいただきたいと思うのであります。そうしないと、議決をしてもらえないと寄附金は出せないという立場をとっております。これは、ご承知と思いますが、福井県の美浜町、あそこに無記名の寄附金が二つの事業所か

ら出ているのです。我々と多分同じようなことを計画し、それに対して電力会社などが協力したのだろうと私は推測をいたしておりますが、まず議会の議決が大前提であって、その議決があった後にお金を出しましょうということで、財源を別の財源にして議決してもらっている。私どもは、最初それを全額雑入でご提案申し上げたので、随分きついおしかりをいただきました。しかし、今度は合併特例債という名目を使ってありますが、しかし提案理由の中では、繰り返ししつこいような答弁になりますけれども、寄附金で賄いますということをお願いしております。土地、建物の購入に関しては合併特例債。ただし、お尋ねの趣旨は、いつになったら合併特例債を使うのだと、こういうお話のようでありますので、今私どもは中間貯蔵施設の建設が着実に進めば、それに対する国からの交付金が別に入ってくるということを前提に財政再建計画をつくっております。その活用を大いにする。しかし、合併特例債が持っている利点、これを活用しないのは、せっかく合併していながら得なものを使わないというのは損だと。それで、当時のシミュレーションの中で合併特例債を使うのは少し先に送りましょうよと。しかし、使わないということではないのですよ、新むつ市になってから合併特例債を使っているのはあるのです、既に。そういう財政のやりくりの難しさをひとつご理解をいただきたいと思うのであります。

いずれにしても、3度目のしつこいお答えになりますけれども、今の物件の購入費には、名目的には合併特例債、実質的には寄附金と、こういう提案理由で申し上げているということを申し上げておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 17番。

○17番（杉浦守彦） 人をだましたようなこの答弁で、すっかりこないのですよね。だけれども、購

入費は、これは企業から来るかもしれないけれども、移転費そのものは合併特例債を使わない限りは、これは移転できないだろうと、私はそう解釈しているのです。ただ、我々合併時には、旧首長も、合併協議会へ議会からの代表で行った人たちも、もう5年間でもって借金は済ますのだと、合併特例債はその後なのだよと。はい、そうか、そうか、それなら5年間はおかゆでも食べましょうと、5年後にはこの旧脇野沢村もよくなるのだなと、そう思って全員一致ということで一応合併には賛成したのですけれども、これを見ますと、旧首長も合併協議会委員の方々も我々に、今市長が言うように、使わないのではなく、使うかもしれないよということを隠して我々に対して合併特例債は使わないのだと、はっきり言っているのです、旧首長も。それが今になってから、言葉のあやでもって、もう使わなければだめなのだというふうな言い方は、私は納得できかねるのです。市長も私も年代は同じような時代に育っていると思うのです。そういうあやふやな言葉で、はい、そうですかと下がるというふうなことはできかねるのです、市長。どうなのですか、もう少し責任のある合併特例債の使い方というのは、やっぱり使うなら使うなりに前もって我々にも、議会に対しても、こういうわけなのだ。この本会議ではない形でも私は欲しいと思うのですけれども、どうなのです、市長。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 大変言いにくいのですが、私の答弁は議題外にわたるわけにいかないのであります。ですから、土地と建物の購入費については、予算書上は合併特例債と書いてありますが、提案理由の中で明確にお金を出す事業所はこういうところだと申し上げたはずなのであります。ですから、今回の議案審議に当たりまして、私は制約のある中でのお答えを申し上げているわけであり

ますから、そこでご理解をいただきたいと思うのでありますが。議長、甚だ勝手でございますが、その辺の説明でいかがでございますか。

○議長（宮下順一郎） 丁寧なご説明をお願いいたします。

○市長（杉山 肅） 丁寧にやっているつもりですが。

たしか私も14年間議員をやっています。質疑は、議題外にわたってはならないというふうにならずと教えられてきました。でありますから、お答えする立場になっても議題外にわたってはいけないのだろうなという思いを持ちながら申し上げているつもりなのです。ですから、今回のご審議いただいている議案に関しては、議案書に書いている内容と提案理由で申し上げたこととは、実は違うのですということをお願いしているはずなのでありますけれども、そのあたりで何とかご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 17番。

○17番（杉浦守彦） 私は、頭がちょっとこんがらがって解釈しかねるのです。市長の言うように建設費は別として、あそこの分は合併特例債という名前を使っているというふうには解釈しているのですけれども、建設費、その他移転費などになりますと、またこれはどこから金が出てくるのか、企業から出てくるわけではないだろうと思うので、あらゆる面ではやはり合併特例債を使わなければ、今むつ市には金があるわけでもなし、借金だらけのむつ市ですから。我々旧脇野沢村も借金だらけでしたけれども、それで一緒になっているわけですから。合併するときには、5年間でもって借金を済まして身軽になりましょうと、その後は合併特例債を使って地域振興のためによくなるのだよと、そういう約束事があるので、今この合併特例債をと言われましても、ぴんとこないのです。せっかくの約束事でないかと。決めながら、我々

に報告しているのに、今この合併特例債を使うということはおかしいのではないかなと思うのです。納得できないところもありますけれども、今後とも私はこの案には大反対の方ですから、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（宮下順一郎） これで杉浦守彦議員の質疑を終わります。

ここで4時まで暫時休憩いたします。

午後 3時49分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、7番川下八十美議員。

（7番 川下八十美議員登壇）

○7番（川下八十美） 議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算につきまして、若干の質疑をさせていただきたいと思います。

大変恐縮ながら、9月の定例会におきましては、県病に入院中でありましたので、5日の開会には出られなくて申しわけなく思っております。そして、9日に登庁してきまして、土、日を挟み、12日のこの関連する議案の採決に臨ませていただきました。その結果、ご承知のとおり可否同数という全く62人の議会にとっては、本当に驚くべき結果が出たのであります。

思い起こせば、私がかつて旧むつ市議会の議長をやらせていただいていたときには、2度ほど可否同数がございまして、私の議長の裁定で決定をした記憶を持っております。が、今回宮下議長の勇敢な判断でもって修正案を可として今日に至ったわけではありますが、私はあの時点で市長からは、もはやこういった形での提案がないのではないかなと思っておりました。が、本日ご承知のように、こういった形でご提案になりました。私は、

市長と同じように、議会から合併協議会の委員として出させていただいておりましたものですから、宮下議長と一緒に旧むつ市の立場から旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村との合併を成就し上げた一つの自負を持っておる一人であります。がしかし、今回図らずもその合併特例債をもって9億250万円並びに雑入で4,750万円、合計9億5,000万円の補正予算が出てまいったのであります。そこで私は、る中には入っていきません。私も市長を推薦した一人でありますから、市長、この提案で過半数、あるいは3分の2の表決でもっていける自信がおりでしょうか。まず、それをお伺いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議案は可決していただくのが提案者の一番期待するところありますから、その思いはあります。ただ、3分の2というのは、庁舎の建設のための条例上の必要数でありますから、3分の2などという大きな票をこの議案の中でいただけるようにはならないような気がいたしております。もらえれば、これにこしたことはない、そういう思いであります。

○議長（宮下順一郎） 7番。

○7番（川下八十美） 市長がもはや経験上、先鞭を切って申しあげましたので、全くそのとおりなのです。私があえてなぜ今ここで3分の2という表決数を申しあげたかという、私たち議会も市長も地方自治法を一つのかがみとしなければなりません。そういたしますと、市長もご承知のとおり、地方自治法第4条には、地方公共団体の「事務所の設定又は変更」という規定がございます。その1項は、「地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない」という規定がございます。2項には、「前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用

に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」。3項目が重要なのです。「第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない」とあるわけでありまして。となりますと、市長、今回私たちがもしこの市長の提案に賛成をして、旧アークスプラザの方に行こうと。そうすると、むつ市条例を改正しなければいけないのです。むつ市条例の中の、ご承知のとおり、最初は市の名称を変更する条例でしょう。2項は、むつ市役所の位置を定める条例だと。そうすると、むつ市役所の位置を次のように定める。むつ市金谷一丁目1番1号、これをむつ市中央一丁目8番12号に移す、設置するという条例改正をしなければいけないわけでしょう。私に言わせれば、この条例改正案をこの議案と並行して、できればこの議案の前に条例改正案を出すべきなのです。極端な話をすれば、我々議会に対する提案の瑕疵と言わなければなりません。市長は、この部分をいつの時点で条例改正を我々議会に提出しようとしておられるのでしょうか。

それから、質疑の回数が3回なものですから、私からはその時期を、市長がきょうも本会議前に、私たちの議会もあと3回と言って訂正はされましたけれども、我々の任期は来年の9月までですから、10月の選挙の後に30人になります。その時期に改正案を出せば、3分の2なら20人以上でしょう。今の62人だと41人です。こういう形の提案の仕方は、はっきり申し上げまして、東京電力株式会社にも、あるいは日本原子力発電株式会社ですか、ご寄附をいただく企業にも申しわけない話ではないでしょうか。万が一私が賛成して、今一票でも勝って可決したって、この条例が通らないと、せっかく浄財をささげてくれる東京電力株式会社

や日本原子力発電株式会社に申しわけないと思いませんか。これは、やっぱり市長は一考を要する、私に言わせてもらえれば、地方自治法第149条の市長の提案権を侵すわけではないけれども、市長自らが提案を下げるのが本当はよしとするのですが。そうすると議会は承認すればいいわけですが、それは提案権を阻害しますから、市長の判断に任せます。

が、もう一つだけ言わせてください。私がちょっとだけ信頼しているむつ市議会川端澄男議員が議長の時、リサイクル燃料備蓄センター誘致推進協議会会長鷹架武一さんが、中間貯蔵施設の誘致をしなければいけないということで、わずか1カ月のうちに2万671人の署名を集めてくれて、そしてそれが私たちの誘致する大きな力になったわけです。ですから、市長が先ほどの答弁で合併特例債云々と言っていますけれども、企業があたかも庁舎にかかる全額の35億円を全部寄附するような印象を与えていませんか。幾ら東京電力でも、そこまで私は庁舎建設だけではないかと思う。なぜならば、こういう現実があるから、必ずやこういう方々に、いわゆる商工業者に対しても情けある東京電力ですから、何らかの方策を私は持っていると思いを期待しているのです。だからこそこういう議案の出し方、それは幾ら推薦した市長といえども、ここの部分だけは私は是正すべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私の言葉でない言葉で表現させてもらいます。昭和34年8月31日、岩手県総務部長あて行政課長回答の、いわゆる判例であります。市町村の事務所の位置の変更に関する条例の制定時期を新事務所の建築着工前とするか、建築完了後とするかは当該市町村の事情によっていずれでも差し支えないが、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でない。

これが判例であります。ただいまの川下議員のお尋ねのお答えになると思います。

○議長（宮下順一郎） 7番。

○7番（川下八十美） 私は、市長と地方自治法を今議論する気持ちはありません。がしかし、市長はそういうあれを出しましたが、昭和34年8月31日の行政実例には、今のやつそのとおりなので、前段は。そのとおりなのですが、しかし、本条第2項の趣旨からすれば、建築着工前に行うことが適当である。建築着工前ということは、今我々が予算をあれして、そして旧アークスプラザに取りかかる、その前に条例改正をすることが適当であるという判例なのです。うそではありません。そうしなければ、市長、もし可決して、これを可決して、一票でも勝ったからといって市長が喜んで、合併特例債も、さっきの質疑のような形でまゆつばをかけて、そして東京電力からそれなりのご寄附をいただいたとします。その暁にこの議案が、条例案が通らなければどうします。市役所が二つになってしまうでしょう。と同時に、天下の東京電力です。市長がいわゆる議決を要するということは、きょうのこの予算のあれは過半数での議決ではないでしょう、東京電力は。こういったものが、条例改正もきちっと、僕がさっき言ったように、金谷一丁目から中央町に移る、そのこともきちっとむつ市議会が3分の2以上で議決をして、そして予算案も議決をする。きょうの提案の議決だけでは、幾ら市長が政治力があっても、天下の東京電力はよしとしないはずですよ。そうしなければ、我々議会も大変でしょう。そこを、私も今ちょっと痛みどめを飲んで、よだれが出ないので余り議論しませんけれども、肝心なところだけ申し上げます。どうです、市長。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 先ほど読み上げた行政実例にありますのは、建築に必要な財源の見通しも立た

ない時期に制定することは適当でない。今ご審議いただいているのは、この建築に必要な財源のご審議をいただいているわけです。これが通らなければ条例変更も当然できないということになりますし、通った時点でじっくり時間をかけてご相談申し上げて条例変更するという、段取りとしてはそうするのがこの指導の趣旨であります。ですから、きょう別に3分の2で可決していただく必要はない、条例案は条例案としてご審議をいただく、こういうことになると申し上げるのが正しいと思っております。

○議長（宮下順一郎） これで川下八十美議員の質疑を終わります。

次に、13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 質疑に入る前に、提案理由と予算の内容が多少ずれているように感じているわけですけれども、これをもう少し詳しく整合性のあるように統一して答弁をお願いしたいと思います。

大分質疑が進みまして、私たちの質疑をする中身が出そろったような感じがしておりますが、私はこの合併特例法の中の特例措置の内容を踏まえながら、別な視点からお尋ねさせていただきます。

それでは、議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算についてお尋ねいたします。この議案は、旧アークスプラザ跡地の取得と市庁舎移転問題についての議案であります。この中に歳入不足額が雑入として扱われ、庁舎整備事業債に合併特例債を使うことが組み込まれています。

まず最初に伺いますが、今まで提起されてきたこの問題の中で、合併特例債使用についての金額がはっきり定まっていないうであります。2億円と伺ったこともございました。4億円と伺ったこともございました。むつ市議会第189回定例会では、15億5,000万円を合併特例債で賄うという

説明がございました。今回は、15億円の寄附をいただくことで内諾を得ているから、歳出の9億5,000万円を合併特例債で賄うとの提案であります。このように高額な資金の使用について、資金の特定がなぜこんなに変わるのでしょうか。これでは不信感を持たれても仕方がないことでもあります。言うまでもないことではありますが、市議会における議員の役目というものは、市政をチェックするとともに、提案された議案を吟味し、その内容を市民に知らせ説明するものだと考えています。そこで、3点について伺いをいたします。

まず1点目でございますが、合併特例債の説明で金額が流動的ではっきりしない理由、そして合併特例債で計上されたこの金額は確定したものなのかどうか。これ以上合併特例債が計上されることがないのかどうか、ご説明をいただきたいと思っております。

次に、合併特例債の合併市町村への説明と市長の認識でございますが、合併特例法は10年間の時限立法だったと記憶しております。合併特例債についても、この範囲内で議論が交わされていたと記憶しておりますが、合併協議会の長でもありました市長は、この合併特例債の使用について合併市町村にどのように説明されたのか。合併特例債のご認識についてもお尋ねいたしたいと思います。

次に、杉浦守彦議員の補足になると思いますが、3点目です。合併特例法では、合併特例債は地域振興のために使われることがうたわれています。我々旧町村部の議員は、財政シミュレーションについては、財政を健全化した中で、限られた財源について重点的、効果的な配分を行い、計画的かつ効率的な財政運営を図る指針として策定しているという説明を受けてまいりました。ここに合併協議会だより第3号のコピーがございませぬ。合併特例債の充当事業については、杉浦守彦議員もおっしゃってございましたけれども、合併後

平成21年までの5年間で赤字を軽減して、その後の平成22年度から平成26年度までの5年間で69億円を計上するとされています。今ここで合併特例債を使うと赤字解消が先送りになり、当初の計画が資金の減額とともに大幅に先送りされることが懸念されます。市民生活が次第に苦しく逼迫している中で、まずこの歯どめ策を考えるのが優先されなければならないときに、それから目を背けているとしか言いようがありません。

また、私は財政が許すのであれば、一般質問でも再三申し上げているように、今は雇用対策、人口減少対策、少子高齢化対策などの住民福祉対策にそれを投資するべきであると考えます。繰り返しますが、生活不安が増している住民の今の現状について、市長の視点はどこにあるのでしょうか。まず、この3点についてご答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議案の提案の仕方が前と今回違うではないかというご指摘ですが、本来再提案すべき議案は全く同じものを再提案してはいけない建前になっておりますから、財源も更正しておりますし、それからその内容についても部分的な変更を加えておるというところであります。そのような事情を含んでおります議案でありますから、流動的という表現でございますけれども、提案方式を変えているということをおわかりいただければと思います。

合併特例債については、今後計上することがあるのかと。これは、現実にこれまでも何回か計上して使っております。今更申し上げることもないと思っておりますが、起債の7割が交付税措置がなされる。3年間据え置きになるという有利な条件がついておりますので、道路の整備などで既に計上して予算執行している状況がございます。合併協議会の中では、基本的に余りでかいものには使わ

ないことにしようではないかというような話し合いはあったことは事実ではありますが、そのような考え方の中で、どうしても計上しなければならないものには使わせていただいて、今議案可決していただいておりますから、予算執行もいたしておるというところであります。

それから、福祉であるとか雇用であるとか、少子高齢化といった問題になぜ活用しないのだと、こういうご発言でございましたが、例えば生活保護件数、生活保護家庭、生活保護費用、これはすべて年々増加しております。これには計上いたしております。少子高齢化についても、それぞれの対応策を予算化して執行しているところであります。ただし、雇用の拡大という点に関しては、私ども地域経済の活性化が取り戻されることに期待をする商工会議所等と協議をする、あるいはハローワークと協議をするという方法しかとり得ないという現実がございます。しかし、その他の福祉を含む問題、あるいは教育の問題等については着実に前進するような施策を講じていると自負をいたしておりますので、そのようにご理解を願いたいと思います。

なお、今答弁申し上げなかった部分については、企画部長から補足説明させます。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） 合併特例債の部分について、若干補足いたします。

合併特例債は、ご存じのとおり一般財源5%の負担と、あと95%は合併特例債で充てることはできませんけれども、そのうちの70%は地方交付税措置されるといったようなものでございます。今の場合は、資料としてご提示しておりますけれども、20年間で返還ということになります。3年間の据え置き期間がございます。これを充てますと、一般財源としての、この表ありますが、元利合計あります。この中の3割分が一般財源として市の

負担になります。これは、当然元金の利子が入った元利合計でございます。このほかに当初の5%分があるといったようなことでございます。この合併特例債は、合併協議会のシミュレーションの段階で、平成22年度から平成26年度まで充てるといのは当然話し合われておりますが、合併協定書の中では明文化されてはおりません。

それで、シミュレーションの背景にはありますけれども、これは基本的には財政を圧迫している赤字を解消するために、なるべく事業を圧縮して、それで赤字を解消していこうと。そのためには、起債そのものを全体的に節約して出さないでおこうというような考え方がございます。ただ、その当時地方交付税、合併の協議書を、合併のまちづくり計画ありますけれども、あの中では地方交付税そのものが約116億円見てございます。ところが、現実に平成17年度は104億円前後で地方交付税が来ていると。ここでも12億円の減といったような状況がございまして。その中で、この合併特例債を全く使わないで12億円の穴埋めをしながら事業をやるというのは非常に大変なことでございます。そういったこともありまして、単独の起債でやる事業よりも、さらに本当に有利な過疎債と同じですけれども、70%の補てんがされるこの合併特例債を使っても、これは総体的に見れば同じような考え方で可能ではないかといったような、そういうような判断もございまして、振りかえながら少しずつ赤字を解消していきたいと、そういったことで使用させていただいていると。平成17年度は、2億4,000万円ほど使っております。平成18年度も当然ある一定の額は考えております。そういったことでご了承いただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 13番。

○13番（東 健而） 今企画部長から詳しい説明をいただきましたが、私も勉強不足ですので、中で

ちょっとわからない点がございまして。詳しい部分は、また後で聞くようにいたします。

ただ、合併特例債のことでございますけれども、我々旧町村部の議員は、約束事だったということをおぼえてきたわけでありまして。それが今急に市庁舎移転について出てきたと。そのことに対して我々旧町村部の議員は、相当危機感を抱いているわけでございます。

そこで、市長にご答弁をいただけるかどうかわかりませんが、我々議員の立場について少しお尋ねをしてみたいと思っております。我々旧町村部の議員は、市町村建設計画をより適切に実行するために、期間を限って在任特例を許されてきたわけでありまして。協議内容から逸脱したものに対しては、その修正を求め監視をするという役目も担っているわけでありまして。この部分に対しまして、庁舎建設も市長が指摘しているとおり大切なのは私もよくわかっているつもりであります。この私たちの立場、在任特例で市議会に送られてきた私たちの立場を市長はどのように考えているのでしょうか。

それから、もう一点、9月定例会で市長は、篤志家から15億円いただけると説明されておりますが、私は何ももらえるものはもらって結構だと思っております。しかし、合併特例法にも記述されているとおり、合併特例債は合併により衰退していく旧町村部の地域振興にとって必要不可欠なものであります。市長は、常日ごろからコンプライアンスを口にしております。市長の考え方、ちょっと疑問を感じているわけでありまして、この2点についてひとつお答えいただきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 在任特例につきましては、これをどう考えるかというふうには私にお尋ねになっても、私がお答えするという立場のものではないのであります。合併協議会の中でいろいろなご意

見が出た中で、こういう特例を使っていきましょ  
うという合意が形成されたので、こういう特例を  
つくっている。また、余計なことかもしれませんが、  
来年多分9月の末か10月の冒頭に行われるで  
あろう市議会議員選挙には小選挙区制を使おう  
と、これも合意に至っております。しかし、それ  
から4年後に行われる通常選挙では全市1区で選  
挙をやろうと、こういう申し合わせがなされてお  
ります。

(不規則発言あり)

○市長(杉山 肅) なされています。1回だけで  
よろしいという強い発言があって、そういうこと  
になっております。余分なことを申し上げている  
ようなことになっておりますけれども……

○議長(宮下順一郎) 市長、5年後のことは、ち  
ょっと未確認のうでございまして……

○市長(杉山 肅) そういう中で議員としてここ  
の議場に参加されておられます方々のご意見には  
十分敬意を払い、そのご発言を尊重し、そして提  
言いただきましたものをできるだけ政策の中に生  
かしていくというのが私が置かれている立場だと  
考えております。

コンプライアンスという言葉は、私ども余り耳  
なれない言葉ですが、実は私昭和34年から昭和  
42年まで、議員になる前は銀行員でありまして、  
銀行員というのはコンプライアンス、法律を遵守  
する義務があるということをまず身にしみて教え  
込まれる仕事でありました。そういう仕事につい  
ておりましたので、今日のように市長という立場  
は多くの特別法を駆使して仕事をやる職員を束ね  
る立場でございまして。近年の報道、特に最近の報  
道で、法令の解釈を間違っただけ金を払い過ぎたり払  
わなかったりなどというようなことは、いわばコン  
プライアンスに対する基礎的な訓練がおくられて  
いるという受けとめ方をせざるを得ないのではな  
いかと。我が役所から、そういうコンプライアン

スに反するような職員を出さないようにするのが  
私の立場であろうと、そう考えております。

○議長(宮下順一郎) 13番。

○13番(東 健而) 市長は、今コンプライアンス  
の内容をご説明になりましたけれども、合併協議  
会で在任特例を認めた、それから合併特例債につ  
いても議論された、さらに特例措置についてさま  
ざまな議論がなされてきたわけでありまして。その  
合併協議会で決められたことをコンプライアンス  
、すなわち法令遵守、そのようにしていただき  
たいということで、私はこの質疑をしたわけであ  
ります。その問題については長くなりますので、  
後の人にまた譲っておきたいと思っております。

最後に一つ、市長、提案があります。この庁舎  
移転計画について、市長はむつ市議会第189回定  
例会で、来年から15億円の間貯蔵施設ですか、  
その交付金が入ると申しておりました。市庁舎建  
設には、旧アークスプラザにこだわらず、この資  
金を担保に3年間、5年でもいいですけども、  
基金を積んで、まず長期展望に立った財政赤字を  
解消して、それまでの間に耐震強度、地盤沈下の  
有無、さらにこれからの庁舎建設をどうするのか  
ということを議会に諮り、その線でもって庁舎建  
設に向けているんな議論を展開していただきたい  
と思っております。まだ入ってこないお金を当てに  
して基金を積むなんていうことはなかなか大変なこ  
とだと思いますけれども、これが予定されているの  
であれば、このように余り急ぐこともなく、ぜひ  
庁舎建設に向けた構想を練って進めていただきた  
いと思っております。最後にこのご答弁をお願いいた  
します。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 新しく昨年3月14日に誕生し  
た我々のまちの財政健全化計画の中には、電源三  
法交付金が非常に大きなウエートを占めておりま  
す。それがあって初めて健全化がなし遂げられる

というものであります。また、あわせて電源三法交付金というのは庁舎の建設に向けて使ってはならないことになっているのです。そういう二つの事情がございますので、我々が今最も急がなければならないのは、新むつ市の財政の健全化、そして事業をふやしていく、こういうテーマが待ち構えているわけでありますから、その面に向かって大いにご協力をいただきながら前進していきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） これでは東健而議員の質疑を終わります。

次に、18番柴田峯生議員。

（18番 柴田峯生議員登壇）

○18番（柴田峯生） 今まで6名の方がいろいろご質疑をなさって、市長の答弁を承ってまいりました。しかし、残念ながら市長から庁舎を寄附金で買いたいという一心のみで、答弁がばらばらになっているような印象を受けました。そういった面も含めながら、私は通告を十何項目いたしております。順に伺ってまいりたいと思っております。

まず、新市まちづくり計画と市役所位置の関連についてでございます。私旧むつ市、旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村のそれぞれの長期計画を引き継いでむつ市のまちづくり計画というのができ上がってきているわけです。それらを操作しながら、その中で計画を立てておるわけですが、残念ながら、このまちづくり計画の中に、市役所の位置を変更するということの考え方がどこにも記されておりません。ご承知のように、先ほど川下議員のお尋ねにも市長の答弁、あるいは行政事例の食い違いもございましたが、私は今もってこのまちづくり計画と市役所の位置の関連ということで疑問に思っているわけです。その疑問が解ければ、この議案に将来的には賛成してもいいのではないかと、こう思っています。しかし、今現在この疑問が今までの市長の答弁の中でも納得できる考え

方は私には浮かんでできません。やはり市民の合意を得るとい立場からするならば、議会の3分の2以上の方々からもろ手を挙げて賛成いただくという姿勢の中で市庁舎の移転を考えるのが市長としての当然の責務ではないかと私は思うわけです。それをまず第1点お伺いしたいと思います。

それから、合併特例債の市民の合意の問題であります。先ほど東議員からもございましたが、市長は合併前の旧むつ市長として、4市町村の合併の取り仕切り役をしてきたわけです。そして、その場でお話し合いをして、市民に理解を求めるために合併合意書というものができたわけです。それは、それぞれの四つの市町村の議会で議決しております。その一番最後のところにむつ市まちづくり計画というのが存在しているわけです。そして、それを市民に理解させるために、まちづくりという合併の特集をつくって、ナンバー3号ですが、その中に財政シミュレーションも含めて私は、市民にこれ公約したものだと思っているわけです。なぜ今になれば、それは単なる考え方だとか、そういう変更になるのか。私は、公に何万部というああいう印刷物が流れて、それを市民が見て、市民が合併について勇んで参加する、反対の方もたくさんありました。しかし、その中で合意を得て合併をしたわけです。私は、これは合併協議会の協議会長であるむつ市長の公約であると思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

それから、合併特例債と地方交付税の見通しであります。今確かに企画部長からも懇切丁寧な、あるいは市長からも7割交付税で補てんされるから合併特例債は有利だと、こういうお話であります。しかし、見方を変えれば、交付税は年々減っております。どこにも交付税をふやすとは書いてありません、合併特例債について。需要額の算定に上積みをするすると、こう書いてあるわけです。需要額と収入額の差について地方交付税というの

が出るわけです。このままでまいりますと、地方交付税は減らされる一方で、仮に交付税が来たとしても、この合併特例債の分は借金の返済だけに回って、他の一般事業に使えないというような事情を迎えるのがむつ市の今後の財政ではないかと私は思っているわけです。その辺の見通しをお伺いしたいと思います。

それから、同時に市庁舎の移転と財政赤字の関連であります。東議員の質疑でも財政赤字の問題が出ました。その他の議員方も目時議員の質疑でも出ました。私は、庁舎の移転は決して否定しませんが、やはり第一義的に財政赤字が合併した第一の視点であるとするならば、そのことにもっと、議会と市民との合意を形成するための資料を市長はもっと出すべきであるし、今回議案に添付されております交付税の資料を見ましても、後ほどお尋ねいたしますが、この合併特例債の返済期限が20年になっているわけです。私は、よくわかりませんので、県の市町村振興課財政グループの担当にお伺いしました。そうしましたら、いわゆる銀行市中金利を受けるのが、今回の資料にも出ておりますけれども、融資の見通しが市中金利だと、こう申しております。だとすれば、今むつ市は一般会計で40億円なければ、一般会計が動きません。一般会計、特別会計含めてです。そういう状況にあるわけです。中身を見ますと、財政赤字が、再来月決算に出てまいりますけれども、一般会計で24億円を超えます。もう既に決算が終わった用地造成事業会計では、14億5,000万円という一時借入金で赤字をしのいでいるわけです。合わせましても40億円になります。借りている金と赤字と、ここで符合するわけです。これを市長は、この合併特例債を今活用して事業を実施したとします。しかし、市長は先ほど同僚の杉浦守彦議員のお尋ねに、この予算の中には庁舎の移転の費用しか見えていませんと、こう言っているわけですが、ご案

内のように提案理由の中で25億円かかりますと、そのうちとりあえず9億5,000万円計上します。そして、さらに企業からいただくお金は15億円。そうしますと、残りの10億円はどこから出るのでですか。この予算を切りかえるとしましても、当然私は10億円というのは合併特例債として残っていくという裏づけをしたのではないかと思っているわけです。その辺をお考えいただきたいと思いません。

それから、現在市庁舎の面積は示されました。合併時我々に類似市として出したところの職員定数が488名だと言っております。その線に沿って職員の数減らしていけば百三十何名ですか、百六十何名ですか、減るわけですがけれども、今現在求める庁舎の面積と、その488名になった時点で面積はおのずと減少していくのではないかと思います。どんなに行政需要が出ましても、やはり起債を一般単独事業、あるいは合併特例債を使うにしても、算定の根拠は必ず出てくるはずで。市長は、この488名の線で見込んで今の計画をしていくつもりなのかどうか。

それから、先ほど来出ております、私は前回の定例会でも申し上げましたが、寄附者の名前は出ようが出まいが問題はないと。要はどういう名目で企業が寄附をなさるのか。そして、市長の方から依頼の文書が出ました。前回の答弁です。出た内容は、地域振興ということであります。だとすれば、言葉のやりとりで文書は残さないという市長の主義だそうですね。地域振興という名目で大義があるとするならば、この大義とは一体どういうことなのでしょう。今までの話し合いの中でどういう経過をたどっているのかお知らせ願いたい。

それから、市長はさきの質疑者にも、私の前回の質疑の中でも二度と出せないようなものだと、あるいは前回のむつ市議会第189回定例会質疑の

中で、村中議員の質疑に政治責任をとりますと。しかし、その政治責任とは95%だと、こう言ったわけです。私は異に感じたわけです。ああ、なるほど合併特例債も95%充当だから、市長も残りの5%残して政治責任とるのだなと、こう感じたのですが、市長、その辺の政治責任はどうなったのかお伺いしたいと思います。前回の議会での答弁の際に、「私は政治責任とる」ということをこの公の場で市長がお話しなさったのですから、少なくとも辞職をなさってもう一遍選挙を打つのではないかと私は思ったのですが、市長、いかがでしょうか。

それから、先ほど議員の中からも出ましたが、市長は庁舎の移転だからというようなことなのですが、私ならば地域振興が大義ということであるならば、多目的活用施設としてこれを取得すると。その中でじっくり庁舎としても一部を利用させていただくという考えがなぜとれなかったのか。ご案内のように、庁舎は8,000平米です、現在。すべての庁舎を合わせて8,000平米になる。ところが、実際取得する面積は1万8,000平米であります。2倍になるわけです。先ほど総務部長の答弁ですと、電気料なども2倍、3倍と、こういうようなご答弁ですが、そういうことのないようにするためには、この施設は市庁舎として利用しても最小限の利用なのだという考えがあるならば、市長、私は決して反対はしないつもりです。そこを十分わかっていたいただきたいと思います。

それから、前回視察をいたしました。その中で、買収対象になるのかならないのかわからない附属施設とか設備がたくさんございました。例えば冷蔵庫、冷凍設備、こういったものは今回の買収の対象になっているのかどうか。そして、もし対象になっているとすれば、これは市として使用しないときは取得後に売却する可能性があるのかどうか。そして、するとすればどの程度の価値を見込

んでいるのか、それをお伺いしたいと思います。

それから、大事なところは、市中銀行から融資を受けるということなのですが、先ほど申し上げましたように、現在40億円の資金で運転されているむつ市であります。そこで、恐らく先ほど堺孝悦議員の中の、第三者の問題もあると思うのですが、その中には市中銀行も入っているのではないかと推察しております。昨日の毎日新聞のトップ記事でショッキングな話がありました。その中にむつ市は、その状況に最も近い市になっているわけです。したがって、現在抱えている借金、赤字などを棒引きするということになれば、市中銀行はお金を貸さなくなるのではないかという話が出ています。果たして2%で市中銀行から20年間の融資の見通しはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

それから、都市計画法との関連ですが、あそこは近隣商業地域になっていきますので、旧アークスプラザから市役所の庁舎にしても、問題がないのではないかという見解も伺っておりますが、ただきのう法律が一部施行になりました。これに関して、政令が施行になるので、その政令の中に、実は開発行為をする施設の中に、公的施設、庁舎などは許可制にすると、こういう情報を私は得ました。まだ政令指定になっていきますので、どういう形で変わっていくかわかりませんが、もし庁舎も開発行為の審査の対象になるとすれば、この市庁舎の移転もかかってくるのではないかと私は思うのですが、その辺現在までの情報などをお知らせ願いたいと思います。

それから、国土利用計画法との関連ですが、実は面積が過大ですので、国土利用計画法から見ますと、当然買収の後に県の方に届け出がされるということになるわけです。その際に最も審査されるのがお値段なのです。したがって、審査した段階で私はこの国土利用計画法の立場からすれば、

むつ市の地価を行政が主導して決めるということになりはしないかと思っているわけです。その辺も国土利用計画法との関連でお伺いしたいと思います。

それから、最後になりますが、市長は前の議案をそのまま出せないから、予算の科目を変更して出しましたと。前の予算でも歳入で問題になり、今回の議会でも特例債ということで問題が出ています。したがって、私は前回債務負担として設定をして、お金が決まったら補正という形ならもっと理解しやすいのではないかとご提案申し上げました。市長は、できるかどうか検討しなければというふうなお話でしたが、その過程、今合併特例債に変更して出した過程でそういうことも含めてどのような検討をなさったのかお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 多岐にわたるお尋ねでございまして、答弁の漏れることもあろうかと思えます。ご理解を願っておきます。

お尋ねの第1点目は、新むつ市まちづくり計画に市役所位置がのっていないのではないかと。のっていません。あのまちづくり計画をつくった段階では、先ほど来答弁申し上げていますように、財源の見通しが全然立たない時点で、ただし建物は、庁舎は建てるべきである、建てなければならないものであるという記述しかのっていないわけであります。ですから、それを今にわかに発生したこのような事態の中で議会にご提案申し上げ、ご審議をいただくという手法に出ているところでございまして、のっていないからだめではないかということにお受け取りにならないでいただきたいようお願い申し上げたいのであります。

合併特例債を使うことに市民の合意がないのではないかということでもありますけれども、

実はそのような合意を一々やっているケースと、今の庁舎の場合は、これは特別なケースだから合意形成に努めるべきだろうと。先ほどからお答えしておりますけれども、時間的な余裕もございませんでしたので、合意の形成のための努力はしておりません。しかし、合併特例債は有利な起債でありますから、これについて活用するという考え方は、5年間は少し辛抱しようよという文言は書いていませんが、そのような話し合いがあったということは先ほど来ご指摘をいただいているところであります。

次に、地方交付税がどうなる見通しを持っているのかということをお尋ねになられて、合併特例債に地方交付税が7割算入すると言っているけれども、当てになるのかという趣旨のお尋ねであろうと思いますが、現在国の財政の状況を見ておきますと、これは単に単年度の財政だけ見て考えるわけにはいかないようであります。まず、歳入はふえつつあります。しかし、累積した国債残高、隠れ赤字といったようなものをいかにして圧縮するかというのが現在国の財政運営の基本的な柱でございまして、その小泉内閣の中で2年にわたって20%ずつ地方交付税を減らしたという、我々がそれによってひどいつらい思いをしたという実績があることはわかっておるところでございまして、当然地方交付税算入しているよというふうに言われていても、実際は算入されてきているかどうかは一つずつに印がついているわけではございませんので、よくわからないというのが本当のところでありまして、ただし平成19年度に選挙を控えておりますので、多少地方も面倒を見てくれるのかなという期待感を持っております。そのような期待感と現実とがどう食い違うのかまでは私も地方におりますと、よく承知しないところでございましてけれども、随分いろんなものを交付税算入しますよという約束をして、その約束を破っているケー

すがもう10本の指で足りないくらいありますから、合併特例債もその例に漏れないのではないかなという気もいたしております。しかし、起債については見直しをすると、これまでの許可制から協議制に変えていく。いいことだなと思って報道を見ていますと、許可制よりも協議制の方が厳しくなる、こういう環境ができつつあるようでございまして、ですから地方交付税並びに起債といったようなものを過大に信頼するということは、厳に慎みながらその対応をしていかなければならない、こう考えておるところでございます。

また、市庁舎の移転と財政赤字の関連をどう見ているのだと、こういうことでございますが、基本的には合併特例債が地方交付税算入への割合となるのか、これによって財政シミュレーションが随分変化すると思いますが、通常の計算方法によれば、合併特例債3年間据え置き、4年目から支払いが始まる。仮に今予算でお示ししております15億円ですと、1,800万円ぐらいの償還になるだろうというふうな計算をいたしておるところでございます。

次に、柴田議員の一番肝心な部分なのかなと思ってお伺いしたのですが、市庁舎が求める庁舎面積と職員定数の予測というところでございますが、随分大きな建物になります。現在の庁舎に比べますと、非常に大きなものになりますので、その余分な面積をただあけたスペースにしておくということでは市民のご理解は得られないだろうと。しかし、役所としての持っている目的と、仮にテナントを入れるとすればどういうものかという考え方、これはこの議案を可決していただいた、その翌日から活用方法についての協議を議会の皆様方はもちろんのこと、ほかの各界の経験者等にも入っていただいて活用方を図るべきであろうと思いますし、当然多少の家賃もちょうだいしなければならぬし、共益費などももらわな

ければならないということになると思いますので、むだなスペースをただあけておいて、それでよしとすることはないということは申し上げておきたいと思います。

次に、寄附の名目となる地域振興の単位とは何かと。これは、中間貯蔵のための会社の社員は、皆さんむつ市民になる。むつ市民になるのだから、庁舎を使いやすいようなものにしてほしいと、そのための協力であるというお考えを伺ったことがございます。

次に、市長の政治責任はどうなったのかと。きょうこの議案の扱いによっては、少し慎重に考えなければならないだろうと、そうっております。

また、多目的活用施設として雇用につながるものとして取得することが考えられる。先ほどの市庁舎が求める面積との類似したものでお尋ねであろうと思うのですが、これはもうすべて多くの方々のご意見を伺いながら、雇用につながれば、それにまさはりはないという思いで検討を加えていただくことになろうと考えております。

買収対象となるのは、あの建物の中に入っているすべてのものが買収の対象になります。ですから、市役所機能にとって不要なものも出てまいりますでしょうし、余分な面積でテナントとして入る方が必要とするものも出てくる可能性もあります。それらの有効活用を図ることもこれからの議案を可決していただいてからの課題となろうかと思っております。

次に、市中銀行からの融資の見通しというのは、これは現在の状況の中では、いわゆる縁故債と言われるものについては、地方公共団体本体についておおむね単年度の貸し付けについては、いわば無条件に近い形で融資を受けられる、融資ストップという状況は出てこないと考えて、そんなに大きな間違いではないと思っております。一時下北

医療センターが融資をストップされて、翌日新聞に出ましたら、すぐ復活してもらいましたけれども、これは地方公営企業法を適用される団体は同じ自治体の施設であっても、自治体本体とは扱いが違うというルールがあるそうでございます、ですから市中銀行からの融資、特に短期のつなぎ資金であります縁故債については、ストップされるようなことは現在の状況では考えられない。ただし、広く国民に知れ渡った夕張市のように、関連する公社等を使って一般会計のやりくりをしていたということについて、これは北海道で幾つかあるのだそうです。産炭地域のまちではそういうことが多いようですが、それは青森県が、青森県というよりも総務省と言った方がよろしいかと思いますが、全国のそのような市町村を調査しています。青森県には、夕張市のようなケースは存在しないというはっきりした答えを出しておりますから、ご懸念のような銀行から借りられなくなるというようなことは起きないだろうということは重ねて申し上げておきたいと思えます。

次に、都市計画法との関連については、この点については問題がありません。

それから、国土利用計画法で、特に地価の問題をご懸念になっておられるようでございますが、今のこの取引の対象は、通常の取引ではないわけでありまして、破産法の適用を受けた破産管財人が処分する土地でございますから、標準的な地価には関係ないということになりますから、周辺の地価に影響を与えることはあり得ない、こういうふうに考えております。

予算科目を変更した事由等については、これは特に県の市町村振興課あたりが雑入で計上するのは余りよろしくないという考え方は既に随分前から指摘をされております。当然赤字の計上でありますから、それを確定財源がそこに見えるのに雑入で計上するのはおかしいかわからない。合併

特例債を使える金であるから、それを財源とすることにしたらどうかというご指導をいただきまして、このような形になっておるところであります。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 市長は、新まちづくり計画の中にのっていますというお話ですが、どういう形でのっているわけですか、お聞きしたいと思います。

それから、市役所の位置につきましても、私が調べた結果では、旧むつ市の計画は平成17年度で終了なさっております。その中にもありません。

それから、まちづくり計画の中で、私の調べた結果では、いわゆる窓口業務などが狭いためにそういったものを変更するという書き方になっているわけです。川下議員も申されましたように、金谷地区から中央地区、前回は申し上げましたけれども、言葉が金谷より中央の方がいいということで、しかも建物が安く手に入るからということがどうも三本柱のような感じがしてならないわけです。私は前回の議会が終わった後、旧むつ市内をくまなく歩きました。関係者からご意見も伺いました。極端な方は、「柴田議員、もう一回否決してくれ」と、こういうことを言った方もおります。この方は、私は長年杉山市長の先代の時代から杉山さんを支持してきたと、しかしこのたびの出し方は我々としても全く心外だと、もう一回やれば、市長も顔が立つ人があるのではないかと、こういうお話でした。その顔も私はよくわかりませんが。

そこで、市長、市民の合意の仕方なのですが、先ほど前の議員方の中からも出ました。市長は今、縦貫道路の関係につきまして、どこかのホテルで大会が開かれ、そこに市長がお祝いに駆けつけると思うのですが、このような市民の合意を得る場を設定できないのかどうか。あらゆる会合で市長は、現在の金谷の庁舎ではだめだから中央に移転したいということで皆さんの声を聞きたいと、ご

あいさつの中で一言、二言触れることも市民の声を聞く機会が生まれるのではないかと私は思うわけです。そういった機会を生かして合意を得る形が考えられないのかどうか、それを伺いたいと思います。

それから、庁舎の面積ですが、合意をいただければ云々というお話ですが、今少なくとも8,000平米という現在の庁舎は、一つ一つが独立をしてみんなスペースがあるわけで、それが統合した場合にもっと面積が減るのではないかと思うわけです。そうしますと、建設費用も少なくて済むし、私はその辺がやはり議会と合意を得る前提ではないかと思っているわけです。

また、市民の多くも市役所の職員が我々の合併の際に職員の定数が下がればこれだけ節約になりますという説明を受けて、強い印象を持っているわけです。一時的に職員を減らすことは行政需要の変化がありますから、一概にはできないとは思いますが、そういう努力をすれば、庁舎の面積もおのずと減ってくるのではないかと、こう思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから、地域振興が大義でありますけれども、庁舎の建設に使ってほしいというお話を伺ったことがあると、こういうお話なのですが、そのときに市長が、地域振興のために積み立てをしたいのだと、そしてじっくり庁舎についても考えたいと、こういうことがなかったのかどうか。私は、この議案がかかる前に、地域振興で電力会社等から寄附金がおおよそ15億円出るということで、単行議案が出たならばもう手を挙げて賛成するつもりなのです。やはり未解決な分野を市長はねらって、新市の方向づけにその市役所をつくらうという意気込みはよくわかります。しかし、やっぱり私たちは市民の現在の生活ということを考えてときには、そういう一つの遠慮もあっていいのではないかと思うのです。そこでこの結果によって市長は

政治責任の問題を考えるとということですが、私はそれを言う前に、そういう市民に対して、あるいは議会に対してもっとひざをつき合わせてお話し合いをしたいなと、こういうお考えが出てきてほしいと思うわけです。

もちろん管財人のタイムリミットもあるでしょう。しかし、管財人の方は、要するにお金が多く入れればいいわけです。これは、どこの世界でも裁判所にかかったものはそうっております。もしこれが競売に付されて、現在9億5,000万円が6億円、7億円に下がるかもしれません。あるいは5億円に下がるかもしれません。三つの前町村のある首長が私に、これ競売にかけたのかと、2回ぐらいかければ5億円くらいになるのではないかと、そのとき市が名乗りを上げればいいのではないかと、こういうお話も伺いました。私は、この取得の仕方、あるいはお金の使い方、仮に5億円で買えたとすれば、15億円寄附をいただけるわけですから、10億円を改修費に充てられるわけです。そうすれば合併特例債も必要でなくなるのではないかと判断もしております。その辺の市長としてのお考えを伺いたいと思います。

それから、多目的利用についても前向きな答弁をいただきましたので、それは了としたいと思います。

このたびの議案もそうなのですが、議会に予算を出して、実は科目の変更した理由の前に、もう一つ議会への市長の権限としては、再議に付すという手もあるわけです。しかし、市長はその議案に対して前回修正された際に、再議に付さないで今回改めて科目を出したという努力は私は率直に認めたいと思います。しかし、その1カ月の過程で、先ほど目時議員もお話しになったと思うのですが、もう少し議会との話もあってよかったのではないかと。もう慌ただしい予算編成、新聞報道、そして今回の会派代表者会議、はたまた議会運営

委員会にまで出て説明をしたいというお話まで出たと伺っておりますが、私はその線ではなくて、必要ならば各会派ごとに市長がお会いしたいという勇氣ある、市長の見る目で私どもの会派をどう見ているかわかりません。危ないなと思うところがあるならば、積極的な接触をしてよかったですのではないかと思うのです。個別ではなくて。そう思っております。その辺のところ、市長、ひとつお考え伺いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 新市まちづくり計画の中で、どの場所へどういうことをということよりも、老朽庁舎の更新、住民待合スペースや行政情報提供スペースの整備、相談窓口等の環境充実等の庁舎環境の整備をしなければならないだろうということを33ページに書いてあります。この時点では、この程度しか書けなかったということでありませ

す。それから、いろんな会合に出ているのだから、今の庁舎の話はどうだろうかという話を切り出したらどうだろうと。もっと早く教えていただければ、それやっていたけれども、それこそ個別にお会いしたこともあるわけでありませから。これからも、そういう機会はないわけではありませるので、できるだけあいさつの中などに含めてご意見を拝聴するということもあり得ると思います。本日の答えの出していただき方によってどうなるか、これ話は、問題は別でありますけれども。

それから、余分な面積出てくるだろうと、こういうお話でございます。先ほども申し上げましたように、余分な面積はできるだけ有効活用を図るという立場で取り組んでまいりたい、こう考えております。

職員数は減らす努力を一生懸命やっております。今団塊の世代がどんどん、どんどん退職する時期でございます、10年間で数百人減るだろう

ということを予測しておりますが、しかし新しい力、若い力を補充しなければならないという部分もありますので、原則退職者不補充、さらにその何%かの補充をする。さらに、今事務の合理化等を集中して検討している時期でございますので、それらの成果もあわせ、職員数を減らすという努力をしておりますから、空きスペースもふえるだろうと考えております。

次に、庁舎のために積み立てをするという提案ができなかったのかと。この現在提案申し上げているものは、何回もご理解いただいているのでありますが、競売に付されたものを購入したいという考えで取り組んだものでありますから、積み立てというような手法には合わないということがあるわけでございますので、積み立てという話には至ったことはありません。

競売は、何回か公示をして下がっていくというのが世間的な常識でございますが、今度の場合は最初から一定額を提示して買い取りたいという申し入れをした方がおられるようでありまして、ですから、そういう方が既にあらわれている後で競売を2回、3回とやるというようなことは起こり得ないという状態にございました。でありますから、決して高い買い物之急いだのではなくて、安くなる可能性のない、しかし建設費、あるいは土地の評価等を考えると安いものにつくという考え方で申し入れをしたということでありませ

す。議会運営委員会に出るということをお願いしたそうではないかと、こういう話でしたが、実は私出張いたしておりまして、市内におらなかったものであります。総務部長の命令で、この時間までに帰ってこいというので急いで帰ってきましたら、呼ぶなというご意見の方が強かったそうございまして、そういう事情があるということで答えにさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番(柴田峯生) 実は、市長、新市まちづくり計画では、こう書いてあるのです。市庁舎に関しては、同計画書のまちづくりの方針(2)、住民参加による一体的な新しいまちづくりの項の、新たな行政サービスの構築中、行政サービスの充実、調査関係の整備、老朽庁舎の更新、住民待合スペースや行政情報提供スペースの整備、相談窓口等の環境充実等という記述だけなのです。しかも、この老朽庁舎の更新というのは、ご案内のように、合併協議会の原案の中では入っていません。私は、そのことを合併協議会の方にも直接質問を申し上げたし、あるいは脇野沢村の議会に在職しているときに、この案がかかったときにも確認しているわけです。そして、これが出てきているわけです。私は、更新という言葉に移転までは考えていなかった。ですから、市長は書いてあるとおっしゃるのは、この更新には移転も含んで考えたのかどうかということなのですが、最後にお答えいただきたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 私どもが市庁舎の更新ということを考えるときには、あくまでも資金的な状態、方針が固まって、一定の積み上げをする見通しが立った時点でどういう庁舎をつくらうかということを経営的に考えなければならない、こうするのが一般的なあり方だと思うのであります。今回は、突然のいわゆる出物であります。ですから、この出物を破産管財人と協議をしながら入手するという方法はどうかというと、土地、場所は既に決まっている、建物の構造も決まっている。そして、これも何度も申し上げてまいりましたが、総務省の方針がそういう形で出物を活用することができるならば大いに活用してほしいという通達が出ておる。そういう中で今回の方針を決め、議案としてご審議をいただき、否決はされましたけれども、そういうことに相なっているわけであ

りますので、予定された行動と外れたところで起きた行動であるということで、大方のご理解をお願いするのは大変難しい、厳しい状況になっているということでもあります。

○議長(宮下順一郎) これで柴田峯生議員の質疑を終わります。

5時45分まで暫時休憩いたします。

午後 5時37分 休憩

午後 5時47分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、30番坂井一利議員。

(30番 坂井一利議員登壇)

○30番(坂井一利) 9月12日に幾つかお尋ねして、大分前の議員たちもほとんど掘り下げていったみたいな形であるのですけれども、二つばかり確認したいことがあります。

まず、旧アークスプラザの総面積が1万8,000平米と。ラジオを聞いている皆さんも、ただ平米で言ってもわからない人もいらっしゃると思いますので、約2町歩です、6,000坪。なぜ2町歩という言葉を使うかといいますと、この場所はもともと田んぼであったわけです。前回もちょっとだけ触れたわけですが、地質調査の問題なのです。それともとも現庁舎の場所、合併からもうかれこれ50年、これからまた移動するとなると、50年ぐらいのスパンで物を考えないとだめだろうなど。面積だけ見ますと広くて非常に私もいいと思います。さらに、宇曽利バイパス等が完成すると、我々にとっては非常に便利な場所でもあることは間違いありません。ただ、現庁舎の場所は、従来からの地山であって、丘であったわけですよ。それで地盤がしっかりしていると。この前、旧アークスプラザについての地質のこと、数値を幾つか並べてもらいましたけれども、それに伴う

我々の資料は何ら提出されていないと。今ここに建物の耐震強度については、先ほど市長が耐震強度が阪神・淡路大震災以降の問題からいくと弱いと。ただ、地質の問題については何ら触れていません。あの場所は、パイルが入って、くいが打ってあるわけなのですけれども、地盤まで何メートルあって、届いているのかどうか、何本打っているのか、そういうふうな形で、むつ市としては地質調査もやっていないということですから、果たしてそれだけのものをしていらっしゃるのかどうか。音波調査も当然やっていないでしょうし、それらを踏まえて一つ目を答えてもらいたいと思います。

それと、もう一つ確認事項でございますけれども、先ほど川下議員が法的な問題で3分の2の問題等を取り上げておりました。先ほど市長の方から最後にお答えになったのは、財源の見通しという言葉なのです。これ、ここの中の方々もそうでしょうし、またラジオを聞いている皆さんも、では今財源の見通しなくして出しているのか、財源の見通しがあったからこそ出したのではないかと。先ほど答弁した流れの中では、財源の見通しがあれば3分の2のお答えになっています。では、財源の見通しが立っていないのか。財源の見通しという言葉の定義もちょっと聞いている皆さんもあやふやな点であると思いますので、その点もお答え願いたいと思います。二つの点でお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 地質の問題については、建設部副理事の建築課長からお答えをいたします。

財源の見通しがあるのか、ないのかというお尋ねについてですが、本日この議案審議の結果、可決していただくことでようやく財源の見通しができるわけです。それ以外は、積立金を用意しておかなければならない。積立金は、今のところむつ

市にはゼロでございますから、財源は現在見通しとしては、今のままの空手の状態だと何も無い。議決していただければ、これは会派代表者会議でも申し上げたところでありますが、ご寄附をいただくことができるので、財源の見通しが確立するということでもあります。そういうことでもありますから、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事。

○建設部副理事建築課長（石田三男） 市長答弁に補足説明させていただきます。

ボーリングについて、地質についてでございますが、5カ所ボーリングを実施いたしております。この地域におきます地質の概要を申し上げますと地表部は粘性土、それ以下は火山灰質を中心として堆積している報告になってございます。5カ所のデータをもとに基礎ぐいでもって議員お話しのとおり、パイルでもって基礎部をつくり出して、その上に建物という考え方、議員お話しのとおりでございます。それぞれ場所によって旧地盤の高さの違いがございます。したがいまして、くいの長さはそれぞれ19メートルから22メートルくらいまでのそれぞれ地層によって変わってございます。くいの全体の本数は374本打ち込んでおります。くい径でございますが、60センチから1メートルのくい径でございます。それぞれ支持層に達している構造となっております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（坂井一利） まず、今くいが19メートル及び22メートル、374本、それは建物の下だけです。それと、火山灰質とお答えになっております。あそこは埋め立てそのものですから、水脈の状態等をかながみて、あそこは水路を改修しているわけですね。道路の上の方からもともと沢だったわけですから、建設後埋め立て後水分調査、なぜこういうことを心配するかといいますと、火山灰質

ですから、その水との揺れに対して非常に噴出、液状化になるおそれが非常に強い場所になるものですから、その点の安全対策に何ら心配ないのか、その周辺も含めて。

もう一つだけ、先ほど言い忘れたことなのですが、お許し願いたいと思います。現予算にのってあります建物の総合的な金額、改修工事の。これは、建物に限定しているわけですね。周辺の環境及びその他の設備等は、これからあるのかなのか。現予算でそれらのものもすべて網羅するかどうか。先ほどから聞いておりましたも、建物の予算のみであるはずで、それを含めて確認したいと思いますので、どうぞお答え願います。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） お答えいたします。

予算書の参考資料で改修等にかかる事業費の概要一覧をお示ししてございます。その金額で約15億5,000万円ほどかかると。これは、あくまで新庁舎が移転した場合の工事経費等でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事。

○建設部副理事建築課長（石田三男） ご説明いたします。

まず、くいについてでございますが、建物以外に西側に物資を搬入するための人工地盤をつくってございます。あの部分にもくいは打ち込んでございます。

それと、液状化についてのお話でございます。ご審議地の地質は、地表部は粘性土、中間層に砂れき層がございまして、上層部と中間層の間に一部砂質の土層がございまして、この砂質の土層は、10ミリから40ミリの火山灰を含んだ地層となっております。建物を支持しております下層は、れき質土層。地盤のかたさを表現する際に、N値がございまして、このN値についてでございますが、N値は

その地層におきます地質のかたさ、やわらかさ、もう一つは固まりぐあいを知る値として使用されます。その値がゼロから50までの表示でございますが、低いほど地層がやわらかい、したがって、高いほど固まった地層であると。支持させております地盤の、先ほど申しましたN値でございますが、約50、最高のかたさのランクの部位に入っております。

もう一つは、液状化についてでございますが、今ボーリングデータをもとにご説明申し上げましたが、この地は田名部川から上層、恐山に向かった丘陵地帯になっております。この地質調査をもとに当時の設計業者、推測でございますが、液状化の発生はないと判断したものと考えます。

もう一つ比較してお答えさせていただきますが、ご審議されている土地よりまだ田名部川近くにある条件が不利と思われまして市立図書館がございまして、そこにおいては、実害はないというふうな報告をされております。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 30番。

○30番（坂井一利） 一つ目は建物だけというお答えになりました。あと使うことがないということなのか、そういう設備はしないということなのか、それも一つ伺っておきます。

それと、もう一つの方の地層の問題について。高さが何メートルかは、忘れましてけれども、市長は前に図書館の方と、旧アークスプラザとの高低差が7メートルと、だから道路もつくられないというふうなお答えをしているのですけれども、そういうふうな形で土どめの形になっておりますので、そういう懸念は、万が一の懸念はほとんどないのかどうか、それも確認したいと思います。その二つだけお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） 建設部副理事。

○建設部副理事建築課長（石田三男） 改修工事の

内容についてご説明させていただきます。

概要でございます。建築工事についてでございますが、店舗部分は間仕切り壁がなくワンフロアになっております。一般執務室を除きます各部屋に間仕切り壁の新設工事を見込んでおります。これは、軽量鉄骨による工法でございまして、新築工事における場合も同じような考え方でございます。この間仕切り壁の設置場所は、議会関係室、理事者室、各行政委員会、会議室、市民の相談室等でございます。また、庁舎内には情報網配線のためのコンセント等を配線するための床下配線のスペースを確保するための床工事にかかわる経費、それと柱が縦横方向とも9メートル間隔で配置している構造になってございます。

(不規則発言あり)

○議長(宮下順一郎) 質疑は、たしか総務部長に対しての建物だけなのかという部分と、7メートルの道路の高低差の問題、そういうふうなことでしたよね。総務部長。

○総務部長(齋藤 純) 先ほど答弁申し上げましたように、高低差とか、そういうのを一切考えておりません。あくまで建物を新庁舎として使う場合については15億5,000万円ほどかかるということでご理解いただきたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 建設部長。

○建設部長(成田 豊) 擁壁の件についてのお尋ねにお答えいたします。

実は、昨日も建築課長、それから土木課長、都市計画課長、4人で現場を見てまいりました。現在その擁壁については危険な場所等はないものとして見てまいりましたので、お答えいたします。

以上です。

○議長(宮下順一郎) これで坂井一利議員の質疑を終わります。

次に、40番野呂泰喜議員。

(40番 野呂泰喜議員登壇)

○40番(野呂泰喜) 議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算に対して質疑させていただきます。

今回の提案理由説明、そして会派代表者会議での口述書、それとむつ市議会第141回臨時会提案理由(案)というのを全部目を通させていただきましたが、9月12日に質疑した提案理由とさほどそんなに変わっていないなど。9月5日の提案では、足らざる部分を、いわゆる用地取得9億5,000万円、そして改修費5億円、足らざる部分を合併特例債を使わせていただきたいという提案ではなかったのかなと思っておりました。今回の提案でいきますと、土地及び建物取得にかかわる経費が、そして改修費で25億円かかりますと。そして、15億円のご寄附をいただくことで内諾を得ていると。いわゆる改修費、それでも10億円足りない、その分の10億円を合併特例債を充てるという考え方みたいですがけれども。前回雑入、いわゆる空財源を充てる手段をとったことに対して議会の不満が出たと、不信が出たということを書いておられますけれども、それだけでしょうか、市長。

私は、前回9月12日、質疑させていただいたときには、まず市長、手法が逆でしょうと。いわゆるお金をいただいてからやるのでしたら、またこれも一つの手法でしょうと。相手方から内諾をいただいた、だから財源にめどがついたと、だから用地を取得するのだと。先ほど同僚議員が3分の2の議決とかと申しておりますけれども、やはりそこに行ってしまうのではないかなと。いわゆる前回と同じ提案の仕方をなさっているのではないかなと思いますけれども。

本来であれば庁舎建設は市にとっても、また市民の方々にとっても大事業でありますので、より多くの市民の方々のご意見、ご理解をいただきながら着実に計画すべきですと、親切に市長、こう

お書きになっておるのに、手法は全く違うのではないか。あれから1カ月、9月定例会が9月26日に閉会してきょうまで1カ月ありました。9月12日に修正案が可決して、それから1カ月半あるのです。その間に住民アンケートでもよかったではないですか。その部分ちょっと最初にお聞きします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 前回提案申し上げたときは、空財源というところに一番ご関心が深く、それが議案を否決された大きな理由であったように思います。その後の空財源という形を改めるために各方面にさまざまな折衝をいたしました。その折衝に時間がかかり、その折衝が成立しない限り再提案はできないという状況でありましたので、もちろん市民に対する説明など、かえって余計な説明をしてくれたのではないかと、できないものを何で説明するのだということになりかねない状況があったと。ようやく協議がそれぞれ成立して議会にご相談申し上げた、それが本日の開会につながっているということであります。

○議長（宮下順一郎） 40番。

○40番（野呂泰喜） そうしますと、前回9月12日の市長の答弁にかなり矛盾が出てくるのではないですか。いわゆる9月30日でタイムリミットだと、それを過ぎれば、もう財源はできないという答弁をなさっているのです。

それともう一つは、旧アークスプラザを取得する。鑑定士などを入れる考え方、やはり明確な数字を我々は知りたいし、また改修するのに本当はどのくらい経費、お金がかかるのか。きょうの提案もそうですけれども、全部市長の考え方しか我々に出てきていないのです。9億5,000万円もそのまま市長のおっしゃったとおり言い値、改修費も市長の言い値、そしてもう一つは15億円のご寄附をいただく内諾を得ていると。そして、金額は

11月の末でなければわからない、いわゆる確定できない、取締役会でないとわからないということをおっしゃっている。いわゆるはっきりしたものが明示されないままやっていくという手法、これはいかがなものかなど。ですから、同僚議員が、我々は反対ではないのだと、きちっと明確に出してほしいと。住民に我々が説明しなければいけないと。その部分を市長、なぜクリアしていただけなかったのかなど、1カ月半もあって。これがやっぱり我々議会として苦しいところがあるのです。

それともう一つは、我々議会の中でも、議員の中でも今の庁舎を建てるか建てないかという議論は、まだ何もしていなかったのです。確かに市役所は、もう大分古くなっている、これはわかります。市長の部屋が一番危ないというのも、これも大変申しわけないなと思いますけれども、ただ市長、本当に市役所だけでしょうか、危ないのは。まだほかもあるのではないですか。公民館は大丈夫ですか、学校は大丈夫ですか。まだまだやっていかなければならない事業というのはあると思いますけれども、まずどうぞ。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） それぞれの時期、それぞれの条件をつけられて、それを何とかして形にしていくなための交渉も我々の仕事です。定例会で議案審議をしていただいた段階では、名前は出さないでほしい、ここまでしか日にちはありませんと、こう言われていたのです。それを弁護士にも粘り、ご寄附いただく会社にも粘り、県とも相談をし、そして本日ようやく開会していただけるだけの準備をしてきた、こういうことなのでありまして、ただ手をこまねいてきょうの日の来るのを待っていたわけではないのです。ですから、提案理由もそれぞれ内容が変わってきているのもそういう努力を实らせて本日に至っているということであり

ます。

公民館は、あの建物より新しい、学校は大分よくしました。あと直さなければならない学校というのは、第三田名部小学校だけになっているくらい、そして合併して新しく広くなったまちの中では、第一川内小学校を今名を挙げて議員各位にお示しをして、これをやりますとやる準備を始めております。公民館などは、例えば大畑公民館、これからもかなりてこ入れしなければならないだろうとは思っていますが、その他の公民館などは大体大丈夫だろうという見方をしております。耐力検査まではやっておりませんが、築後の年数などを検討すれば、それはそれで今のところ大丈夫だという判断をしております。

庁舎が一番危ないのです。狭いのです。車を置く場所が足らなくて困っているのです。今、市の職員の車が余計過ぎるというので、しまうのに大変でいるのです。無償で借りている土地に駐車するように指導していますけれども、それでもなおかつ駐車場が足りない、そういう状況にあります。これからの車社会、建物の問題ももちろん大事ですから、建物についてもかなり詳しく説明をさせました。しかし、そのほかの敷地の問題も一緒にお考えをいただければと思っております。

○議長（宮下順一郎） 40番。

○40番（野呂泰喜） いわゆる合併特例債、これはやはり合併してきた2町1村の方々にすると、私はとらの子のお金になるのではないかなど。それと、先ほどの市長の答弁の中で地域振興の大義、これは庁舎が、東京電力の職員もそう言っていると、地域振興になるのだというおっしゃり方をなさっておりますけれども、私はやっぱりもっと市長、議会と大いに話し合いをするべきではなかったのかなど。そうすると、もっともっといいものができ上がるのではないのかなど。いわゆる限られた財源を有効にかつ市民のために使えるような

形というのを考えてほしいなと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議会との議場を離れた場所での話し合い、これは当然最も優先されるのは議長の申し入れであります。私の方からお願いする場合も当然あります。ただし、今ご審議いただいている議案は、9月定例会でご審議いただいて否決になった議案であります。私の方は、その対応に追われて諸方面にご相談を申し上げながら、再提案できるかどうかということまで含めて検討している時間が非常に多忙でありました。その間に私自身も出張、会議等たくさんあります。ただし、もし仮に議会から少し何人が集まるから話し合いに来いという命令をいただければ、あるいは会派の代表から来てくれよというふうにお誘いをいただければ、私どもは出向くことにはやぶさかではありませんし、それぞれの先ほどのお尋ねにもありましたような、例えばあそこの地質はどうだというような細かいお尋ねにもそれぞれ専門的な立場の者がおりますから、それを派遣することはできるわけであります。そういう努力をお互いにしなかったことを今反省してはおります。

○議長（宮下順一郎） これで野呂泰喜議員の質疑を終わります。

次に、16番富岡幸夫議員。

（16番 富岡幸夫議員登壇）

○16番（富岡幸夫） 手短にお尋ねいたしたいと思っております。

提案理由には、市民の方々にとっては大事業であって、市民の意見をよく聞くべきだというようなことで市民に向けた強いメッセージがあるわけですが、現実にはそうではないという手法をとられてきているということでもあります。それで、新たな市行政の拠点づくりを千載一遇のチャンスととらえてということではありますが、私にとってはこれまで一般質問等で市長の地域づくりの

ビジョン等について話をさせてもらってきまされたけれども、何らそれらビジョンにかかわるようなものはなかったのかなというふうに、こう感じているわけでありませう。

市の庁舎が移るといふことは、市民にとってはどれだけ大事なことであるのかというふうなことがあるわけでありませう。そのことを市長が少し降ってわいたようなといひませうか、にわかには発生した出物的にといふようなこととされて、この新むつ市をどのように変えていこうとしているのかというふうなものが市民にとって見えなければ、市民は納得できないということになるだろうと私は思っております。

それで、移ることになったといふことになれば、将来のまちづくり、町並みの形成等がどのように変わっていくのかというふうなことでありませう。いつ、どこで、どういふ状況でそのビジョン、または町並みの形成といふものが図られるのか、示されるのか、ひとつ市長にはその辺のところをご提示いただきたいなと、こういふふうには思っております。

そして、今回のような提案といふのは、私は市長の将来的な地域のあり方を考える意味において、今回は木を見て森を見ていない政策であったなと、私はそう思っているのです。市民も少なからずそういふふうには思っているのではないかなと思っております。将来にわたる、私どもの子供たちの代までつながっていくことでありませうので、重要な案件として、その町並みのこと、形成がどのように示されるのか、お聞きませう。

このたびの提案でありますけれども、にわかには発生したといふような表現もされてありますが、市長のよくあるトップダウン的な手法ではなかったかなと、こういふふうには感じているわけでありませう。本来であれば、いろんな形で協議とかさまざまなところでボトムアップをきちっと図ってやってい

るのだよといふような答弁もされてきているわけでありませうけれども、その辺のところもあわせてご答弁いただければと思ひませう。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市長に選んでいただいて21年たっています。この間に道路等を含めてどの程度整備なされたかお考えいただいたことがありますでしょうか。特に車でご商売なされている方ですから、道路の変化等はかなりお気づきだと思ひませうが、同時に道路の変化はまちづくりの基本計画の確定事項にしていくことなのです。そういう中で木を見て森を見ないといふご発言がございましたが、例えば国の合同庁舎を職業安定所の方に建設する計画があったものをこっちに持ってくるために2年かかっている。官庁街形成をやるための努力をしたのです。当時の大蔵省の出先から随分嫌な顔をされたのです。そういうことを富岡幸夫議員はよくごらんになっているはずなのでありませう。

トップダウン、必ずしも悪ではないのです。ボトムアップとトップダウンとがミックスし合せて、そして新しいまちをつくる合意が成立すればそれでよろしいわけでありませう。市長のくせだからトップダウンやったのだらうといふご発言には、私は多少の抵抗を覚えます。今や9割はボトムアップです。ただし、このような、私にとって考えさせられれば、実に幸運な出来事に出会ったときに、それを我々のものにするのか、あるいはそのまま手を触れないようにするのかという判断こそ、これは合議を含めて、合議といひませうしても庁内だけの合議であったといふことは先ほども申し上げましたけれども、そういう手段をとって、それで庁議の中にいるメンバーは、みんな今の庁舎の狭さと駐車場の狭さに辟易しているわけでありませう。広くなるということに非常に大きな魅力を感じました。道路もこれからの整備が我々は努力

が足りないせいか、まだ水源池公園で国道338号がとまっておりますけれども、これについても議員各位にご協力をいただいておりますが、まだ成功していない状況があります。しかし国道279号、国道338号という道路は、我がまちにとっては幹線中の幹線道路であります。そこに面した土地、これをどうお考えになるのかということ。

まちづくり、実は景観条例をつくれということを言われたのが7年前であります。県の方からそういう要請がありました。景観とは何かと尋ねましたら、説得に来た人が景観という言葉の深い意味をわからなかった。そういう中で景観条例つくっておったら、今果たして私たちのまちはどうなっていたのかと。ですから、とりあえず非常に大ざっぱな表現であります。まちづくり計画というものをしております。これ以上大ざっぱなものはないというくらい大ざっぱであります。つまりその中に市民の声が入ってきて調整を加える、そういうことによって、本当の意味の自分の住むまちを自分たちの心でつくっていくということに結びついていくのではないかとこのように考えるものであります。

今降ってわいたような事例であることは間違いないわけでありまして。これを私は欲しいと思いましたがそれが突然であるし、審議も不十分ではないかとおっしゃられますと、それはそのとおりかもしれません。しかし、それを木に枝葉が生えるように広げていく、成長させていくのがこれからの次の世代の仕事になっていくのではないかとこのように考えますし、その基礎として、決して私は不十分なものでないという思いを持っております。

○議長（宮下順一郎） 16番。

○16番（富岡幸夫） これまでやってこられた実績は、否定するものではありません。お認めしたいなど、評価もしたいなど、こういうふうに思っ

ております。トップダウンであるのか、ボトムアップであるのか、その幸運なものに結びつけられるのであれば、それは結構だということでもありますけれども、それはそれで時と場合によっては結構だと思います。

これまで市長をやられて20年、政治家として地域のことを考えて四十数年やってこられたと思っております。まちは、やはり当時大湊町、田名部町という合併に発して、この金谷1の1の1、これを中心として町並みは四十数年つくられてきたものだ、というふうに思っております。市民は、そこに非常に愛着を持って、病院もあれば、文化会館も、そして学校も買い物も近い、歩いてでもここへ来れるというようなことであります。中央町に移ったとしても、改めてそういう環境をつくるとすれば何十年かかるのでしょうか。そういう懸念を私には払うことはできない。多くの市民も、今の市長のやり方、説得力については疑問を持つ市民が多いのではないかと、私はこう思っております。ぜひとも市長には、これまでの実績を持ってきておられているわけでありまして。市長は長年やってこられた市長らしい、杉山市長らしいというところを市民に見せていただければと、こういうふうに思うわけです。

昨年の暮れあたりから「国家の品格」という大ベストセラーになった本がございまして、照らし合わせむつ市の品格というのはどういうものかなというふうなことを感じながら、市長の市政をのぞかせていただいてきております。市民にとって本当に品格のある政策だったのかどうかということをよくよく肝に銘じてと、生意気なようでもありますけれども、その辺のところも考えていただきながら質疑を終わりたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長（宮下順一郎） これで富岡幸夫議員の質疑を終わります。

次に、1番濱田栄子議員。

(1番 濱田栄子議員登壇)

○1番(濱田栄子) 議案第80号の質疑をいたします。

まず、4ページ、歳入全般についてお尋ねいたします。市税に関しましては、今後滞納等もあり、確定していないと思いますが、国・県にかかわる交付金は今年度確定された金額でしょうか。また、変動があるとしたら、このたび災害等もありましたので、加算されると思いますが、どの部分がありますでしょうか、1点お聞きます。

次に、旧アークスプラザ購入についてのお尋ねをいたします。この進め方に関しましては、私の受け取り方としては、7月25日の全員協議会が開かれた時点で多くの情報がありました。けれども、情報がない中で、今庁舎に手をつけるべきか、つけないべきかと市長は議会に打診した、私の受けとめ方といたしましては、市長の珍しく真摯なる態度だなというふうに感じておりました。その後の進め方に関しましては、若干せいた部分がありまして、やはり議員の皆様の理解を得られない部分があり、きょうに至っているのではないかなと感じております。

3番目のお尋ねは、地質、地盤でしたが、先ほど坂井一利議員が詳しくお尋ねいたしましたので、この件に関しましては省略いたします。

まず、1点目の歳入ですが、先ほどお尋ねいたしましたとおり、ご答弁をお願いいたします。

次に、旧アークスプラザでございますが、現在の庁舎の2.3倍であり、また維持費は1.5倍と先ほど総務部長からご答弁がありました。市長は、その旧アークスプラザを購入と決断したときに、現場を確認してその活用等のイメージをもってして購入を決めたのか、まずその2点をお尋ねいたします。

○議長(宮下順一郎) 市長。

○市長(杉山 肅) 予算のうちの歳入については、企画部長がお答えをいたします。

旧アークスプラザの建物については、いわゆるスーパーマーケットとしての建物にはそんなに頻繁ではありませんが、買い物に行っていましたから、内容は承知しております。全員協議会を開催した時点では、破産管財人から我々は詳細な資料を見せてもらえる状況にはございませんでした。その後交渉を重ねる中で資料を含め、内部も見させていただくことができるようになってきました。先日の議員各位のご視察もそのようなご厚意によって成立したものであります。

私が見たととしても、パーテーションで区切ればいだろうというくらいの単純な見方でしかありませんでした。しかし、建築担当、あるいは土木担当、企画担当の者が詳細に検討し、これは十分に使えるという結論を持ってきてくれたので、皆さんに説明した以後、少し自信を深めているという状況でございます。

○議長(宮下順一郎) 企画部長。

○企画部長(渡邊 悟) お答えいたします。

歳入で国・県にかかる交付金は今年度確定しているのかということですが、ほとんど国・県のは年度末でないで確定した数字はわかりません。また、この4ページの項目は、この中がさらに、かなりの数で細分化されておりまして、その一つ一つは確かに確定されたものもあるかもしれませんが、総体的に見ますと、ほとんど未確定と、これから確定されるものが結構多い。ただ、普通交付税みたいに確定されているものもありますけれども、特別交付税なんかはまだこれからと。そういったことで、これほとんどまだこれから確定に向かっていくといったようなことでご了解いただきたいと思います。

○議長(宮下順一郎) 1番。

○1番(濱田栄子) 年度末でないで確定しないと

ということですが、例年どおりでいきますと、予想としてはプラスですか、マイナスですか、お聞きします。

また、市長は旧アークスプラザに買い物に行っただけで大体は知っているというご答弁でしたが、私も同じでございました。買い物に行っただけは知っていましたが、実際何もなくなった状態のものをみますと、かなり広いというイメージを持ちました。図面上では、いろいろな計画が立てられていると思いますが、やはり実際に確認することも必要ではないかなと思われまます。

また、思ってもいなかった後ろの方の部分は空洞といいますか、柱だけで支えている部分等もありまして、その部分は私も今までに認識がなかった部分もありました。ですから、やはり確認、市長が現在の状態をしっかりと確認していただきたいなと思ひます。

それから、まず企画部長に、前年は普通交付税等も例年どおりに交付されたと聞いておりますが、今年度の見通しとしては部長はどのような見通しをお持ちか、お知らせください。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 私は、自分の目で見、足で歩くよりも、市役所の中のプロのポストにいる人間に確認をしてもらい、例えば今空洞のような場所と言いましたが、あれは商品の搬入場所になっているはずであります。そういうところは今市役所に置けないために、よその建物の中にしまっている書類が、永久保存の書類等がたくさんございます。そういうものなどを収納するのに格好の場所になる可能性が高いと思ひますし、永久保存以外はほとんど5年ないし10年の保存であります。そういうものがもう日々量産されていくわけありますので、そういうものを収納するのに格好の場所になると思ひます。

繰り返しになりますが、そのような建築土木の

専門に携わる者、そして行政改革等を進めている担当の者がそれぞれじっくり検討を加えておるところでございますので、その報告を私は聞いているという状況にあります。

○議長（宮下順一郎） 企画部長。

○企画部長（渡邊 悟） お答えいたします。

当初予算は、歳入歳出それぞれプラス・マイナスゼロで組んでおりますけれども、これまでの間で歳入不足額、年度の途中で予備費なんかで充当できない場合、歳入不足額で専決処分したのもありますし、いろいろあります。そういったものの分は、最終的にはマイナスの要因となります。ただ、その過程でまた節約して、あるいは入札残とか執行残、いろいろ出てきますので最終的にこの歳入不足分がどれくらい埋め合わせできるか、そういったこともあります。今の段階では、まだいいのか悪いのかといったことはございませんが、歳入不足額を持っているということだけは、これはマイナスの要因といったこととなります。

それから、普通交付税でございます。これは平成17年度の見込み、まだ決算議会でございせんが、104億円程度でございます。ことしも普通交付税そのものは大体同じようなものですが、交付税の104億円というのは、特別交付税も合わせて交付税そのもの、地方交付税そのものとして、平成18年度は普通交付税だけは確定してはおりますけれども、特別交付税はこれからということになります。ただ、国のベースが落ちていきますから、これは若干昨年度よりは落ちるのではないかと。全体的に見れば、まだ今の段階ではどうのこうのというのは、ちょっとまだ困難な段階でございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） 1番。

○1番（濱田栄子） 旧アークスプラザですが、専門職が見ているということですが、市長は多分自

分のおうちを買う場合は、専門職では納得しないで自分の肉眼で見られると思います。ですから、やはり聞くと見るとは大違いでございますので、もう一度今の状態を確認していただきたいなと思います。

そして、次に企画部長の方で、前年と同額程度だというふうなことです。いずれにいたしましても、国の借金を見ましても、県の借金を見ましても、これから交付税が交付される金額がどんどんふえるということにはならないと思います。減ってもふえることはないと思われま。

そこで、市長が交付税が減るのなら、違ってお金のある方から何とか埋め合わせをしようという今回の打って出た手だと思えます。ただ、それは私も昨年の12月定例会でしたでしょうか、電源三法交付金が足りないから、ゼロを一つふやしてほしいと、そのようなことを交渉した経緯がございます。ですから私は、この今9億5,000万円は、お料理で言うなら前菜のようなものではないかなと思っております。これからどんどんメニューと、そしてデザートまで交渉していただきたいと思っております。ただ、その用途につきましては、やはり議会の皆様の理解を得る、そのような方法で進めていただきたいと思えます。

先ほど災害対策につきまして、か弱い女性がお尋ねいたしましたら、財政が大変ですので、どうのこうのと積極的なご答弁をされませんでした。市長の肩の荷だけを重くなさらないで、今はそういう時代ではありません。私たちは、理事者も議員も皆一丸となって外に向かっていく必要があるかと思えます。その点で市長は、議員、そして地域をやはり団結させる必要があるかと思えますが、その件に関して、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議長のお許しをいただいて、

ちょっと議案から離れたこととなりますが、私は先ほど来のご質疑にもありましたように、例えば学校建設、これは昭和三十五、六年代、旧むつ市が新生中学制と言われ方をしておりました、そういう子供たちがふえた時期に旧海兵団の廃材を使ってつくったような学校に入っていた、そういう学校が二つありました。すごく荒れていました。これを改築しまして、大湊小学校も大分老朽化してましたのでというようなことをやって、そういう事業を割と強引に進めたために赤字がふえてきました。そこで取り組んだのが使用済燃料中間貯蔵というものでありました。財政に寄与するだろうという思いを込めて使用済燃料中間貯蔵施設においでいただくために議会の皆様とも協力しながら、この事業に取り組んできたつもりであります。来年度から相当な電源三法交付金を期待しております。

このことによって、合併した旧町村にもいささかの事業を展開できると思っておりますし、大畑公民館、一番頭の痛い問題ですし、消防署の問題もあります。川内の小学校の問題もあります。脇野沢地区の道路なども今検討の材料に加えております。お話の中にありました災害ですが、これは大畑港は県の管理の港でありますから、県が今災害の査定を受けるための準備を進めております。関根は、市の管理の漁港でありますから、私どもが今準備を進めておると。いろんな面での活動をいたしておるつもりでありますので、濱田議員からもひとつよろしくご支援のほどをお願い申し上げて、答弁にならないことを申し上げたような気がいたしますが、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 通告に基づいて幾つかお尋ねいたします。議案の性質上、質疑が重複となることをあらかじめご承知おき願いたいと思います。

まず1点は、市長の行政手法についてであります。さきの9月定例会の質疑におきまして、柴田議員に対し市長は、庁舎問題について、これが否決されれば二度とないものとしてこれまでの庁舎となると、こう明確に答弁なさっています。にもかかわらず再提案された理由についてお尋ねいたします。

次に、庁舎移転計画と耐震にかかわる問題ですが、庁舎移転の大きな理由の一つに耐震問題が挙げられてまいりました。しかし、ご承知のように、合併協議会でも問題化することはなかったと聞いておりますし、私どもも報告を受けたことはありません。また、庁舎の移転についての必要性についても報告を受けたことは一切ありません。新市まちづくり計画にもありません。計画も協議もなされないのに、唐突として提案したその動機について重ねてお尋ねいたします。

第3点目は、財源とまちづくり計画についてですが、合併特例債を活用して取得費に充てるということでございます。しかし、財政シミュレーションでは合併6年目で黒字だと。合併協議会でもこの点については、今までの議論でもそうですけれども、合併特例債は5年、6年は使わないという申し合わせがあったのだということも指摘されているのは申すまでもありません。今、市の財政は、準用財政再建団体の一手手前でありますから、しかも合併時の当初予算が30億円、削られたのは。そういう中で市民生活は本当に深刻で重大な状態になっているということが実態であります。

こうして今市民が求めているというのは、新庁舎の建設よりも、まず雇用の場の確保、それからまた医療、福祉の充実だということは市長も重々

承知だろうと私は思うのですが、この多くの市民の期待にどうこたえていくのか、この点、そして新市まちづくり計画との整合性についてもあわせてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 行政手法という通告でございますので、どのようなお尋ねがあるかと思いましたが、この前出さないでいたのを、今また出してきたのはなぜかということです。これは、先ほどもお答えしましたように、本当はあの段階である問題は終わりのはずだったのでありますが、粘り強い交渉をすることで復活をしてもらったということをお答え申し上げたところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

耐震という、これ何にも出てきていないではないかということをおっしゃっておりますが、むつ市単独の問題であったことは間違いのないのです。しかし、合併協議会の中の協議に加えることをしなかったというのは、ある意味では手落ちであった。これは、昭和43年の地震以来耐震強度を測定してもらったり、ある程度の補強をしたりして、そろそろ補強した効果もなくなるだろうというようなことは旧むつ市の中では検討はされておったのであります。それが合併協議会の中で出なかったということは、当時のむつ市の担当の不幸であります。すべて100%パーフェクトにこなすということはなかなか大変で、二千数百項目の検討をしているのが合併協議会であります。そういう中で、この耐震構造の問題が出なかったということは事実でありますから、これはそれを取り繕う気持ちはございません。

それから、財源とまちづくり計画であります。要するに財源については会派代表者会議の中でも申し上げてきたところでありますし、まちづくり計画との整合性、これが欠けているのではないかというご発言が何人かの議員からございました。

それぞれお答え申し上げたところでございますけれども、財源については会派の代表の方々は十分その流れをご承知のほうでありますし、まちづくり計画についても、今要するに突発的に出現したことに對していかにして対応するかということで今ご質問にお答えをしてきたところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（工藤孝夫） 市長の行政手法の問題について尋ねたわけですが、木で鼻をくくったようなご答弁でした。粘り強い折衝で復活させたということです。

先月の9月定例会の12日に否決になりました。翌日13日の新聞報道によりますと、庁内の会議後の取材に対し、あきらめるにはもったいない話だと移転の可能性を探る姿勢を改めて示したと、こういう報道記事が出されまして、一夜にして、二度と提案しない、できるものではないと言った答弁が変わっているわけです。こういう流れから見ますと、これは多分否決されるとは思っていなかったであります。これは、私の思いでありますけれども、しかし仮に否決されたとしても、最初からこれを断念するつもりはなかった、こういうことではないでしょうか。ご答弁を求めます。

それから、庁舎問題と耐震問題ですが、合併協議会に加えなかった、これは手落ちであったと、合併協議会の不手際だと。しかし、市長、市長は会長でしょう、合併協議会の。そういう点では、不手際だったと会長自らが認めたということでは率直な答弁だったなとらえておきます。しかし、この耐震問題でも庁舎移転問題でも一切話し合いがなされてこなかった。しかも、合併特例法で定める第5条の新市まちづくり計画にもない。これを進めるということは、何らここに問題性がないのかどうか、この点を改めてお尋ねしたいと思います。

財源とまちづくり計画についてですが、市庁舎とは関係なく進められるとは思いますが、そういう裏づけなるもの、担保なるものをご答弁願いたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 質問の3番目、財源の問題については、本日の提案理由を眼光紙背に徹する程度に読んでいただければおわかりいただけると思っております。それは、会派代表者会議でも明らかに表明いたしておるところでありますので、それとあわせお考えをいただきたいと思っております。

木で鼻をくくったような答弁をされたら、こう言っていますが、新聞に出ていたときは、確かに何とかならないものかなという思いがありました。ただし、議会ではあの時点で、否決された時点で終わりだという思いは持っていました。しかし、それにしてももったいない売り物があるということで、再度交渉を試みた。その中で、かすかな光が見えてきましたので、そこでじっくり相談を再開したということでありまして、これが国や県、あるいは法律で決まったことなどであれば、なかなかもとに戻して新たなものにするということは難しいのでありますが、当然折衝の相手との関係がある程度良好であれば、そのような話し合いが煮詰まることもあるということでありまして、特に行政手法というほどのものではないと考えます。

新市まちづくり計画の中には、のっておるということをお申し上げてまいりました。庁舎の老朽性、それからサービスの難しさ、それからサービスの内容の不足といったようなものを考えると、庁舎の建設は考慮しなければならないということはまちづくり計画にのせてあるということで、お二方に答弁をお申し上げておるところでございますので、財源については先ほど申し上げましたような

ことで会派の代表者の皆様方にもご説明はさせていただいておりますということでご理解を願っておきたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 21番。

○21番（工藤孝夫） 行政手法の問題でありますけれども、今後の行政執行に当たって非常に大事な問題ですから、再度お聞きしておきたいと思いません。

これは、言った、言わないということもありましたけれども、明確に言っているわけですから、あえて言うわけですが、議会で否決された場合には二度とないものだという明確な答弁がなされた。しかし、行政のトップである市長が、そう言っていないながら、一夜明けて次の庁内での会議で、もったいない話だからといって考えに考えて考えた。こういう手法というのは、信頼関係においてどうなのか。トップの答弁というのは、そういうものでいいのかどうか、軽いものでいいのかどうか。もっとも重いはずのものだというふうに私はずっと合併前から感じてきておりますから、首長の発言というのは、だからあえて市長に聞いたわけです。ある意味では、私は背信行為にもなるのではないかと、そういう思いを強くしております。そういう点で、この点については軽く扱う答弁ではなくて、本当にトップとして答弁というのはどうあるべきなのかという点を市長自ら本当に深く考えて、再度この点についての答弁をお願いしたいと思います。

それから、新市まちづくり計画に考慮しなければならないとあるのではないかと、2人の質疑者に言ったということですがけれども、そういう1行か2行書いてあるから今の庁舎問題を出した、何ら問題ないと。そういうことではなくて、非常に新市を左右する重大なことですから私は聞いているのです。前の方に対する答弁では、庁舎問題については、若干はあるけれども、そう深刻な思いは

なかったといえなかったというふうな答弁をしているではありませんか。ですから、答弁が変わるのです、市長は。そういう点では、きちんと責任ある答弁をしていただきたいというふうなことです。

それから、この財源、そしてまちづくり計画の問題ですけれども、先ほど言いましたように、今市民生活は大変です。そういう点で、この庁舎問題について、それよりも先にすることがたくさんある。アンケートにも次々と寄せられてきておりますけれども、市民からアンケートなり、あるいはご意見をいただきたとか、そういう考えがございませうか。ありませんか。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 行政手法ということについて、発言の重大性があるではないかというふうにお尋ねになったわけでありまして、要するに否決された時点で私は、ある意味では失望いたしております、もうこれで終わったと。念のために打診をしたら、望みがあるような話になったと。これは、きょうのお尋ねに対して一貫してお答えしてまいっております。それで、例えば財源の問題についても前回と違う形で会派代表者会議に、あるいは提案理由にも名前をそのような形で出すか、どのような形で出すかは別として出してもよろしいというところまで了解し合うというように、事態を進展させているわけでありまして、でありますから、背信行為であるというふうな言葉もございましたけれども、努力した成果の部分についてはお認めいただけないのはまことに残念であります。

まちづくり計画の中に軽く書いてあるから、それでそれを軽く見ていていいのかというようなことにお伺いしましたけれども、あの時点で庁舎建設というのは、積立金が建設予定の50%なければ着工できない、その50%の積立金を積むことが財政シミュレーションをやった段階では全く

不可能なシミュレーションしか出てこなかった。そういう中でささやかな表現で庁舎は何とかなければならないという心を込めた書かれた文章は載っているわけでありまして。それに今回のようないわば出物があつたと、言葉は余りよくない言葉でありますけれども、そういう状況でありますので、それに協力を願えないかということをご相談申し上げた相手があるということをお明らかにさせていただいているところであります。

アンケートをとる余裕はございません。

○議長（宮下順一郎） これにて工藤孝夫議員の質疑を終わります。

7時25分まで暫時休憩いたします。

午後 7時14分 休憩

午後 7時25分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、20番横垣成年議員。

（20番 横垣成年議員登壇）

○20番（横垣成年） 関連する議案について、4点ほどお願いいたします。

まず1点目ですが、この間新聞をいろいろ騒がせておる庁舎移転ですから、それなりに市民の反応が市役所に電話なりファクスなり、直接市長に言う方もいるだろうけれども、そういう反応がどのようなものなのかというのを教えてもらえればなというふうに思います。

2点目としては、今回は取得費のみというふうな提案となっておりますけれども、最初この庁舎問題を議論した全員協議会、7月25日でしたか、そのときでは工藤孝夫議員があらゆる情報を我々に提供してくれというふうに要望したのでありますが、今もってそういう情報がなかなか我々に渡らないという経過を見て聞くのでありますが、やはりそういう立場で今後とも新庁舎建設の全体の

計画というのを明らかにしないまま進めるつもりなのかどうかと。急ぐからというふうな理由が、こういうのを聞くと必ず返ってくるのでありますが、やはりそんな進め方というのはそもそもどうなのかというのをお聞きしたい。

3点目ですが、私と工藤孝夫議員2人で県の方にちょっと行ってきまして、市の方では県に相談しながら進めているというものですから、県はどのような指導をしているのだろうかということと直接行って聞いてまいりました。そのとき対応したのが市町村合併推進グループリーダー副参事という方でありましたけれども、その方が基本的に財政のことを心配している指導しているという話でありました。個別の施設がどうだこうだというのは、特に言っていないというふうな言い方をしております、そしてその後市の方としては、当然現庁舎を改善する方法と、また全く新しく建てる庁舎建設の方法と、当然今議論になっている移転する方法、こういうふうないろんな方法を議員皆さんに提案をして議論を進めているのでしょうかというふうに言ったのです。私は、えっと聞き返して、県はそういう立場でむつ市の方を見ているのだなと思ったので、いやいや、実はこういう進め方だよというのをそのとき言ってきたのですが、そういう意味では、県とはどういう話をしているのか。県の担当の方と、そういう意味ではちょっと誤差が生じているなというのを感じましたので、むつ市の進め方というのもそれなりにきちっと県の方に説明しているのかどうかというのをお聞きしたい。

4点目として、今まで杉山市政誕生してからでよろしいのでありますが、庁舎建設というのを考えた時期というものはあるのかどうか。

以上、4点よろしく申し上げます。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市民の反応をどのように考え

ているのかということについては、私に話を  
する人は当然推進すべきですと、当然そう  
なります。そのほかの意見がどのようにな  
っているか、総務部長あるいは企画部長の  
ところでまとめていると思いますので、そ  
ちらについては補足の説明をさせます。

次に、今回の提案は取得費のみであるが、  
新庁舎建設の全体の計画を明らかにしな  
いまま進めるのかということ、あわせて、  
急ぐと言うが、そんな進め方をどう思っ  
ているのかと二つのことをお尋ねであり  
ますが、取得費の議案を可決していたら  
ば全体計画を明らかにすることができます。  
と申しますのは、何度も使っている言葉  
ですが、破産管財人に購入費を納付しな  
ければ権利を引き渡ししてもらえない。  
権利に伴う、例えば設計図であるとか、  
その他の参考資料も詳細にわたったもの  
も残っているような気配でありますので、  
そういうものを渡していただければ、現  
状についての説明は十分できる。その中  
でどのようなものをつくっていくのかとい  
うのは、きょうの質疑でもお答えして  
おりますが、素案をつくり、議員各位に  
お示しをして、その素案についてのいろ  
んなご意見をちょうだいしながら確定時  
に進めていく方法をとりたい、こう考え  
ておるところでありまして、うやむやに  
したままに事を進めるといのは、この  
場合は絶対できない話でございますから、  
取得費を可決していただくことによって、  
初めて皆様方に全貌を明らかにするこ  
とができるということでありまして。

急ぐ理由は、何度も申し上げてまい  
っておりますが、今のところライバルは  
いないと言っておりますけれども、すぐ  
次は見つかるような状況にある。それ  
はそうです。先ほど柴田議員のお話にも  
ありましたように、1回目の入札やって  
不成立であれば2回目をやるというこ  
とが、管財人の仕事としてあるわけ  
でありますから、そういう手順を

踏むことによって、必ず新しい購入希  
望者は出てくる、こう考えるのがこの  
種の問題を考える際の常識的なことと  
申せますから、そういうことでありま  
す。ですから、早く決めていただくこ  
とで管財人がどのような方法をとるの  
かは、管財人の責務として進めていく  
ことになろうと思っておりますので、  
そのように決めていただければ早い方  
がいいということでありまして、これ  
も実は先ほども工藤孝夫議員にはお  
答えいたしませんでしたが、延ばして  
もらうのには相当な折衝をいたしました。  
そして、今日まで日常経過してきて  
いるという状況であります。

また、県に行かれてお話をしてく  
られたということでありまして、今  
お挙げになった例は、現庁舎を修繕  
する方法、新庁舎建設の方法、移転  
の方法、これはすべて皆様方にお話  
申し上げたつもりであります。つまり  
現庁舎は、昭和37年建設であります  
から、43年経過している建物であり  
ますし、加えて十勝沖地震で相当な影  
響を受けている。鉄筋コンクリート  
づくりの建物は、耐用年数50年と  
見るのが常識的なものであります。  
44年経過しておる建物であります  
から、耐用年数もほとんどぎりぎり  
いっぱいになっておりますので、これ  
を修繕するということになりますと、  
相当な経費、新設するに等しい経費  
が必要になってくるという状況にあ  
ります。ただし、これは積立金がな  
くても、お金さえあればそういう工  
事はできますけれども、条件として  
そのようなことになっておる。

新庁舎建設の方法については、これ  
も議会で何度もご説明申し上げて  
おりますが、積立金が一度5,000  
万円だけ積んだけれども、それも今  
や使ってしまったおる。ですから、  
これから建設するには少なくとも  
20億円以上、25億円ぐらいの  
建設資金を用意しなければならない。  
さらに、加えて本建設をするため  
には、その倍のお金を用意しなけ  
ばならないということになります  
ので、それ

こそ起債を認めてもらえるのかどうか、協議事項にはなってきましたけれども、起債を承認していただけるかどうか難しい問題である。それで、移転の方式ということで考えました。これについては、市町村振興課に参りまして、総務省から出ている通達がありますが、その通達を生かす方向で取り組みたいがいかなものなのでしょうというご相談をいたしました。翌日電話がありまして、その方法をとれるなら進めてよろしいという回答をいただいております。私の場合は、お話ししたのは市町村振興課長であります。

次に、最後のお尋ねであります。今まで庁舎建設を考えたことがあるのかということでありますが、今申し上げたような幾つかの理由によって、当面新庁舎の建設には取り組めないという判断をしておりますので、考えたことはなかったところであります。しかし、それぞれの条件が整った段階では、いつの時点かでこれに取り組まなければならないという問題であることは否定できない事実であります。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 市長の答弁に補足させていただきます。

私には、市長と同様の反応が多くありましたということでございます。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） まず1点目の市民の反応について、私の知っている方は、市の方にファクスを流すとか、そういう運動をしているという話もあるので、多分そういうのもあると思って、件数としてどのくらいあるのか返答がもらえるかなと期待していたのですが、もし広報広聴課にそういう情報があれば、そこら辺も再度お聞きしてみたいと、お答え願いたいというふうに思います。

2点目ではありますが、やはり取得費のみだけで提案をして、これは前の同僚議員もいっぱい聞いて

ておりますが、それだけで議会在判断するというのは、やっぱりどだい無理だというふうに私は思います。そこら辺の市長の考え方は、まずどうなのですか。これだけであなた判断してくださいということをして市長自身が提案して、例えば市長も議員であった過去があるわけで、逆転したら、かなり強引な市長だなというふうに思うのではないですか。それだけで判断すると、全体像を明らかにしないで。ちょっとこの議会というのをどう思っているのかというのを私はまず聞きたいです。この議会というのは、バックに市民を控えているわけですから、みんなに説明をしなくてはいけないということで、いろんな資料を出してもらわないと最終的に判断はできない。全体像を明らかにして進めるのが基本ではないかなというふうに思います。そういう意味で、これを明らかにしないであなた判断しなさいというふうな、議会をどういうふうに思っているのか、そこら辺を2点目ではお聞きしたい。

県の方に行ってきた話で、三つの方法を皆さんに示して進めているのでしょうかということで市長はお答えになったのでありますが、私たちが求めているのは、口頭だけの説明ではないのです。例えば現庁舎を修繕する方法、耐震結果を出したと口頭で言うのですが、その資料なんかも市で出してもらいたいのです。いつこういう調査をして、こういう状況だという、そういう資料を今後とも我々に出す考えはないかどうか。出してもらえないですか。そういう結果を文書で出してほしいのです、後でもいいですから。出してほしいと。一番直近に調べたその耐震結果。

2番目の新庁舎の建設の方法で、半分基金を用意しなくてはいけないということを言っているのですが、ちょっと調査が不十分かもしれませんが、平成8年度の予算に初めて庁舎建設基金3,000万円、たしか計上したと思います。同じ年の9月定

例会で、同僚議員が今ここにもいらっしゃいます  
が、先輩の同僚議員がその庁舎建設について一般  
質問をしているのです。そのときの答弁では、庁  
舎の建設には建設に要する額の5分の1以上の基  
金を積み立てておかなければならないと、これ市  
長が答えているのです。半分でないのです。これ  
どっちが本当なのかと。このときは、大体60億円  
ぐらい予算が必要だろうと、建設に。そうすると、  
5分の1だから12億円の積み立てが必要である  
というふうにこのとき同僚議員に答えております。  
ですので、これ半分なのか、5分の1が正しいの  
か、これちょっとはっきりしてもらいたいなとい  
うふうに思います。

3点目の移転の方法は、いろいろ示してありま  
すが、そういう意味でこういうものについて口頭  
だけではなくて、やっぱり資料としてちょっと示  
してもらいたいというのが我々議員の要望であり  
ます。そういう考え方がないかどうかと、先ほど  
のちょっと細かいことの答弁、お願いします。

そして、4点目ではありますが、今まで庁舎建設  
を考えたことはあるかということで、なかったと  
いうふうな答弁されましたが、先ほども示した平  
成8年度に庁舎建設の基金を積み立てたときに、  
市長自身が提案理由で庁舎に関して述べてありま  
す。そういう意味では、このとき考えていたから、  
当然庁舎の建設基金計上したわけで、考えていた  
のですよね、市長。多分お忘れになっていると思  
いますけれども。そのとき9月に行われた定例会  
の同僚議員の一般質問に市長がどう答えているか  
と伺いますと、先ほどの議員にも答弁しましたが、  
官庁街を形成するというふうなことで、ここもか  
なり強調しておりました。そういう意味で、この  
市役所の今の場所が「市民の利便性を考えた場合、  
市庁舎を現在地から別の場所へ移転させる必然性  
はないのではないかと考えております」と、これ  
は市長が答えているのです。そういう意味で、や

っぱりまちづくりというのは役場庁舎中心に当然  
つくるわけですから、そういう意味で下北文化会  
館前の広い大きな道路とかを建設されたと思いま  
す。そういうことを考えるならば、やはり市長は  
考えたことがあるのですね、このように市庁舎の  
ことを。そういう意味で、当時のことを思い出し  
てもらいたいのですが、やっぱり場所は今の場所  
がいいと、そして官庁街を形成する中心である  
というふうに当時答えておりました。そういう考え  
方が今はどこにいったのかというのを再度お聞き  
したいし、あとこういうふうに過去は、私はこの  
ときはなかなかすばらしい、納得できるいい答弁  
だなというふうに思っているのです。ところが、  
それがなぜこういうふうな形の進め方、こうい  
うふうにいきなりあっちにぼんと。市長はこの地  
の利を自慢しているのです。それを捨ててあっちに  
行く動機、背景は何なのか。

先ほど市民の反応と言って、市長に言う市民の  
方は、進めろという市民が多いというふうにお答  
えになりましたけれども、やはりそれだけで市民  
の声だと思っているのであれば、私は間違いだ  
と思います。それを進めるきちとした基本は、多  
くの市民の声を聞きながら進めるというふうなこ  
とを考えるならば、一部の市民だけの声を聞いて  
進めている背景があるのではないかなというふう  
に思うので、そこら辺の進める本来の動機とい  
うのは何なのか。いきなりこういうふうに前の一般  
質問の市長のすばらしい答弁をひっくり返すよう  
な本当の大きい動機は何なのだろうかと、そこら  
辺の答弁お願いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 市民の反応というのは、私に  
言うときは、あなたの考え方で進めなさいと、こ  
うおっしゃっていただくのです。ファクスなんか  
入っているかと聞きました。入っていないと。あ  
なたもそういう報告を受けているわけですから、

同じようなことなのでしょうけれども、具体的には行動が伴っていなかったということでありませう。

現庁舎を修繕する方法については、これは昭和42年あるいは43年に大学の建築の専門家に強度の調査をしてもらっておりますので、必要が生じればお示しすることはできます。今ただちにというわけにはなかなかまいらないのでありますが、その点をご了解願いたいと思います。

それから、私が答弁した時点で、それは原稿に5分の1と書いてあったから読んでいるのです。積立金は、当時は5分の1でよかったのです。ただ、華美な役所がずっと広がっておりまして、庁舎建設にそんなに金をかけるならば財政的な余裕があるところを見せるというようなことで、法律ではなくて、あれは通達のようなものが改正になってきている。現在は2分の1でないといけないと、こういうことになっているわけでありまして、数字が変えられてきているということを意味するわけでありませう。

庁舎建設を考えたことがあるかと。答弁書ではあるということになってはいますが、しかしその後次々に進めなければならぬ事業が累積してまいりました。それに積極的に取り組んでまいりました。それには、庁舎以前に進めなければならぬ、先ほど来議員各位があれをやるべきである、これをやるべきであるというご指摘をいただいております。そういう状況の中で、財政的な余裕がなくなりまして、庁舎建設を考えたとしても、実現する可能性が低くなったということから今日に至っているわけでありまして、今いわば柵からぼたもちのような形での現象が起きてきておりますので、それに乗っかりたいと考えているのでありませう。

官庁街を形成したいという考え方は、先ほども申し述べました。県の合同庁舎、警察署、そして

国の合同庁舎を積極的に現在地に誘致している、そういう運動もやっております。大分渋い顔をされました。渋い顔をされましたけれども、現在地に移動しております。これにまたちょっと少し余分なことをつけ加えますと、当時例えば労働基準監督署でありますとか、税務署でありますとかという建物が点在してありまして、1カ所にまとまっていなかったのでありませう。それらを全部市で買ってくれという代案が出されましたが、とても我々にはそういうものを買える能力がない。そこで、大蔵省の外郭団体であります財務事務所などが中心になって、任意に売る方法を選びました。それがほとんど今売れてしまっております。まちがそのように変わってきたということもあるわけでありまして、ある時点で考えたことがそのまま正しいというわけにはいかない。正しくても実現しないものもあるということでありませう。国の合同庁舎そのものは大変いい場所に、いい内容を持ってつくってもらいましたけれども、その残った残地の処分について、なかなかうまく進まなかったということでありませう。

全体計画を明らかにしないという答弁を漏らしましたけれども、先ほども申し上げました。購入してからゆっくり時間をかけて検討する、それこそ今購入するのは急ぎますけれども、改築をする作業には時間をかける余裕はあります。その時点で初めて、15億円という予算の概要だけはお示しいたしております。これは、あくまでも概要でありまして、精査したものではないわけでありませうが、購入しないものの全体計画というのはつくるわけにはいかないという反対的な理由もありますけれども、議決を受けるためには説明するべきだろうと、こういうお説もあるでしょう。スケッチはつくっております、ラフスケッチは、つくっておりますが、これはまだお示しできるようなものではないというふうに私は判断しております、

検討を加えていただくのには、もっといろんな角度から検討してもらふ必要があるだろうと。議会の中に小委員会をつくっていただくなり、あるいは全体でご検討いただく方法をお願いしたいというふうに考えておりますので、購入のための予算を議決していただければ、ただちにラフスケッチのままでお示しをする、それに対してのご意見を出していただくという手順を踏みたいと今の段階では考えております。

○議長（宮下順一郎） 20番。

○20番（横垣成年） 今旧アークスプラザに移転する試算は、15億幾らということですが、この試算というのは、そもそもだれがしたのかというのをちょっと最後改めて確認したいのです。これ市の方だけで計算したのか、それとも専門の建築家、そういった方にきちっと依頼して試算したのか。やっぱりここを確認させていただきたいと思います。どうしても公共事業というのは、最初少なく示して、議会の議決を経た後に2倍、3倍と膨らんでいくというのが大体の今までのものであって、今は大分改善されていますが、そういう危険性がありますので、そこら辺ちょっと確認させていただきます。

それと、今言ったその三つの方法というのを本当にしつこく言いますが、今後とも文書できちっと示してもらいたい。現庁舎を修繕するベストの方法としてどのくらいお金がかかってどうなのかと、耐震がどうなのかと、新しい庁舎の場合どのくらいお金がかかるのか、手間はどうかというふうに我々に選択する、そういうものを提供してもらわないと、移転が先にあるということだけで、そこだけで判断しろというのは、やっぱり無理があるということで文書で示してもらいたいと、ちょっとくどくど言わせてもらいたいと思います。

それと、庁舎建設の基金を積み立てた平成8年、

この平成8年度のときには、民間からの寄附が500万円あったというのです。まさに本当に浄財がゼロになっているというのに対しては、多分この500万円は、ただ修繕費に使われる500万円とは思ってはいなかったと思います。やっぱり立派な庁舎を建設してほしいというふうな願いが込められた500万円ではないかなと。この当時杉山市長が、やっぱりこれをきちっと受けて計画的にやっていたらこんなことにはならなかったのではないかなと、改めてその点についてはどのように思うかというのをお聞きしたい。

十和田市の官庁街というのは結構きれいですね。ぱっと通ると、広い通りにばあときれいな建物が並んでいる。その当時から進めていけば、ああいう近いものになったのではないかなというふうに思うので、こういう計画性のなさというのと、それはもう指摘して、前回は認めておりますから、これからはやっぱりぬれ手にアワというか、千載一遇のチャンスとか、そういうので物事を決めるのではなくて、計画的に進めるというふうなことについてどう思うか、改めてお聞きしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 十和田市の官庁街というのは、あれは馬産地で有名な十和田市があれだけの土地を持っていたのです。市役所の中へ入ったことはありますか。迷路です。官庁街は桜の名所でもあるし、随分今の状態にするために、最近金をかけているのです。私は、母親が十和田市の出身ですから、しょっちゅう十和田市に行くこともあります。私どもが計画性がないというお話でありましたけれども、計画性を持って当たってきたつもりであります。例えば今の現市役所、なぜここに建ったかということを上げると、少し長い話になるのですが、私の父親が市長をやっていた時代に建っているのです、その流れ、いきさつは承知し

ておるところでありますけれども、既に過去の物語でありますから、それを述べることはこの場にふさわしくないわけであります。

それから、金谷一丁目1番1号というこの地番であります。これは私が市議会議員のときに街区制の町名表示をとったときについた番地でございます。昔からそういう番地だったわけではなく、昭和45年ぐらいにそういう番地がついてるのであります。当時の市長も役所のスタッフも、あそこをまちの中心にしたいという思いがあったらうということは申し上げることはできますけれども、あの面積を生かすためには、いろんな庁舎がくっついてできている建物を一つにして、幾らか高層化する必要が出てくる。高層化しないと土地が狭くて、今でも車を置くのが不自由であるという状況もありますから、43年前につくったものが、果たして現実に適応しているかどうかということも思いをいたさなければならぬことではないかと思っております。今日車の時代がいつまで続くのかまで予測することは、私には困難であります。やはり今は駐車場のゆったりした土地を持っていることの方が必要ではないかという思いはあります。

その他のことについては、補足説明させます。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） それでは、設計の積算についてのお尋ねでございますので、お答えいたします。

構造計算につきましては、専門業者をお願いしてございます。設計につきましては、当建設部の建築課が担当しまして、積算してございます。

以上でございます。

○議長（宮下順一郎） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、33番飛内賢司議員。

（33番 飛内賢司議員登壇）

○33番（飛内賢司） 議案第80号につきまして、ちょっとお聞きしたいと思います。

むつ市長につきましては、大分以前から面識がありまして、いや、この方はすばらしいと。回転のよさ、よくもすぐさま臨機応変に対応できるものだなと、いたく感服しておりました。なお、この提案理由説明の真ん中あたりなのですが、本来であれば庁舎建設だと、その文面、さすが6期もやった市長と。このとおりやれるということは、やはり長年やらなければできないのだなというような感じを持ったのですが、残念ながら6期も長くやれば、こういう弊害も出るのかなというような部分もちらちら出てきたのです。まず、そういうようなことによりまして、庁舎移転にかかわる総事業費約25億円を要すると書いてあるのです。今回は、前はそういうふうなものは一切出なかった。財源支援の企業名も明示してあります。今までの同僚議員の話の中では、15億円は財政支援があるのだよと言いながら、どこの企業がどれくらいかということについては、それは明示できないというようなことをさっきおっしゃったわけです。25億円のうち15億円は財政支援がある、しかし10億円は特例債を使う。しかし、ある議員に対しては特例債は一切使いませんよというような言い方もするので、このあたりどう理解すればいいのかなという感じをしております。

それから、こういうことを言っているのかどうか、私自分で判断するために聞きたいと思うのですが、例えば今のこの議案にゴーサインが出たとすれば、いつから改修工事にかかりたいというお考えなのか、まずそのあたりもひとつお聞きしたい。

それから、現庁舎の解体、これは更地にしてどのような方向へ持っていこうとするのか、そのあたりも出てきていないのかなと思いますが、解体費用、どれくらいかかるのか、その解体費用はど

こから出るのか、そのあたりもひとつお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど同僚議員、私がいらく尊敬する議員なのですが、むつ市役所の位置を定める条例についてであります。やはりこれはもし条例を定めないうちに、例えば庁舎建設、今の旧アークスプラザがそうなったとすれば、庁舎が二つできるというようなことになりはしないかと。先ほども話が出ました、3分の2というような数字の特別多数議決ですが、万が一それで否決されたら、どうなるのかということなのです。だから私は、やっぱりこの市役所の位置を定める条例、これをやはり先にやるべきではないのでしょうか。附則でいついつからこれは施行しますよと、そういうような部分でやるのが道理ではないかなというような気がしておりますが、まず以上についてお伺いしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 改修費は、概算見積もりのような形になっておりますが、足りない部分も出てきます。その際には、合併特例債で議案として提案し、ご審議をお願いするということになります。

いつ着工するのかということでもありますけれども、着工時期については、先ほどからも答弁申し上げておりますように、どのような設計にするのかということから議会のご意見も伺う、あるいは市民の有識者のご意見も伺う、あるいは設計業者の考えも聞くというような手順を経て、ただ先ほど来お答えしておりますが、一部空きスペースが出る部分を有効活用するという考え方もお示しました。そういう考え方を受け入れていただけるかどうかは、これもまた議会の意向の問題でございますから、その際にどういうテナントに入っていたかというようなことも含めて検討しますので、最低1年半以上はかかるのではないかと。設計だけでも少なくとも6カ月以上はかかるはず

でありますから、そういうことになると思います。

解体費用がどのくらいかかるかは、今総務部長がお答えします。ご承知の方も多いと思いますが、今、川下議員の出身地の二又に産業廃棄物の最終処分場が間もなく事業開始いたします。そういたしますと、今まで八戸市あるいは青森市まで運んでいた解体費用もさることながら、運搬費用が非常に多額につくという問題がありますので、解体費用については、そのような環境の変化が生じてきているということを申し上げることだけにしたいと思います。

それから、庁舎の位置を定める条例であります。脇野沢庁舎も工事進行中に条例改正やっております。でありますから、あらかじめ条例を定めておくということではなく、資金のめどが立って、供用開始する段階で条例改正をするという解釈をしてよろしいと、こういうことになっておりますから、そのようにいたしたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 総務部長。

○総務部長（齋藤 純） 庁舎の解体費用でございます。現在計算しておりますところでは、5,000万円はかからないだろうと。先ほど市長から答弁がありましたので、解体するものが近くにあれば、その分も安くなると。現時点では5,000万円を切るということで計算してございます。

○議長（宮下順一郎） 33番。

○33番（飛内賢司） 先ほどの同僚議員には、合併特例債を使わないというような発言をしたように記憶しているのですが、私には合併特例債を使いますよと、これはどちらが本当なのかなということで再度確認したいと思います。

それから、改修工事に入るという段階では、多分そうであろうなということを想定していた部分があります。3分の2の問題がありますから。だから、最終的には1年半以上かかるということで、

うん、やっぱりなというようにならずきはできません。

それから現庁舎解体、これは5,000万円ぐらいで終わるのですか。私が聞いている範囲では、もっと大きい金額だったはずなのですが、それくらいでできるのだったら安いものかなという気が逆にしますけれども。

それから、むつ市役所の位置の問題ですが、これはやっぱり、ちょっとその部分、私の判断の仕方が違うのか、市長が言うのだから、多分それは間違いないだろうと思うのですが、先ほど川下議員もおっしゃったみたいに、第2項の趣旨からすれば、建築着工前に行うことが適当であるというような実例もありますので、やはりそのあたりはどちらがいい方法なのか、どちらが正解なのか、そのあたりもひとつお聞きできればなと思います。

それから、先ほど私言ったと思ったのですが、もし言っていなかったら、議長、ひとつお許ください。旧アークスプラザの出入り口、1カ所だけなのです。あれは今後市民の利便性を考えて、もうちょっと出入り口がふえるというような、そのあたりの確認をしたいのですが。前にも私そのことを聞いたのですが、もう一度確認したいと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 改修に関しては、合併特例債を使わせていただきますという答えをずっと申し上げておまして、使いませんということは発言しておりません。

それから、供用開始の場所の条例の改正であります。これは判例集の 331ページと332ページに載っていることでありまして、これは尋ねているのは岩手県総務部長、答えているのはこの本をつくったところでありまして、答えをもう一度読み直しますと、市町村の事務所の位置の変更に

関する条例の制定時期を新事務所の建築着工前とするか、建築完了後とするかは当該市町村の事情によって、いずれでも差し支えないが、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないと、こういうふうに指示してありますので、私どもはこの判例を尊重することにしたいと思います。それから、購入する場合は、現在入り口が1カ所しかないではないかというお話でございます。確かに入り口と出口と別々になっていますが、出口の方はほとんど物品納入業者のための道路になっております。でありますから、正面のあたりに向けて駐車場を邪魔しないような使い方をするための入り口をつくることは、我々は可能な仕事でございますから、もう一カ所ぐらいの入り口をつくるということはいたしたいと思っております。

○議長（宮下順一郎） 33番。

○33番（飛内賢司） 改修等事業費の概要一覧、これについては環境対策の問題とか、今の交通アクセスの問題、そういうようなものは一切出ていませんでしたので、あえて聞くわけなのです。やはり市民の利便性を考えた場合は、現在のバイパスから入るといような、出入りするといようなことではなくて、もうちょっと別な方面からも、この前話をした段階では、スーパードラッグアサヒですか、あっちからだど落差が何メートルあるので、向こうからの道路は大変だよといようなことも確かに言っているのですが、市民の利便性を考えたら、とにかく向こうから入りやすい、こっちからもあっちからも入れるといような現在の市役所みたいな、そういうふうな利便性を考えてやるのが普通ではないかなと、そんな気がするのですが、まずそのあたり。

それと、市役所の位置を定める条例、どうしてもちょっと納得がいけない部分があるなというふうな気がしますので、市長、後で市長の方で持っ

ているその資料、行政実例、それを私個人が勉強したいと思いますので、ひとつ配布できればと思います。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） スーパードラッグアサヒの方から入るとしても、途中の工事が大変なものになりますので、あそこは東西の線は道路計画ではあるのですが、その道路計画そのものも、いつ着工できるかわからない状態であります。図書館の方から入ったとしても、途中の工事を必要とするでしょうし、これは今この場でお答えできる問題ではなくて、もし必要であるという強いご意見があるとすれば、十分に検討してからお答えしなければならない問題であると思っております。

それから、お話しの行政実例の写しは、必要になればと思いますが、きょうでもお届けいたします。

○議長（宮下順一郎） これで飛内賢司議員の質疑を終わります。

次に、4番村中徹也議員。

（4番 村中徹也議員登壇）

○4番（村中徹也） 市役所移転問題の補正予算についてお尋ねいたします。偶然最後になったわけではありますが、お疲れのことと思いますので、手短にお尋ねいたしたいと思います。

まず1点目なのですが、言葉の表現と急ぐ理由の信憑性についてお尋ねいたします。まず、言葉の表現なのですが、前よりもわかりづらくなったという感じを私はいたしております。前がわかりづらくて、それでもなおかつ理解するのに困っても賛成する人は過半数いたと。今度は、反対者に対してもっとわかりやすい感じで来るだろうと思っていたら、ますます複雑になったと言わざるを得ない。例えば、これは簡単な問題なのです。一つの例として、東京電力から市役所建設のためにご寄附をいただきましたので、それで9億5,000万

円であそこを買いますと、この文書だけでいいのです。もしくは、合併特例債を使ってあの土地を買います、このどちらかの一本立てでよかったのです。ところが、会派代表者会議だ、あっちこっちで変な説明してしまうものですから、私としては本当に合併特例債を申し込むのかなという今度不安に陥ったのです。

財源更正をするのでしょうか、12月に。我々に今この議案を審議させるということは、問い合わせをしたら、結局うその虚偽の議案なのです。だって、財源更正するとわかっているものを、何でこれ議論しなければいけないのかなと思います。僕は、こういう虚偽の議論をするために市議会議員になったわけではないです。手前みそでありますから、議論に値しないかなと思っております。それでも現実的にはお尋ねさせていただきます。

だから最初の言葉の表現、あっちこっち飛んでいますけれども、もうはっきり言えないことも言った方がいいと思う。要するにこういうことでしょう。旧アークスプラザが25億円かかるから、企業から15億円もらって、残りの10億円は合併特例債、10億円のうちの7割は交付税で賄うから、自己負担は3割だと。ところが、3年の据え置きがあるから、この間にまたどうかしようと。結局ただということなのでしょう。何ではっきり言わないのですか。これが一つ。

次、急ぐ理由の信憑性、これも薄らいできました。きょうの市長の答弁で、管財人は、もうこれ以上待てない。待たないのですね。そうしますと、会派代表者会議で話が出ていました。動議で出るか、まだ出しておりませんが、特別委員会というのをつくろうという動きもあったように聞いております。そうしますと、物理的に考えまして、特別委員会は1カ月、2カ月で終わる問題ではない。ましてこのような重要案件になりますと、1年、

2年はかかるだろう。という、もしきょう仮に特別委員会が提出されて可決されたとしたら、その場合にこの議案がどうなるのですか。待てない、待てないといって半年、1年の特別委員会での議論を待てるのかどうなのか、これをお尋ねします。

2点目なのですが、景気雇用に対する地方自治体の権限でございます。これは、前の議員からも出ました。その中で市長は、雇用の拡大に期待はするが、商工会議所、ハローワークに頼むしか手段がないと。大型店舗、業者間の競争等を出しております。率直に伺います。市長、地方自治体の首長に、ましてこんな小さな市、あなたに景気雇用を拡大する力がありますか。

2点目、旧アークスプラザの従業員について伺います。何人が勤めていて、何人が再就職して、何人が今失業中か。聞くやによれば、生活保護をもらっている方もおるといいいます。旧アークスプラザの従業員で生活保護をもらっている方は何人ですか、これが2点目です。

3点目です。今回の上程案、今後これに修正費15億円の予算上程されるのです。これは12月定例会か、いつになるかわかりません。ここで伺いますが、仮に今回可決した場合に、次の改修費の15億円、ここで可決されなかったらどうなるのですか。先ほど市長は他の議員に対して、市役所以外に活用しない、他の活用はないとおっしゃっていました。そしてまた、電源三法交付金は庁舎に使える。あくまでも旧アークスプラザを庁舎に使うならば、例えばきょうここで可決した場合に、15億円の改修費が12月でも3月でも否決になった場合、これは庁舎は建てないのか。買った土地はどうするのかをお尋ねします。

4点目です。これは、前にもお尋ねいたしましたが、要するに支援会社、もう名前出しましたから言いますが、東京電力株式会社と日本原子力発電株式会社。この組織とむつ市という組織、もっ

とはっきり言いましょう、東京電力株式会社の社長と、市長、あなたの首はどっちが重いのですか。むつ市議会という組織と向こうの取締役会、株主総会、この組織とどちらが重いのですか。重いという定義は、誤差がございましょう。私は、あなたの首の方が重いと思うのです。それを議会の議決が優先、結局責任逃れなのです。先月も言ったでしょう。我々は選挙をやっている人間です、あなたも私も。まして直接選挙の選出ではないですか。それを企業側が、まずその方々に先に議決してくれと。間違いなくします。間違いの度合いは何%ですかと聞いたら、95%だと言ったのです。それに政治生命をかけると言ったのです。東京電力株式会社とあなたの関係はどうなっているのですか。私は、感謝されど、下げた見方をされる覚えはないのです、あなたもむつ市議会も。こちら辺、どちらが先か。結局責任の度合いなのです、首の軽さなのです。あれから1カ月たって、良好な関係でしょう、中間貯蔵施設で。それでも、これは言わなければだめです、あなた、市長。これいかがですか。

5点目なのですが、これは先ほどと同じです。柴田議員が責任の所在をお尋ねしましたらば、この扱いの後慎重に考えると言っていました。責任の所在は、結局前と同じなのか、結局あのコアの部分についてだけの政治生命をかける、そうですね。そんなたかだか庁舎で政治生命かけたのは、1年に4人も市長がかわってしまいます。庁舎ではなくて、あの部分。例えば先に議決しますね。そうしたら、15億円は確実に入ってくるのです。この間は95%だと言ったのです。そんな100%でなければやるものではないのです。

6点目のお尋ねなのですが、ちょっと話はズレますが、昨年からことしにかけて、脇野沢の参与ございましたね。それから、危機管理官、先月の旧アークスプラザ、もうもの見事に否決をされ

た。これは、あなたは議会からもう信任されていないのです。あなたは辞表を出すべきです。いや、冗談ではないです。議会から信任されない市長が居座って、また出す。きょうの結果、どうなるかわかりません。きょうの結果が例えば1票、5票、10票の差で勝ったにしたって同じことです。これだけものの見事に去年から否決されて、ありましたか。支えている私としてもがっかりしますよ。

いいですか。議会というものは、市長、一つ言います。あなたも直接選挙なのです。我々も直接選挙なのです。意見が食い違ったら、どちらかに民意がないのです。我々は、民意を背負っているのです。あなたも民意を背負っているのです。この調整がどこでなされると思いますか。これは、世論調査でどちらかが譲るかが一つ、もう一つは、側近による調整がなされるか、この二つしかないのです、政治学上。これもなされない。あなたは、今すぐ辞表を出して、次の来月の選挙に出るべきだ。私は応援しますから。いや、これけじめでしょう。あなたは議会に信用されていないのです。あなた一人で寂しいから、前3人、助役も収入役も。とんでもないです。きょうの議論を聞いたってわかるでしょう。だれ一人として信頼されているような質疑していないではないですか。私は、あなた方3人に辞表を出すことを強く求めます。

以上、6点。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） 議決を急ぐ理由というのは、これは先ほど来、ずっと申し上げてまいっております。これは、管財人の責任にかかわる部分を、つまり私どもに対して譲ってくれているという要素が強い。さらに、特別委員会という議論があるではないかと。特別委員会は、少なくとも半年や1年かかるだろうと。私は、この場合、この議案を撤回するか、辞表を書くか、どちらかです。この議案を撤回するか、辞表を書くか、どちらかで

す。

また、景気や雇用を増進させる権限はあるか。これは、残念ながらふがいない話であります。小規模の雇用についてはどうやら役に立つときはありますけれども、それはいつもそうできるという状態ではないし、景気の動向については、今我々が逆立ちしたって何もできない。雇用の状況、生活保護を受けている状況を説明しろということですが、これは今手元に資料があるかどうか、経済部の方と保健福祉部の方で検討してあるものがあれば、報告をさせます。

次に、改修費の案件が否決された場合はどうするのだと。これは、前の答弁と同じように、辞表を書くか、何か方法をとらざるを得ないでしょう。

社長と市長とどっちが重いのだということですが、それはどちらが重いという見方もないでしょうけれども、大きな権限を持っているのは大会社の社長の方でしょう。私は、議会で否決されると辞表を書けとまで言われているわけですから、これについては重さを比較することは無理だと思っております。

それ以外にもお尋ねがありましたが、逃げさせていただきます。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（村中徹也） 細かい資料は後からでいいです。

まず、逃げた答弁よりも、特別委員会の問題ですが、もし……

（不規則発言あり）

○4番（村中徹也） 私も言うつもりはなかったのです。ただ、先ほどから会派代表者会議だ、議会運営委員会で出た話をみんなしているのです。そうでしょう。この15億円だって言っていないでしょう。会派代表者会議でしょう。議案にも載っていないでしょう。言っただめな話を言っているのでしょうか。だからいいのです。もし出されたと

して、特別委員会設置の動議、これが可決されたら撤回、要するに議案を下げる。そうしますと、可決されたばかりの特別委員会が機能を果たさない。もしくは自ら市長が辞表を出す。それだけ時間がないということで判断していいのかどうか。

例えば今、僕は半年で終わるとは思っていない、市長は半年と言いましたが。では、特別委員会が例えば3カ月で終わったとか、終わるという保証はないです、また物理的にないですけども。だから、撤回するか、辞表を出すかということは、このいわゆる急ぐ理由の信憑性、要するに待てないということで判断していいのか。待てないのは、本来はいつまでなのか、はっきりきょうで終わりだと言えるのか、ここをお尋ねします。

景気雇用ですが、まことにもってあなたの言うとおりです。どこの地方自治体でも、どこの市議でも、景気、雇用、景気拡大、雇用の拡大とあるはずがないのです。本当に困っている人を助ける今の地方自治体の仕組みではないのです。私が3年前の3月に一般質問をやったときに、困っている方がいっぱいいるから、何とか助けてやってくれと。バブルの恩恵を受けないで不景気の恩恵ばかり受けて、今東京がバブルで燃えているときに、ここは何ですかという質問でした。そうしたら、経済部で、低利子の貸付制度だとか、税金の半額になる申請だとかあるけれども、本当に困っている人、だれが借りに来ましたか。だから、地方自治体にはそういう権限はない。ただ、声を大きくして言えない、困っている人が現にいますから。それでも言わなければいけないのです。間接的に市長が言ったように、ほんの5人、10人しかできないのです、現実問題。それを除けば、極論として、あなたにむつ市の景気、雇用、拡大雇用、あなたではなくて、地方自治体の首長にはできないのです。そうでしょう。

それから、3点目のお尋ねなのですが、私これから出される修繕費が否決になった場合にどうするのかということを知ったら、市長は今辞表、今回可決されて、次の修繕費15億円が否決されたら辞表するだろうと、辞表するしかないと言いました。この間は政治生命議会で、きょうは辞表というのをもう4回出しましたから、きょうは辞表議会ですなと思っているのですが、なぜ言ったかと申しますと、議員個人個人で、やっぱりあります、市民の声聞いています、さっきから出ています。私に来る声で一番多いのは、土地は最高だ、建物はだめだと来ているのです。一番多い。2番目に多いのが、最高だ、全部買ってしまえ。その1番目のことを聞いたのです。あの建物は、10年、20年、30年のスパンで考えれば、買ったよりも高くつく、素人でもわかる。根拠がないですね、その素人の。要するに建ててあるものを壊すわけです。壊して附属品をつけるわけなのです。だから、高くつくから、場所は最高だけれども、建物が何とかならないかというのが、僕に対して一番多いから質問したわけです。

もう一度聞きます。先ほどの議員にも答弁されましたが、あの建物を壊すわけにいかないのですか。壊して、あそこに新庁舎を建てる。これ何とか、優秀なスタッフがいますが、何か考えられる方策はないですか。私に来ている不安がそれですから、これをお尋ねします。

それから、5番、6番目、責任の所在と辞表ですが、確かにきょう、今すぐ私が辞表を出せと言ったら、それには答えない。一番最初の問題で、仮に特別委員会が可決されたら、議案を下げるか辞表を出すかと言っているから、どちらかなのでしょうね。それが答弁だとしか思いようがない。ただ私が言っているのはそうではなくて、もう体をなしていないでしょうということを言っている。あのたび重なる否決。体をなしていないから、

出直して民意を問うたらどうですかということを書いているのです。

市長は全国市長会にも行っていますが、鉄則があるのです。いろんな書物も読まれていると思いますが、合併したら大型事業はやるなということになっているのです。今回の大型事業、確かにここまでめるといことはお粗末です。あなた方がお粗末なのです。鉄則として、合併したら、特に在任特例を使った合併は、その選挙が終わるまで大型事業をやるなということになっているでしょう。どこの市でやっていますか。だから、あなたは今、味わったことのない思いをしている。

特例債だって、在任特例だって、僕は議会に異は持っていませんから。特例とつくではないですか。特例というのは何だか意味知っていますか。過去に例がない、先に例としないのです。これが政治学では不平等、不条理となるのです。普通ではないということを書いているのです。そこに行動を起こしたあなた方が間違いだ。起こしてはだめだという政治学であるのです。もっとうまく起こせばよかった。この辞表。一蓮託生です、そこ。

もう一度言います。やっぱり私は、あなたは信を問うても私は勝てると思う、あなたの実績からして。私は、あなたは信を、民意をやっぱり問うてみるべきだと思う。

以上、3点。

○議長（宮下順一郎） 市長。

○市長（杉山 肅） ご質問の柱は、否決されたらやめると、こう言っているわけです。そうしましょう。

もう一つ、改修費の案件の可否は、建物が大したことではない建物だけれどもということですが、これにはお答えしましょう。なぜかという、それだと新規の建設費を必要とするから積立金がないと建てられないということになります。

○議長（宮下順一郎） 4番。

○4番（村中徹也） 否決したらおやめになると。

当然ですわね。そこまで腹くくってかからなければ。ただ、忘れてはいけないのは、何度も言います。あなたも直接選挙なのですから。我々も直接選挙なのですから。民意は我にあると思うのは、あなたでしょう。私らも思っている。その志を忘れてはいけないのです。ついこの間、民意を問うたばかりでしょう、あなた。直近で民意を問うたのはあなたで、我々は、旧大畑町は最近民意を問うた選挙をやっていますが、我々は3年民意を問うていない。来年洗礼を浴びますが。その点では、あなたは自信を持っていいと思う。だから、民意を問うために辞職をして、また50日以内に行われと思う選挙に出ればいい。出て受ければ信任でしょう。それを否決する、今度はとある団体が責任を問われるのです。当たり前のことだ、これ民主主義のルールなのですから。

最後のお尋ねですが、だから特別委員会設置の動議が出されて、それは議案をおろすべきでしょう。別に特別委員会云々であなたの首をとろうと思っていない。私は、要するに今あなたの言うとおり、普通の議決になって敗れた場合に辞表を提出すべき。一生懸命私も選挙、あなたの選挙やりますから。

最後に、いいですか、特別委員会設置の動議がまだ出されていません、話にはあります。それでやめることはないですから、はっきり言っておきますが。否決されたわけではないでしょう、審議するのです、ずっと。たまたまそちらの事情で長引くのはまずいから撤回するという話でしょう。そうしたら、身を引くのではなくて、議案だけ下げればいい話でしょう。そういうことです。

先ほどの一言を聞いたので、答弁要りません。これで終わります。

○議長（宮下順一郎） これで村中徹也議員の質疑を終わります。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

(「議長、18番、動議」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 私は、5名の賛同者を得まして、やはりイエスかノーではなくて、もう少し時間をかけるという意味で次のとおり特別委員会の設置を求める動議を提出します。

一つは、名称として新庁舎建設審査特別委員会、二つとして設置の根拠、地方自治法第110条及びむつ市議会委員会条例第6条、3、委員の定数は議員全員、4、付託事件、議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算、5、4の付託事件の審査が終了するまで閉会中も継続審査することができる。この文書を議長に出します。

それと、あわせてこの議案が採決の場合、投票による表決を、無記名投票によって行うようあわせて要求をいたしたいと思います。

以上です。

○議長(宮下順一郎) ただいま18番柴田峯生議員から動議の提出がございました。文書を出されておりますので、ただいま確認のために暫時休憩いたします。

午後 8時44分 休憩

午後 8時50分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま柴田峯生議員から議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算について、全員による新庁舎建設審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付したい旨の動議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 8時51分 休憩

午後 9時07分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本動議は、議案第80号に直接関係のある動議でありますので、これをただちに議題といたします。

次は、ただいま議題となっております議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算については、全員による新庁舎建設審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付したい旨の動議について、提出者から説明を求めます。18番柴田峯生議員。

(18番 柴田峯生議員登壇)

○18番(柴田峯生) 特別委員会の設置に関する動議を提出する趣旨を申し上げます。

今議題となっている議案第80号は、9月定例会において、市長の提案が削除されたことに伴い、市長が歳入の科目を変更し、改めて提案したものであります。

私は、所定の賛同者を得ましたので、次の趣旨で動議の提出に及んだものであります。

一つは、市の庁舎は市の根幹をなすものであります。したがって、地方自治法第4条第2項には、事務所の位置を定め、これを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならないとあり、また同条3項では、その位置を定める条例は議会を構成する議員の3分の2以上の賛成がなければ制定も変更もできないものとなっている。しかるに、前定例会では賛否が半ばし、議長裁決というものでありました。これは、私はむつ市議会を二分するものであり、この3分の2以上の賛成が私は得られるよう努力するのが必要であると思っています。

二つは、少なくとも議会は市民のために努める議会として、その持てる機能を最大限に発揮することが可能な特別委員会を設置し、議員自らの意見や提案を交えながら、理事者の考えをただすことがよりよい議会の方向と合意形成が得やすくなるものと考えます。

三つは、旧4市町村の合併にちなんでの市民と市及び議会の話し合いで合意した幾多の事項を市民の代表である議会が庁舎の移転という重要な事項の変更を目前に市民の声を反映する機会をつくることができないとはいかかなものでしょうか。議会は知るべき市民の発言の場を特別委員会という場で可能な限り公聴会や参考人の招致、例えば庁舎の移転に関係する土地の関係者とか、あるいは建築の問題とか、あるいは財政の問題とか、あるいは合併協議会に参加した市民の多くの方々をお招きし、そして市民の生の声を聞くべきであります。拙速に陥ることなく、これらを生かし、審議されることを望むものであります。

よって、本動議に議員各位の満場のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで提出者の説明を終わります。

議事整理のため暫時休憩いたします。

午後 9時11分 休憩

午後 9時34分 再開

○議長（宮下順一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算については、全議員による新庁舎建設審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付したい旨の動議を提出した柴田峯生議員の説明に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

59番中村正志議員。

（59番 中村正志議員登壇）

○59番（中村正志） 提案者に対しまして、1点だけお尋ねさせていただきたいと思います。

現時点で特別委員会を設置し、時間をかけて議論をするということは、破産管財人との関係、支援をしてくれる企業との関係、臨時会でのきょうの提案という状況を考えた場合、特別委員会の設置そのものが直接本議案の否決とはならないものの、実質的には本議案の否決、あるいは廃案と等しい意味を持つと私は思っております。その点についてどうお考えでしょうか。

私は、本日市民の負託を受けた議員としての責任のもと、本議案の判断をしようと思ってこの議場にやってきました。提案者を含めてすべての議員がそうだと思うのですが、きょうのこの日まで多くの市民の意見や声を聞いてどうすべきかと考えてきたと思っております。私は、議員として投票行動を明らかにしたうえで判断するために、この場に来ております。議員として責任ある判断をする場を奪うかもしれないこの特別委員会の設置についてどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 59番中村議員のお尋ねが二つであったと思います。

この特別委員会を設置することが市長の提案を否決または反対すると等しいと考えるということでございますが、私たちはそのような判断をしないがために特別委員会をつくって慎重な審議をもうちょっとした方がいいと、こういう考えで提案したわけでありまして。

それから、市民の声を聞きながら判断をしてきたということではありますが、やはり市民の声をそれぞれの議員はそれぞれ受けとめてきております。しかし、公の場で市民の声を聞くということ

は、議会が特別委員会を設置すれば、その場でそれらの方々に発言をする場を与えることができるわけです。より濃密な市民の声を私たちは聞けるものと、こう思っているわけです。そういった意味からすれば、議員が責任逃れのようなことによる判断をするということに受けとめられるとすれば、それは決してそうではなくて、私たちはよりよい判断を求めていくためのよりどころとして特別委員会を設置するわけであります。

それから、臨時会で特別委員会を設置することについての問題であります。ご案内のように、私どもは会派代表者会議でも会期をふやすようお願いしたわけです、議案の熟考しながら。ところが、会場とかそういった問題があるということで、1日と議会運営委員会がお決めになったわけであります。決して臨時会だから特別委員会をつくって、それをやることはおかしいということはありません。議会は議会としての持てる力を十分出すことが私は必要だと思います。そういう意味で中村議員にもご賛同を賜りたいなと、こう思っております。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（中村正志） 私のお尋ねの趣旨と若干違ってとられているようですが、先ほどの本議案の質疑の過程を聞いておりましても、もしこの特別委員会設置が可決されるとするならば、議案を取り下げる、あるいは時間的情況を考えて、そのような時間はないということでありました。あくまでもそういう意味におきまして、これをそれでも可決するよう皆様にお話をするのか、そういうことを聞いたかったわけでございます。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 今お尋ねの趣旨が、先ほど村中議員のお尋ねに対して市長から、特別委員会が設置になれば撤回もしくは取り下げという答弁が出たわけでありますけれども、これは議会の性格

としてあり得ません。当然質疑をしたわけですから、特別委員会を設置したからといって、その議案を否決したものでないし、賛成によって可決したものでない。その特別委員会にゆだねるといふ制度ですから、その制度を活用しようということでは私たちが考えているわけです。

それから、もう一つの時間的余裕がないというお考えですが、前の9月定例会でも時間的余裕がない、そして否決されました。しかし、今日提案されたように、まだ時間があつたわけです。その経過は、質疑の中で何ら説明されておりません。したがって、私たちは、より説明をして、あるいは管財人の方にも深いご理解を得るといふ立場からすれば、特別委員会の設置は非常に有効だと、こう思っております。

○議長（宮下順一郎） 59番。

○59番（中村正志） 3回目ですので、これで最後にさせていただきたいと思ひます。

そうしますと、この特別委員会を設置して議論をし、この庁舎を取得するという判断になった場合には、まだ相手方との交渉の余地があるとお考えなのでしょうか。

○議長（宮下順一郎） 18番。

○18番（柴田峯生） 私は、場合によっては特別委員会へ管財人の方にお願ひをして出ていただいて、実情をお話ししていただくことも一つの手だてだと思います。ですから、それが可能であると私は思っております。よその管財人との話し合いの中でも、一般的なお話ですけれども、管財人と買い受け人の話もそういったことは何度も行われておりました。これが一つのやっぱりビジネスだと思ひますので、私は可能だと思ひます。

○議長（宮下順一郎） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。柴田議員は自席にお戻りいただきます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。7番川下八十美議員。

(7番 川下八十美議員登壇)

○7番(川下八十美) 新庁舎建設審査特別委員会の動議に対して、私は賛成討論を試みるものであります。

本動議につきましては、ただいま提案者から趣旨説明があったとおり、これからはお一層慎重に判断すべきとの立場から、今までの質疑、答弁の中で可否の判断が難しく、さらに継続して審議が必要と判断され、閉会中も引き続き継続審査をされることを望んだ提出だと私は理解をいたします。したがって、この特別委員会を設置したからといって、市長が議案第80号を取り下げるといことは、もはやあり得ることではございません。ましてや私たちはこの特別委員会を可決していただいたとしても、市長の辞職を求めるものでもないことを私は訴えたいのであります。

それよりはむしろ、庁舎新築、いわゆる移転は、我々新しいむつ市の百年の大計の一里塚だと私は認識をいたしております。でありますから、今後我々議会といたしましても、重ね重ね幾度となく議会としての独自の審査を行いまして、そして今日までの議会の議論を踏まえながら、我々議会自らが3分の2以上の賛同を得るように議会として努力して、せっかく浄財をご寄附していただけた東京電力、もう一社の方々が安心してむつ市に浄財を寄附できるように議会がしむけなければならぬと私は痛感するものであります。これは、議会が市庁舎の位置を市長に出すこともできるのです。私は、必ず特別委員会を設置して審査を重ねることによって、市長の提案と私たちの議会の審議が一致するものと考えておりますので、決して市長の提案を否定するものではございません。ましてや、私は市長の提案を確かなものにするために特別委員会を設置をして、この6人の動

議を出された方々に心から敬意を表して賛成討論といたします。

満堂の皆様方のご賛成を心のしんよりお願いを申し上げます。

○議長(宮下順一郎) これより本動議を採決いたします。

この採決につきましては、柴田峯生議員ほか5人から、無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(宮下順一郎) これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は58人であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(宮下順一郎) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(宮下順一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本動議を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて、順次記載台で記入して投票を願います。繰り返します。本動議を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて、順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長(小島昭夫) それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

投票記載台のスペースの関係により、同時に投

票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番堺孝悦議員、26番東谷良久議員、42番千賀武由議員を指名いたします。

よって、5番堺孝悦議員、26番東谷良久議員、42番千賀武由議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数58票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 25票

反対 33票

以上のとおり反対が多数であります。よって、議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算については、全議員による新庁舎建設審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査及び調査が終了するまで閉会中の継続審査に付したい旨の動議は否決されました。

暫時休憩いたします。

午後10時02分 休憩

午後10時10分 再開

○議長(宮下順一郎) 休憩前に引き続き会議を開

きます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。52番佐藤司議員。

(52番 佐藤 司議員登壇)

○52番(佐藤 司) 庁舎移転予算に対し、反対討論を行います。

私は、常々むつ市に若い人たちの働く場がないと思ってきました。子供たちが高校、大学を卒業するまで、親たちは学費や仕送りのために必死に働き、卒業後は地元で働いてもらうことを願っております。しかしながら、経済不況と相まって、地元での働く場が少なく、帰ってこられる状況にはないわけであります。加えてむつ市の大手スーパーマーケットであるむつショッピングセンターが倒産し、さらにキノシタも倒産しております。また、表面化しておりませんが、不況によりリストラに遭っている方々もふえてきています。結果的にむつ市から出て仕事を探すことになり、定住が図られず、少子高齢化に拍車をかけることになり、さまざまな部分に影響を及ぼすことになりました。このような実情を市長は認識しているのでしょうか。

今、市庁舎移転の予算が提案され、東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社から15億円の協力がもらえることになりました。市長は、これを市庁舎移転に使うためにお願いをし、いただいたということですが、市長はなぜ市民のために使えるように交渉しなかったのでしょうか。市民のために使えるように要請すべきであったと思います。

中間貯蔵施設誘致の市民の思いは、これを起爆剤にして現状を打破してもらいたいとの期待があったわけであります。このことにより、波及効果

が期待でき、雇用が拡大され、むつ市の経済が活性化されると期待していたわけであります。当然私もその一人であります。

今現在破産しそうなむつ市財政です。市長は、これまで各種の質問に対し、財政的に困難だから実施は難しいと答弁してきています。通常庁舎建設を進めるに当たっては、まず職員数に応じた適正な庁舎規模を算定し、それをもとに建設費を積算し、次に建設の仕方、自前で建設するか、PFI方式またはリース方式を採用するかなど慎重に検討するものです。そのうえで旧アークスプラザへの庁舎移転が有利かどうか判断するものですが、今回もこういう資料は一切提示されていません。初めから旧アークスプラザへの庁舎移転ありきで、すべて物事が進められています。今この補正予算を認め、莫大な資本投資を要する市庁舎移転を認めることになれば、市財政をさらに逼迫させ、財政再建を図ることが困難になることは明らかであります。

国の制度改正により、市民の負担はますますふえてきています。電源三法交付金の中には、電気料の還元措置が可能になっています。むつ市でも一度は実施しておりますが、この電源地域の特例措置に対しても財政再建を理由に市民還元をしておりません。中間貯蔵施設の建設に着手すれば、1世帯当たり年間3万円ほどの電気料を還元することができます。それまでに財政再建にめどをつけ、電気料の還元措置を実施して、むつ市民に中間貯蔵施設誘致の恩恵を享受してもらおうではありませんか。

現在逼迫した財政状況にある中、なぜ今市庁舎移転に莫大な財源を使う必要があるのですか。全く理解できません。議員の皆様も、この市庁舎移転に関しては、これまで市民の皆様からいろいろなお話を聞いてきたと思います。どうだったのでしょうか。お一人お一人伺いたい気持ちです。

市民の切実な思いは、市長の考えている方向とは全く違っています。市長、どうか意を決して雇用の場を市民に与えてください。そして、大切な東京電力の協力金を市民のために使ってください。市長、20年の実績で培った人脈をもって、市長が市民のために奔走し、トップセールスをすれば、必ずや誘致に応ずる企業は出てくると確信しています。その市長の成果を確認するために、旧アークスプラザの用地を雇用の場として用意しておこうではありませんか。

そして、繰り返しますが、この協力金はぜひ市民のために使ってください。特に未来のむつ市を担う子供たちのために、20年後、30年後を見据えた雇用問題、地域振興のために使ってください。

以上の理由により、市民の声を市長を初め議員の皆様にお伝え申し上げ、本予算の用途について反対する立場から本議案に反対いたします。

今何が大事か、今何を求められているかを議員の皆様にご理解いただきますようお願い申し上げます、本議案に反対していただきますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（宮下順一郎） これで佐藤司議員の討論を終わります。

次に、13番東健而議員。

（13番 東 健而議員登壇）

○13番（東 健而） 議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算について、私は法定協議会での取り決めに遵守するべきという立場から反対討論を行います。

この議案は、むつ市の市庁舎移転の問題ですが、合併協議会で示された財政シミュレーションの中での特例債の扱いに修正が加えられようとしています。また、シミュレーションでは、合併後5年間は財政健全化に取り組み、できるだけ赤字を減らし、その後の5年間、平成22年から平成26年までで69億円の特例債を計上するとされて

います。質疑でも申し上げましたが、この移転計画を認めると、4市町村で協議された協定内容に変化が生じ、財政健全化計画に支障を来し、赤字がふえ、当初の特例債の使用が減額されるおそれが出てまいりました。このことにより特例債が旧町村部の人口減少対策や少子高齢化対策、雇用対策などの地域振興に投入されることが先送りにされる危険があります。特例法の概念である旧町村部の衰退に歯どめをかけるという対策が後退し、取り返しのつかないことになりかねません。

私たち旧町村部の議員は、在任特例により旧町村部から送られ、合併当初の協定事項を遵守させ、監視するという立場にあります。また、この協議内容については、各旧市町村部からも委員に任命された方々が参加し、大変な議論の末にまとめられた協定項目であります。各委員の承諾を得ず、説明責任も果たしていない現状から、市民にも行政側の責任として意見を聞く機会を与えるべきであります。今のままでは、どのくらい建設費がかかるかわからない問題を抱えています。

以上の観点から、この議案に対して反対という苦渋の選択をすることにいたしました。議員の皆様方のご賛同をよろしくお願いいたし、反対討論といたします。

○議長（宮下順一郎） これで東健而議員の討論を終わります。

次に、41番杉浦洋議員。

（41番 杉浦 洋議員登壇）

○41番（杉浦 洋） 今臨時会に提案されています議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算に対して反対の立場から討論させていただきます。

本案の財源に合併特例債を計上しているところから、合併協議会委員を務めていた者として、合併協議会の経緯等を踏まえた意見を申し述べ、皆様方のご賛同を得たいと思います。

私は、平成14年5月に設置されたむつ下北地域市町村合併共同研究会から合併協議に参加した者の一人として、市庁舎移転先用地取得費並びに改修費等の財源として合併特例債の活用を予定していること、新市の事務所の位置は現むつ市役所の位置とするという、協定項目4番目の市役所の位置を変更することは、協定を無視する市民に対する裏切り行為であり、到底容認できるものではありません。

合併に際し、作成が義務づけられている新市まちづくり計画の地域の課題として、地方分権が推し進められる中で、地域社会を健全な形で経営していくためには財政基盤の安定強化が不可欠であり、そのための財政再建は喫緊の最重要課題であると記載されていることを取り上げるまでもなく、市の財政が逼迫し、危機的状況であることは、市長が定例会ごとに発言しているように、だれしもが認め、認識しているところであります。

全戸に配布された協議会だより第3号で既におわかりのように、合併協議会に提示された計画では、最初の5年間は財政再建に努め、合併特例債は平成22年度から平成26年度に均等に計上し、さらに有利な起債である合併特例債といえども借金であることには変わりはなく、後年度の負担を軽くするという考えから、上限額230億円の30%、69億円とするという財政シミュレーションを基本に、3年余りの年月と、十数回に及ぶ会議と、2,000万円近い経費をかけ、委員として参画した方々の苦勞、さらに職務として合併事務を担当した職員の方々の願いと思いが込められた新市まちづくり計画と合併協定が合併後1年半余りで破られることにむなしさを感じます。

また、計画には今後100年をかけ、北の美と美しい都をつくるという気概を持ち、住みやすく、美しいまちづくりを行い、人、産業、文化等の集積を図り、「人と自然が輝く やすらぎと活力の

大地「陸奥の国」を実現し、子供や孫たちにとって住みやすいむつ市であり、加えて外に向かって誇れるような郷土むつ市をつくるという願いと思いが込められたものであります。

協議会の会長として、自らも策定に参加し、調印したいわゆる市長が決めたと言っても過言ではない協議会の法律を市長自身が破るということでは、常日ごろ市長が言うところのコンプライアンス、法令遵守の精神はどうなるのですか。

市長が旧むつ市民に約束した電源立地地域対策交付金の電気料金への還元策を準用財政再建団体転落防止のためと称して1年で取りやめたことがむだになり、旧市民の方々に欺くことになりませんか。市長の長い政治経験で、経験を積むことでしか得られない貴重で豊富な知識とたくいまれな政治力に、新市の将来を託した多くの市民の方々の期待を裏切る政策であると言わざるを得ません。

市長は、難産の末の合併であったので、心の融和に意を用いながら、理解する努力と協調の気持ちを忘れずに市政運営に当たっていきたくいと述べており、さらに懸命に汗を流し、努力した人が相応に報われる社会であってほしいと願い、あしき潮流に身をゆだねて努力を怠る愚を繰り返してはならないと自らを戒め、厳しい冬をしのげば桜花らんまんの春が必ずめぐってくるのが自然の摂理であると、市民に対し我慢だけではなく、夢と期待を持たせるような発言をしておられます。しかしながら、合併後想像以上に急激に落ち込んだままのそれぞれの地域経済の立て直しのために、今何が必要なのか、行政に何が求められているのか、いま一度検討する必要に迫られているのではないですか。

市長、旧町村の方々は、厳しい冬がいつまで続き、いつまでしのげばいいのですか。旧町村には、本当に桜花らんまんの春が来るのでしょうか。旧

町村出身の私どもに与えられた在任特例としての任期も残すところ1年を切りました。新聞紙上でも何度か取り上げられ、合併協議会でも再三にわたり議論になり、最後には経費のかからない地域審議会の創設ではなく、私どもが要求した在任特例を認めてくれた地域の方々の願い、期待、思いを合併後想像以上に落ち込んだ地域経済の立て直しとともに改めて考えてみななければならないと思っているところであります。

最後にもう一度言わせていただきます。旧市町村議会から御議決いただいた合併協定書は、尊重するものではなく、守るべきものであります。十分な話し合いと十分な説明があって、みんなの納得のもとに変更されるべきで、勝手に破ることは許されません。

市長、過ちを正すにはばかりなことなかれ。議員各位のご賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（宮下順一郎） これで杉浦洋議員の討論を終わります。

次に、21番工藤孝夫議員。

（21番 工藤孝夫議員登壇）

○21番（工藤孝夫） 議案第80号 平成18年度むつ市一般会計補正予算に対し、反対討論を行います。

本案は、庁舎移転のため、旧アークスプラザ取得費として9億5,000万円を計上しているものであります。庁舎移転については、新市まちづくり計画にもありませんし、9月12日の議会で否決されたものであり、ましてや市民の合意もないものであります。今市民生活の現状を見るとき、新庁舎建設に先んじてやるべき事業が山積していることは論をまちません。もっと市民の意見を聞き、計画的に進めるべきことを提案し、本案に反対いたします。

議員皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（宮下順一郎） これで工藤孝夫議員の討論

を終わります。

以上で討論を終わります。

これより議案第80号の採決を行います。

議案第80号の採決については、柴田峯生議員外5人から無記名投票によられたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(宮下順一郎) これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は58人であります。

投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

○議長(宮下順一郎) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○議長(宮下順一郎) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて、順次記載台で記入して投票を願います。

繰り返します。本案を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて、順次記載台で記入して投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長(小島昭夫) それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。

3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

(事務局長氏名点呼・投票)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れはありませんか。  
(「なし」の声あり)

○議長(宮下順一郎) 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(宮下順一郎) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番堺孝悦議員、26番東谷良久議員、42番千賀武由議員を指名いたします。

よって、5番堺孝悦議員、26番東谷良久議員、42番千賀武由議員の立ち会いを願います。

(開票)

○議長(宮下順一郎) 投票の結果を報告いたします。

投票総数58票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛成 32票

反対 26票

以上のとおり賛成が多数であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

報告第21号

○議長(宮下順一郎) 次は、日程第11 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第21号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第22号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第12 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市下水道事業特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第22号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は承認することに決定いたしました。

#### 報告第23号

○議長（宮下順一郎） 次は、日程第13 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成18年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第23号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第23号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下順一郎） ご異議なしと認めます。よって、報告第23号は承認することに決定いたしました。

#### 閉会の宣告

○議長（宮下順一郎） これで、本臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第141回臨時会を閉会いたします。

午後10時52分 閉会

#### 議席表

19番	久保田 昌 司	議員
20番	横 垣 成 年	議員
21番	工 藤 孝 夫	議員

22番	大澤敬作	議員
23番	千船司	議員
25番	東谷正司	議員
26番	東谷良久	議員
30番	坂井一利	議員
31番	福永忠雄	議員
32番	板井磯美	議員
33番	飛内賢司	議員
34番	赤松功	議員
35番	田澤光雄	議員
36番	徳誠	議員
37番	佐々木肇	議員
38番	鎌田ちよ子	議員
39番	菊池広志	議員
40番	野呂泰喜	議員
41番	杉浦洋	議員
42番	千賀武由	議員
43番	目時睦男	議員
44番	田高利美	議員
45番	澤田博文	議員
46番	菊池清	議員
47番	柏谷均	議員
48番	工藤清四郎	議員
49番	服部清三郎	議員
50番	杉本清記	議員
51番	慶長徳造	議員
52番	佐藤司	議員
53番	工藤直義	議員

